ISSN 0286-2239

短期大学教育

2019(令和元)年10月

75

特色ある短期大学教育の展開と質保証

「短大クエスチョン」HP

日本私立短期大学協会

短期大学教育

2019(令和元)年10月

75

特色ある短期大学教育の展開と質保証

日本私立短期大学協会

短期大学教育 75

• contents •

発刊に寄せて

短期大学があり続けるために
―戦略的広報活動「短大クエスチョン」ＷＥＢ広報―
聖和学園短期大学 学長　鳴海　渉　04

私立短期大学に係る文教施策の動向について
文部科学省高等教育局大学振興課　08

「グランドデザイン答申」後の短期大学制度
山口短期大学 理事長・学長　麻生　隆史　18

教学マネジメントと短期大学教育
聖徳大学短期大学部 理事長・学長　川並　弘純　25

短期大学基準協会の認証評価と教学マネジメント
岡山短期大学 理事長・学長　原田　博史　40

日本私立短期大学協会版ガバナンス・コードの策定とこれからの私学情勢
鹿児島女子短期大学 理事長　志賀　啓一　58

短期大学に対する助成のあり方と短期大学振興策
香蘭女子短期大学 理事長・学長　坂根　康秀　65

短期大学らしい教育を実現するために ―4年制大学と比較して―
滋賀短期大学 学長　秋山　元秀　72

短期大学におけるスポーツ振興策
武蔵丘短期大学 学長　川合　武司　85

資料　地域貢献と教育の機会均等の実現 ～私立短期大学～　96

支部別会員校一覧　98

編集後記　109

発刊に寄せて

短期大学があり続けるために
― 戦略的広報活動「短大クエスチョン」WEB広報 ―

日本私立短期大学協会 副会長
【広報委員会 委員長】
聖和学園短期大学 学長

鳴海　涉

昭和２５年、戦後の荒廃した時期を乗り越え、日本が力強く復興するためには女子の教育が欠かせないとの判断から、多くの人々の賛同を得て「短期大学」は誕生しました。戦後の経済成長の波に乗り、大きな飛躍とともに、日本の地域社会を担う人材養成に大きな役割を果たしてきました。

来たる令和2年には、短期大学制度発足７０周年という節目の年を迎えます。

発足当時の出生数は２６９.７万人、合計特殊出生率４.３２と、昭和２２～２４年までは第1次ベビーブームでした。しかし、その後急激に出生者数が減り、昭和４１年の出生数が１３６.1万人、出生率1.５８までに減少。昭和４６～４９年には、第２次ベビーブームを迎え、一時、出生数２０９.２万人、出生率２.１４まで回復しましたが、減少は留まることなく平成１７年の出生率は1.２６と最低を記録、平成２７年には出生率1.４５に回復するも、出生者数は１００.５万人となり、少子化問題は社会に大きな衝撃を与えています。

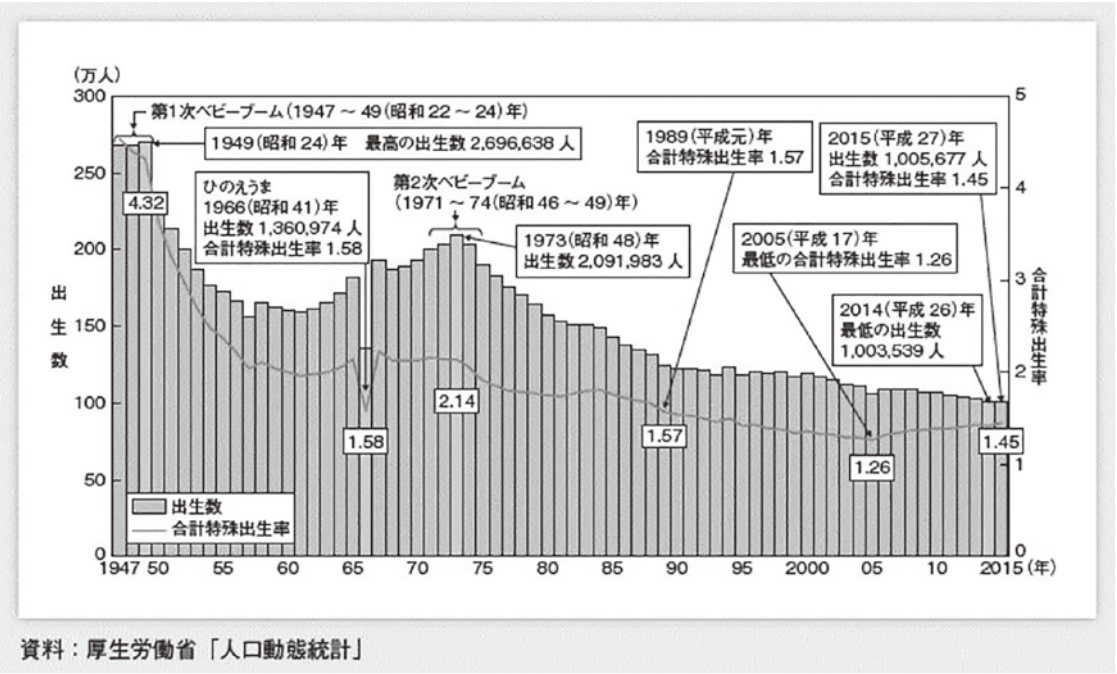

資料：厚生労働省「人口動態統計」

人口減少は少子高齢化となり、子育て施設や高齢者施設の不足、働き手不足だけでなく、地域の経済活動に大きな影響を及ぼしています。このまま減少を続ければ、日本経済が成り立たなくなるのは必定であり、ひいては教育にも大きな影響を及ぼすものとなります。世界の少資源国である日本が今後生き残りをかけるためには、人口問題解消は避けて通れません。国もそのための少子化対策に必死ですが、長期的展望を持ったものでなければならないと思います。

現在、幼児教育から高等教育まで改革の嵐です。この嵐をどうとらえるのかで日本の将来は決まっていくものではないかと考えます。目先の、小手先の手法によらず、長期的展望に立った大学経営が求められています。とりわけ短期大学にとっては、このところ試練に次ぐ試練が続いていますが、この波を乗り越すことによって将来展望が開けてくるものと考えます。

◆大学連携システム

全ての子ども達が高等教育を享受するといっても、４年制大学だけで足りるものではありません。2年制大学、4年制大学、大学院を含めた6年制大学と、互いに連携しあった仕組み、お互いに補完し合う継ぎ目のないシステムが必要と考えます。本協会副会長で、中央教育審議会委員でもある山口短期大学理事長・学長の麻生隆史先生が提唱するシームレスな手法による「短期大学制度」を構築させることがより効果的です。文部科学省、中央教育審議会においても俎上に上がってきていますが、是非とも早期に取り組んでいただきたいと思います。

◆短期大学の教育力

短期大学がこれまで果たしてきた地域貢献は、今後も欠くことのできないものであり、アメリカで広がったCommunity Collegeに倣って造られたという短期大学は、法制上一部不備な部分があったにせよ、子育て支援の面を見ただけでも、子育て世代に安全と安心もたらしている幼児教育を担う幼稚園教諭や保育士を排出してきた短期大学の役割は非常に大きいものがあります。下記に示した厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べの指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況を見ますと、養成施設として4年制大学数は２５０施設、短期大学は２４１施設とほぼ同数に近いものの、就職者数については大学が１１，４５２人に対し、短期大学は２５，３５８人と2倍以上、その内訳を見ても同様の開きがあることから、短期大学が子育て支援に貢献していることが判ります。

指定保育士養成施設種別ごとの保育となる資格取得者の就職状況　（平成26年度末）

区分	施設数	総数	保育所		児童福祉施設		児童事業		知障者施設		身障者施設		老人施設		幼稚園		その他	
	か所	人	人		人		人		人		人		人		人		人	
大　学	250	11,452	5,003	43.7%	491	4.3%	191	1.7%	217	1.9%	44	0.4%	104	0.9%	2,585	22.6%	2,817	24.6%
短期大学	241	25,358	13,943	55.0%	777	3.1%	588	2.3%	704	2.8%	124	0.5%	171	0.7%	5,597	22.1%	3,454	13.6%
専修大学	127	4,948	2,693	54.4%	285	5.8%	165	3.3%	214	4.3%	82	1.7%	86	1.7%	680	13.7%	743	15.0%
その他の施設	4	87	53	60.9%	5	5.7%	5	5.7%	3	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	7	8.0%	14	16.1%
計	622	41,845	21,692	51.8%	1,558	3.7%	949	2.3%	1,138	2.7%	250	0.6%	361	0.9%	8,869	21.2%	7,028	16.8%

（注）１．保育所とは、児童福祉法第３９条に規定する保育所をいう。
２．児童福祉施設とは、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第１７条に規定する児童の一時保護施設をいう。
３．児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設（へき地保育所等）における事業をいう。
４．養成施設数・・・平成２６年４月１日現在
（出典）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

特に、幼児期に細やかな保育ができることは、日本の将来に「明るい希望」をもたらすもので、幼児教育から高等教育まで一貫した教育が必要です。全ての教育にお金をかけられる環境は望ましいのですが、市民生活は多様であり、一人ひとりにあった教育環境や適性、経済性が求められています。

多くの地方の中小都市、特に消滅可能都市と言われるところにあっては、奨学制度が充実したとしても、家族と離れて悠々と都市部で生活できる環境にはありません。仮にあったとしてもその学生が地元に帰れるようにすべきです。地元に帰ることができる支援を行う手段や手法を国と地方、大学側も一体となって取り上げ、取り組む必要があります。

平成２３年3月11日の大規模な地震によって引き起こされた東日本大震災における大津波により被災した宮城県、岩手県、福島県を中心とした地域は広範囲にわたっており、８年が経って復興事業が大きく進んだとは言われるものの、高齢者はじめ、当時幼かった在学中の学生にも大きな心的ストレスをもたらしており、現地での経済困難は計り知れないものがあります。

ごく最近では、9月初めに、関東地方を直撃した台風による暴風雨によって多くの電力施設が破壊され、千葉県内に至っては2週間以上も電力が供給されないという事態に陥りました。温暖化による異常気象の猛威がもたらす被害の甚大さを改めて感じたところです。

戦後の短期大学が果たした役割と同じように、今後とも「短期」で、「経済的」に、「国際的に学位を付与される」メリット等を強みにすれば、今後とも日本には「短期大学」は必要なものであり、今後充足されるであろうリカレント教育などを含めれば、更に大きな発展に期待を寄せるものであります。

◆地域振興・お祭り（賑わい・出会い・交流）

視点を変えて考えてみました。全国津々浦々、至る所にお祭りがあり、その地方の賑わいを生み出してきました。その力は未だに全国各地に宿っています。岐阜の郡上八幡の古い町並みのなか踊られる「郡上おどり・白鳥おどり」は、単純な踊りによって構成されるものの人々を寄せ付け離さない。1か月にも及ぶ徹夜で町内各地を回り「かわさき」や「春駒」などの単純な振付と哀調を帯びた唄にのせて夜を徹して踊っている様は驚きです。また、秋田の角館の武家屋敷を背景として十字路を活かして行われる「山車」をぶっつけて、その競り上がった高さを競うという「山ぶっつけ」も町内ごとにまとまりを持たせ囲碁の世界を思わせる競技性をもったお祭りです。この祭りのために全国に散った町民が準備期間も含めて1か月も戻ってくるという話を聞くにつけ、そのお祭りが持つ力の凄さを感じさせられます。京都の祇園祭にしても、町内ごとの役決めや古の文化を伝承していく担い手を擁する意味では秀逸です。

こうした全国各地の有名な土地柄だけでなく、本学がある仙台市においても平泉文化の時の流れに寄り添うがごとく安部一族が残した居城の跡に建つ「坪沼八幡神社」の例大祭の神輿渡御は、午前中に神社からの急階段を降り、丸1日かけて町内の集落を練り歩き、とばりが降りた頃に社に戻る「神輿お山入り」で荒れ神輿となります。その時に口伝の奉納の謡が納められる坪沼集落の結束力は実に凄まじい。こうしたお祭りは、町内の団結を養うばかりでなく、賑わいとともに出会いと交流を生み出し、経済をも活性化させています。現代のようにテレビやゲームと言った娯楽もない時代に、豊作を祈願し、慶弔の際に多くの人が互いに助け合い、生き抜いていく活力ともなり、地方を繁栄させてきました。

こうした地方の文化や風習を支えてきたということは、地域貢献という形で短期大学も一役を担っているのではないでしょうか。戦後いち早く創設された短期大学の多くが、国文科や被服科、そして子育てを支援しようと保育学科などを設置してきました。地方に行けば行くほど、国立の大学にはない、私立の短期大学ならではの女子教育としての、家庭に密着した学科を設置し、必然的に地域に貢献する大学として、

経済的に余裕のない中、短期に学びたいという要求に応える形で、全国各地に高等教育機関として設置されたのです。

その後の経済成長とともに４年制大学に移行する短期大学もありましたが、その役目、役割は未だに大きく、前述してきたような大震災や風水害の被害にあいながら、または経済的に厳しくとも、学びたいという学生たちのニーズ、そして地域貢献に応える形で、現在、約３００校の私立短期大学があり、多くの短期大学が男女共学化し、活躍し続けています。

◆「短大クエスチョンの役割」ＷＥＢが果たす役割と効果について

短期大学のこれまでの歩み、そして必要性はこれまで述べてきたとおりですが、本来の短期大学の良さ、特徴をステークホルダーである高校生や進路担当の先生、保護者の方々を対象として判りやすく解説した書がありませんでした。そこで、より多くの方々に短期大学を認識していただく必要性から、広報委員会では、平成２９年にＷＥＢによる広報を行うとの結論に達し、以来、準備を進め、３０年５月に「高校生向けのガイド」及び「進路担当者・保護者向けガイド」をアップしました（このことについては「短期大学教育７４号」にて報告済みです）。さらに翌年1月には「短大ニュース」という情報交流の場を公開いたしましたが、各短期大学にとって広報の要となっているオープンキャンパスの情報掲載を要望する声が高まり、本年９月には、オープンキャンパスの「開催情報」、「実施報告」を掲載にするに至り、ようやくＷＥＢとしての体裁を整えることができました。この間、多くの方々にアドバイス、ご協力いただきましたこと感謝申し上げます。

併せて、この協会サイトをより多くの方々に知っていただくため、バナー広告にも踏み切ることができ、多くの方々にアクセスいただきました。一昔前とは違った広告媒体、特にスマートフォンがあたり前の世の中、高校生や特に保護者世代である３０代後半から４０代の前半の主婦層の方々のニーズにも配慮し、また４０代後半から５０代の進路担当教諭はパソコンが主流であることから、両者にとって使い勝手のよい情報ツールとなるよう心掛けてきました。

今後は、これらをさらに拡大するために加盟校である短期大学のＨＰに、「短大クエスチョン」へのリンクを張り、加えてＳＮＳなどの機能を付加し、「短期大学」を必要としている高校生、進路担当教員、お母さん世代の方々へ、最新の情報を提供できるよう検討を進めていきたいと考えています。

今、「短期大学」を必要としている学生がいます。その期待に応えるためにも、また地域社会に根ざした短期大学としてあり続けるためにも、その力となる広報活動を進めていく所存です。

私立短期大学に係る文教施策の動向について

文部科学省高等教育局大学振興課

1. 私立学校法の改正について

○学校法人制度について

平成16年の私立学校法の改正では、理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確化することによって、学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、情報公開制度が整備されました。また、平成26年の改正では、重大な問題を抱える学校法人への対応として、立入検査や措置命令、役員の解任勧告などの法的措置についての規定の整備が行われました。

他方、平成16年の私立学校法改正以降の動きとして、平成18年に公益法人制度改革、平成27年に医療法人制度改革、平成28年に社会福祉法人制度改革が行われ、公益的な法人制度においてガバナンスの強化を図る観点からの制度見直しが行われてきています。

戦後、学校法人制度は、財団法人制度を沿革としつつ、学校教育という高い公共性を有する公教育を担う機関として、学校法人にふさわしいガバナンスを強化し、社会からの信頼を受け得る制度として歩んでいます。

今回の改正は、私立学校の自主・自律を基本とし、所轄庁の指導・監督は抑制的であるべきであり、学校法人内で運営上の諸課題が生じた場合、自らの手で解決していくことを基本とした上で、他法人制度に係る改革の状況や考え方も参考としながら、我が国の教育に大きな役割を担う私立大学が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるとともに、学生が安心して学べる環境を整備する観点から行われたものです。

○私立学校法改正の概要

今回の私立学校法の改正は、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に置かれた学校法人制度改善検討小委員会の報告（以下「報告」という。）において提言された法改正事項を基本としたものです。改正案は本年の通常国会に提出、成立し、令和元年5月24日に私立学校法の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布されました。私立学校法改正に係る概要は次のとおりです。

私立学校法の改正について（概要）

令和2年4月1日施行

改正事項

（1）役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
①学校法人の責務の新設　②役員の責任の明確化　③理事・理事会機能の実質化　④監事の理事に対する牽制機能の強化　⑤評議員会機能の実質化

（2）情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】**　（3）中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**

（4）破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】**　等

学校法人

（1）役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
①学校法人の責務の新設：運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保（24条）

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

理事・理事会

監督

理事長　外部理事

【選任】
・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
・5名以上で組織
・1名以上が外部理事
・欠格事由あり

【義務・責任】
・忠実義務
・利益相反行為規制
（代表権のある理事のみ、所轄庁による特別代理人の選任が必要）

②善管注意義務（35条の2）

②法人・第三者への損害賠償責任（44条の2～44条の4）

②学校法人から役員等に対する特別の利益供与禁止（26条の2）

③特別の利害関係を有する理事の議決権排除（36条）

③利益相反取引制限の対象拡大（40条の5）

③監事への報告義務（著しい損害を及ぼすおそれのある事実）（40条の5）

監事

外部監事

【選任】
・評議員会の同意により理事長が選任
・2名以上必要
・1名以上が外部監事
・欠格事由　・兼任禁止

【理事・理事会への牽制機能】
・業務監査　・財産状況監査
・監査報告書の作成・提出
・不正行為の報告
・（不正等の場合の）評議員会の招集請求
・理事会への出席・意見陳述

監査

④理事の業務執行状況の監査（37条）

④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与（不正等の場合）（37条）

④理事の法令違反行為等の差止め（40条の5）

（2）情報公開の充実
・寄附行為、役員名簿の一般閲覧（33条の2、47条）
・役員報酬基準の作成・閲覧（47条、48条）
・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表（47条、63条の2）

（3）中期的な計画等の作成
・予算、事業計画の作成の義務付け（45条の2）
・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け（45条の2）

（4）破綻処理手続きの円滑化
・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任（50条の4）

評議員会

意見

⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見（42条）

【選任】・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任　・理事の定数の2倍超で組織
【理事・理事会への牽制機能】・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務　・意見陳述・答申・報告請求権　等

・学校法人の責務

今回の改正では、今回の学校法人制度改善全体の内容も踏まえ、学校法人の責務として、学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとすることとしています。

・学校法人の管理運営制度の改善

学校法人の管理運営制度の改善については、以下の事項について法制化するものです。

一 特別の利益供与の禁止

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとすること。

二 学校法人と役員との関係

学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとすること（善管注意義務）。

三 理事会の議事

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとすること。

四 監事の職務

1　監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとすること。

2　監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとすること。

3　監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合は、理事会又は評議員会を招集することができるものとすること。

五 競業及び利益相反取引の制限

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとすること。

六 理事の報告義務

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとすること。

七 監事による理事の行為の差止め

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為等をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとすること。

八 評議員会の議事

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとすること。

九 評議員会からの意見聴取

事業に関する中期的な計画及び役員に対する報酬等の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないものとすること。

十 役員の学校法人に対する損害賠償責任

役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとすること。

十一 役員の第三者に対する損害賠償責任

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとすること。

十二 役員の連帯責任

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとすること。

・事業に関する中期的な計画等

学校法人は公教育を担う法人として安定した経営が求められ、特に文部科学大臣所轄法人については、高度人材育成の機関として、求められる教員・施設設備も多く、また、専門分化が進み、専攻により転学が容易ではない状況を踏まえると、中長期的視点に立った計画的な経営が求められます。このため、文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成するものとすることとするものです。その際、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないこととされています。

中期的な計画の内容及び期間については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について盛り込むとともに、原則として５年以上の期間とすることが想定されており、今般の改善方策を受けた各学校法人の管理運営についても盛り込むことが必要と考えられます。詳細な内容及び期間については、各学校法人の裁量に相当程度委ねることとされておりますが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画とすることが望ましく、私立大学版ガバナンス・コード（後述）に定めるべき内容を盛り込むことが期待されることも示されています。

・学校法人の運営の透明性の向上

学校法人の情報公開については、平成16年の改正により、財務情報の公開を中心に進められてきました。また、教学に関する情報は平成22年に学校教育法による情報公開が規定されるとともに、私立学校振興助成法に基づき財務書類等の所轄庁への届出が義務付けられております。

現在こうした複層的な情報公開の定めは置かれておりますが、社会からの信頼を高め、その支援を受けるためには、より積極的な情報の提供・発信を行っていくことが重要です。学校法人においては多くの情報が既に自主的に公開されている状況や、他の法益法人制度改革が進められ、公益性を有する法人としての社会に対する説明責任の在り方が大きく変化している状況を踏まえ、高い公益性を有すべき法人として、情報公開のさらなる促進が必要です。ただし、都道府県知事所轄法人については、中小規模の法人が多く、地域的に限られた運営を行っており、また、私学助成などを通じて各都道府県における独自の監督を行っていることから、文部科学大臣所轄法人における情報公開とは分けて取扱うこととされています。

これらの情報公開の推進について、以下の事項について法制化を図るというものです。

一 寄附行為の備置き及び閲覧

学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとすること。

二 財産目録等の備付け及び閲覧

1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとすること。

2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所

に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとすること。ただし、都道府県知事所轄法人の財産目録等（役員等名簿を除く）にあっては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限り、閲覧に供しなければならないものとすること。

三　役員に対する報酬等の支給の基準

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとすること。

四　情報の公表

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとすること。

・清算人の選任

私立学校法では、学校法人が法令の規定等に違反し、他の方法により監督の目的を達することができない場合には、当該法人に対して解散命令を発出することができることとされています。この場合、現行法では、当該学校法人の理事が清算人となることとされておりますが、理事にも問題があり清算人に就任させることが適切ではないことも想定されます。このため、改正案において、学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任するものとする規定を設けることとしております。

・施行期日

新私立学校法は、令和２年４月１日から施行することとし、この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備することとしております。各学校法人においては施行日までに必要な規定の整備等を行うことが必要となります。

○私立大学版ガバナンス・コードの策定の推進

制度改正に加え、本報告においては、私学団体等が自ら定める自主行動基準である「私立大学版ガバナンス・コード」によりガバナンスの強化を図ることも提言されています。ガバナンス・コードについては、金融庁と東京証券取引所が中心となり、上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の方針である「コーポレートガバナンス・コード」が代表例として挙げられます。コーポレートガバナンス・コードは、その実施を一律に義務付けるものではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」として、何らかの事由でそれを実施（コンプライ）しない場合は、投資家にその理由を説明（エクスプレイン）することを求めています。

学校法人制度の改善においても、私立学校法等の法令に基づくだけではなく、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、私学団体等が自ら行動規範を定め、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、学校法人を運営する者が経営方針や姿勢を自主的に点検し、私立学校の健全な成長の発展につなげていくことの必要性が本報告において示されています。まずは文部科学大臣所轄法人を中心とした団体において取組を開始することが想定され、その際には

・経営と教学の連携・協力の在り方をはじめとする経営の強化

・理事会の議決事項の明確化や外部理事の適切な人数等をはじめとする理事会機能の実質化
・監事監査体制の充実や監事の選任方法の工夫等を通じた監事機能の実質化
・法人の規模に応じた評議員数の配置等を通じた評議員会機能の実質化
・事業報告書の記載事項の充実等を通じた情報公開の推進

等が盛り込むべき事項として報告において提言されています。

○今後の検討課題

今般の私立学校法改正及び私立大学版ガバナンス・コードを始めとするガバナンス強化の取組は、学校法人制度上の大きな改革であり、今後制度を着実に実施し、各学校法人における取組が行われるよう運用されることが重要です。その上で、報告や骨太の方針2019において、学校法人制度の更なる改善に向けた検討が提言されており、今後検討される公益法人制度改革等も踏まえ、ガバナンスの強化や会計監査、情報公開の在り方について引き続き検討していくことが求められています。

2. 私立大学等改革総合支援事業について

文部科学省では、教育の質の転換、地域発展、産業界・他大学等との連携など、大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等への支援を強化するため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」を実施しており、今年度で7年目を迎えます。

平成30年度の「骨太の方針2018」では、「各大学が人材育成の3つの観点（世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材）を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する」ことが示され、また、同年11月にまとめられた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、社会が大きく変わる中で高等教育に求められる役割も変化し、高等教育全体として改革を進める必要性が指摘されており、本事業においてもこうした時代の変化も踏まえながらスキームの見直し等を行っているところです。

平成30年度は、全学的な体制での教育の質的向上に向けた取組を支援するタイプ1において、短期大学も207校中64校が選定されました。さらにこのうち、一部の短期大学は他のタイプでも選定され、複数タイプに選定されています。また、プラットフォーム形成での選定率は134校中34校となっており、地域において他の機関と協力しながら大学改革を進めていることが伺えます。

令和元年度の本事業では、前年度までの各大学の取組を活かしつつ、さらに一歩進める観点からタイプの見直しを行い、今年度はタイプ1「特色ある教育の展開」、タイプ2「特色ある高度な研究の展開」、タイプ3「地域社会への貢献」、タイプ4「社会実装の推進」の4つを設けました。

なお、今年度より見直されたタイプ3では、プラットフォームを通じた複数大学間、自治体・産業界との連携等を引き続き支援することに併せて、地理的状況などからプラットフォームを形成するのが困難な場合でも、地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を新たに支援します。

私立大学等改革総合支援事業

2019年度予算額　147億円
(前年度予算額　131億円)

文部科学省

事業概要　特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

人材育成の３つの観点（骨太の方針2018）

- 高度な教養と専門性を備えた先導的な人材
- 具体の職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材
- 世界を牽引する人材

社会の変化を見据え、各大学等が自らの強みや特色を踏まえて、人材育成の観点から中軸となる機能・役割を明確化

基本スキーム（イメージ）

※特別補助交付額：タイプ１，３，４は１校当たり1,000万円程度、タイプ２は2,000万円程度を想定（各選定校数等により変動）
※全タイプを通じ、成果の発信とリカレント教育へ配慮

タイプ １「特色ある教育の展開」　175校程度

- 学修成果の可視化に基づく教育方法の改善や文理横断的な教育プログラムの開発、教育の質向上に向けた特色ある教授・学習方法の展開を通じた教育機能の強化を促進
- 入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ ２「特色ある高度な研究の展開」　40校程度

- 社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進

タイプ ３「地域社会への貢献」　165校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援（２０～４０グループ）

タイプ ４「社会実装の推進」　80校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

※2019年度予算額には、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業・私立大学研究ブランディング事業の継続支援分を含む

私立大学等改革総合支援事業タイプ３「地域社会への貢献」

１６５校程度（20～40グループ含む）　2019年度予算額147億円の内数

地域連携

● 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、**地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組**を支援

地元の地方公共団体と連携した取組（例）

私立大学　地方公共団体

生涯学習機能の強化	地域人材の育成を目的に、地方公共団体が運営する公開講座での開講のほか、大学独自で学内や高等教育機関のない地域での公開講座を実施
地域資源の活用による産業創出	地域由来の植物や伝統的食材等を用いた新たな商品開発に向けた研究の推進

遠方の地方公共団体と連携した取組（例）

私立大学 ⟷ 地方公共団体

地域ニーズへの対応	環境対策の実践的な取組として、廃校校舎のリノベーションによる環境教育セミナーハウスの設置、主要観光地の再開発、Wi-Fi環境の整備等を実施。
人の流れの創出	交流・学習拠点としてサテライトキャンパスを設置し、市民向けの公開講座、大学生向けのアクティブラーニング・サービスラーニング、行政職員向けの防災教育プログラム等を展開

地域プラットフォーム

● 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるための**プラットフォーム形成**を通じた大学改革の推進を支援（２０～４０グループ）

私立大学

・特色化・資源集中
・各大学等の“財”の共有化と活用

地域の高等教育機関

○ 地域の高等教育機関、各地方公共団体、地域経済界等で構成される**プラットフォーム形成を通じて改革を推進する私立大学等**に対する支援。
○ 特定の地域の高等教育に関する**中長期計画の策定の促進**。

雇用創出・若者定着に係る取組（例）

地方公共団体の取組		私立大学等の自主財源
特別公開講座開設支援、学生の協力を得た地域おこし等の活動支援	地域の教育支援	地域教育に係る講座の開設
地域企業の情報把握・提供、説明会開催、インターンシップ受入れ支援	就職支援	学生に対する就職支援、インターンシップ支援
短期間講座プログラムの開発、社会人の学び直しに対する経済支援	リカレント・学び直し	社会人受入れコース、科目の設定
防災に係る共同研究・委託研究、域内防災体制の構築等	地域リスクマネジメント	学内防災教育・訓練等

地方公共団体 ・計画・取組等への意見 ・さまざまな形の支援等（財政支援、人的支援等） 地域経済界等

私立大学等が推進する雇用創出・若者定着に向けた取組に対して地方公共団体が財政支援を行う場合に特別交付税措置

地域産業の創出・地域活性化、地域資源を活用した福祉の増進

地域の高等教育の振興を通じた人づくり（雇用創出・若者定着）

各大学が自らの強み・特色を発信し、特色化・機能強化を促進

高等教育の修学支援新制度について　（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育･高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】　＊政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等減免制度の創設　②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯　及び　それに準ずる世帯の学生
（（令和２年度の在学生（既入学者も含む）から対象））
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額（試算）　約7,600億円
（国：約7,100億円　地方：約500億円）
※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール
令和元年 6月　予約採用の手続開始
9月20日頃　対象大学等の公表
令和２年 4月以降　学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の２／３又は１／３を支援し、支援額の段差を滑らかに

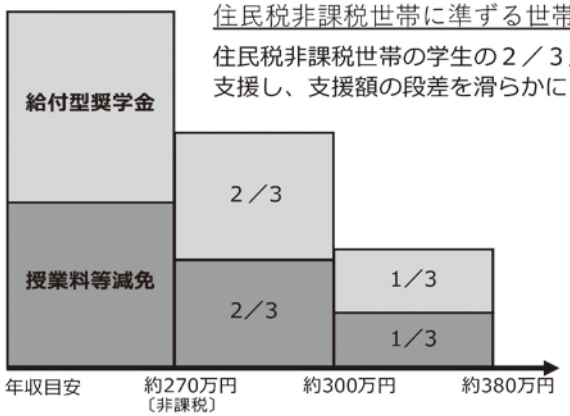

（両親・本人・中学生の家族４人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

○ 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
○ 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
○ 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

令和元年5月10日に「大学等における修学の支援に関する法律」が成立し、同年6月28日に公布されました。

本法の趣旨は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、少子化の進展への対処に寄与することにあります。

本法の成立により、①授業料及び入学金の減免制度の創設と、②独立行政法人日本学生機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充を合わせて行ってまいります。

この修学支援が適用される対象となる教育機関は、以下の要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校となります。

1．実務経験のある教員等による授業科目が一定数以上配置されていること。
　※4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
2．法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3．授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4．関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

対象大学については、文部科学省ホームページで公表しております。
（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm）

一方、支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生となり、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと確認したうえで、当該学生に対して支援を行います。その際、進学前の「予約採用」では、高等学校在学時の成績だけでは否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等の「在学採用」でも、大学等が学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できるなどの要件を満たせば支援の対象となることができます。また、支援を受けるにあたっては、大学等でしっかりと学んでいただくことが重要です。大学等への進学後は、学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしております。

授業料等減免の上限額については、私立短期大学の場合、住民税非課税世帯で入学金約25万円、授業料は約62万円です。また、給付型奨学金は、住民税非課税世帯の場合、私立大学・短期大学等では自宅生で年額約46万円、自宅外生は同約91万円となります。

また、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、世帯の収入に応じて住民税非課税世帯の3分の2、または3分の1の支給となります（家族構成により世帯年収の目安額は異なります）。

なお、自分が支援の対象となるかについては、日本学生支援機構の進学資金シミュレーター（https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/）で調べることができます。

文部科学省としては、これらの施策を通じて、引き続き高等教育機関の体制強化及び高等教育の修学支援の充実を図ってまいります。

「グランドデザイン答申」後の短期大学制度

日本私立短期大学協会 副会長
中央教育審議会 大学分科会 臨時委員
山口短期大学 理事長・学長

麻生　隆史

第９期中央教育審議会において審議された「グランドデザイン答申」では、これからの高等教育改革の指針としてその実現すべき次の方向性を示した。本答申に至った文部科学大臣の諮問内容は、文末に引用させていただくが、高等教育の「将来像答申」以降の重要な事項が諮問されているので、ご一読いただきたい。

グランドデザイン答申の概要

・高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
・18歳人口は、2040年には、88万人に減少し、現在の７割程度の規模となる推計が出されていることを前提に、各機関における教育の質の維持向上という観点からの規模の適正化を図った上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていくこと。
・地域の高等教育の規模を考える上でも、地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、それぞれの高等教育機関の強みや特色を活かした連携や統合が行われていくこと。

これらが実現することで、高等教育が全ての学修者の「学び」の意欲を満たすと同時に、引き続き社会を支える重要な基盤となり、高等教育改革が全ての関係者の意見や思いを酌み取り、協力と支援を得ながら、進められていくことを期待している。

短期大学に関する事項の抜粋

各高等教育機関の今後の役割も記述されているが、短期大学については次の通りである。

短期大学は、全国に幅広く分布しているが、４割以上が中核市よりも人口規模が小さい地方都市に設置され、自県内入学率・就職率共に約７割に上るなど地方の進学機会の確保に重要な役割を果たしている。女子学生の教育にも大きな役割を果たすとともに、幅広い教養を踏まえて職業又は実際生活に必要な能力を育成する教育を行っており、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士、介護人材等の多様な人材を養成してきた。

今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じた地域貢献などの役割も期待されるところであり、地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要である。

また、２０４０年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。

グランドデザイン答申で示された今後の検討課題

本答申を踏まえ、中央教育審議会においては、引き続き以下の検討を行うこととする。

・「教育の質の保証と情報公表」で述べた設置基準等の質保証システムについて見直しを行うこと
・教学マネジメントに係る指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方に関する検討を行うこと

国においては、以下の施策の立案に速やかに着手する必要がある。

・「地域連携プラットフォーム（仮称）」の立ち上げに向けた各高等教育機関への助言、地方公共団体等との意見交換の実施と、議論すべき事項についての「ガイドライン」の策定
・国公私立の枠組みを越えた連携の仕組みである「大学等連携推進法人制度（仮称）」について、制度の枠組み、認定する際の基準の内容、連携を推進するための制度的な見直し
・国立大学において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性の検討
・大学間の連携・統合（国立大学の一法人複数大学制度、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化等）に必要な制度改正
・制度・教育改革ワーキンググループで議論した事項のうち、設置基準の抜本的な見直しや教学マネジメント指針の策定など、引き続きの検討が必要とされたものを除き、必要な制度改正

■リカレント教育
■留学生交流の推進
■学位等の国際的通用性の確保
■高等教育機関の国際展開
■学位プログラムを中心とした大学制度
■多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証
■大学間の連携による教育プログラムの多様化
■情報通信技術（ICT）を活用した教育
■教育の質保証システムの確立（設置基準における解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについての必要な見直し 等）

短期大学に関する今後の検討課題

短期大学に関する「グランドデザイン答申」に記載されている重要な提言は、「２０４０年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要」である。さらに、今後の検討課題とされている点は、すべて重要事項であるが特に「リカレント教育」・「学位プログラムを中心とした大学制度」・「学位等の国際的通用性の確保」についても短期大学として今後これらをいかに具現化していくかが必要である。

短期大学制度改革

ここで、短期大学の制度改革について考える。本年から新たに制度化された専門職大学を参考にすることができる。学校教育法では、専門職大学と専門職短期大学が規定されているが、専門職大学には「４年制型」と「前期課程・後期課程分割型」がある。後者は、前期課程（２年もしくは３年）修了者に短期大学士の学位を授与でき、後期課程（１年もしくは２年）修了者に学士の学位を授与できる。この概念は、今までの4年制大学の制度にはなく、専門職大学に限って認められている。一般の大学は今までの制度を変更することなく、４年制・６年制大学を現状通り維持しつつ、４年制大学においては、前期課程・後期課程の制度を選択的に選ぶことができる制度を新設し、前期課程のみを置く大学を現在の短期大学とみなすと、大学体系における前期の高等教育課程を有する機関として明確に位置付けられることになるのではないだろうか。ただし現在の専門職大学制度においても前期課程のみを置く大学は、専門職短期大学制度が別に規定されているので認められていない。

短期大学士の学位の位置づけ

学位の在り方については、課題とされている「学位プログラムを中心とした大学制度」をより深く考えると、現在、学位規則で定められているわが国の学位制度は、専門職学位を含め「短期大学士」「学士」「修士」「博士」であり、これらの学位を授与できる大学等の機関は「短期大学」「大学」「大学院を置く大学」及び「大学改革支援・学位授与機構」のみである。したがって、国際通用性の観点から、前述のわが国で授与されている４つの学位について再検証することが重要である。第１番目に学生が獲得できる学位を「短期大学士」と位置づけ、その上位の学位を「学士」「修士」「博士」とすると国際通用性も明確になる。ただし既存の大学で４年間もしくは６年間の学習を修了したものは、「短期大学士」を獲得せず直接「学士」を獲得できることは、現行の制度のままで問題ないと考える。名称としての「短期大学士」は大学の機関名である短期大学が学位として使用されているので、英訳する場合とてもわかりにくい。そこで「学士」の下位にあたるがそれに準ずる名称として「准学士」がふさわしい名称であるのではないだろうか。英訳する場合は「アソシエイト・ディグリー」となる。よって、現在の「短期大学士」を「准学士」とすることを提案する。

短期大学の名称

大学体系としての「短期大学」の名称については、学位プログラムとして「大学」の「学士前期課程」もしくは「准学士課程」とすることが望ましい。現在の法令では、短期大学には学部を置くことができないので「○○短期大学○○学科」という名称が用いられている。これを「○○大学学士前期課程」もしくは「○○大学準学士課程」という学位プログラムを示す「大学」と位置付け、課程も含めて機関とすることを提案する。同列に扱うべきではないが、大学院を有する大学においては「○○大学大学院博士前期課程」もしくは「○○大学大学院修士課程」が使われている。

大学としての短期大学

学校教育法第１条には、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されている。これは、いわゆる1条校と呼ばれ、短期大学（専門職短期大学を含む）は第１条で示されている大学であり、次に示す第１０８条に詳細が規定されている。

第１０８条　大学は、第８３条第１項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。
②　前項に規定する目的をその目的とする大学は、第８７条第１項の規定にかかわらず、その修業年限を２年又は３年とする。
③　前項の大学は、短期大学と称する。
④　第２項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。
⑤　第８３条の２第２項の規定は、前項の大学に準用する。
⑥　第２項の大学には、第８５条及び第８６条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
⑦　第２項の大学には、学科を置く。
⑧　第２項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
⑨　第２項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第８３条の大学に編入学することができる。
⑩　第９７条の規定は、第２項の大学については適用しない。

以上の規定の中で、大学との相違は目的、修業年限、名称、学部を置かない、大学院を置かないことであるが、修業年限と名称については今後議論していくべきだと考える。修業年限を学校教育法第１２４条に規定されている専修学校専門課程（専門学校）と同じ２年以上とし、名称を大学前期課程もしくは大学準学士課程とすることは不自然ではない。さらに、現在の短期大学には、２年又は３年の課程を卒業後、専攻科を置くことができる。専攻科は短期大学の卒業者がより高度な学習・研究ができる制度であり、大学改革支援・学位授与機構から認定を受けると特例認定専攻科として、その修了者に学士の学位が授与される。ただし、この学位は短期大学自身が授与できるものではなく、大学改革支援・学位授与機構が授与する制度となっている。この専攻科を前述の後期課程と位置づけ、短期大学が独自で学士の各位を授与できることが望ましい。

将来に向けて

戦後、短期の高等教育機関（大学）として暫定的に「短期大学」の名称が使われ、昭和３９年の学校教育法の一部改正により「短期大学」が恒常化され今日に至っており、多くの短期大学が愛称や略称として「○○短大」や「○短」を用いて親しまれていることは無視できない。ただし、その制度を抜本的に見直す場合は、今まで築きあげてきたものを転換しなければならないことになるかもしれないが、これは致し方ないことである。

令和２年には短期大学が、７０周年を迎えようとしている。今日までわが国の重要な短期の高等教育機関として親しまれてきており、今後もその重要な役割である職業教育と実際生活に関する教育・研究活動を発展的に維持していくことが私たちの使命であると考えている。女性の社会進出を支援している大学、地域や地方都市に根差す大学、機関別認証評価により教育の質が保証されている大学として、現在の短期大学制度の今後の具体的な在り方を「グランドデザイン答申」の趣旨に則り、政府や文部科学省と共に早急に取りまとめる必要がある。

文部科学大臣の諮問内容全文

我が国の高等教育に関する将来構想について

平成29年3月6日
文部科学大臣　松野博一

（理由）

我が国社会のあらゆる側面において，かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。例えば，IoT（Internet of Things），ビッグデータ，人工知能等を活用する「第４次産業革命」は，既存の産業構造，就業構造，さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。

また，我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると，2005年に約137万人であったものが，2016年には約119万人にまで減少しています。今後18歳人口は2030年には約100万人にまで減少し，さらに2040年には現在のおよそ３分の２に当たる約80万人となるという推計もあります。

このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展，本格的な人口減少社会の到来の中で，一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し，人類社会の調和ある発展に貢献していくためには，人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ，今後の人材育成においては，新たな知識・技能を習得するだけでなく，学んだ知識・技能を実践・応用する力，さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて，自主的・自律的に考え，また，多様な他者と協働しながら，新たなモノやサービスを生み出し，社会に新たな価値を創造し，より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

このような要請に応え，高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるようにするためには，各機関の役割や機能の強化と，教育研究の質の一層の向上が必要です。また，人口減少社会において一人一人が変化に対応する力を身に付け，より高い能力を発揮することができるよう，高等教育の機会の確保を図っていくことも重要です。さらにこれらを実現するための財政支援の方策についても検討する必要があります。

中央教育審議会では，2005年（平成17年）の答申「我が国の高等教育の将来像」（以下「将来像答申」という。）において，2015年から2020年頃までに想定される高等教育の将来像を提示していただきました。その中では，高等教育政策の在り方について，「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と誘導」の時代への移行という大きな方向性が示されるとともに，大学，大学院，短期大学，高等専門学校，専門学校の学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開すること，個々の学校が個性・特色を一層明確にすることなどが求められています。あわせて，高等教育の質の保証の仕組みとして，事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保すべきことが提言されています。

文部科学省では，将来像答申を踏まえ，これまで様々な施策を講じてきました。その中で，多様な機関から様々な内容の高等教育が提供されるとともに，進学率が高まり，学ぶ機会の充実が着実に図られてきました。一方で，教育の質保証については，各機関においてその充実に向けた取組が進められつつあるものの，いまだ多くの課題が指摘されています。

こうした状況も踏まえ，これまでの取組の成果と課題について検証するとともに，先に述べたような社会的，経済的な様々な変化，初等中等教育における学習指導要領の改訂や高大接続改革の動向，さらには地方創生や働き方改革といった政府全体の取組など高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて，これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行うことが必要と考えます。

以上のような問題意識の下，中長期観点から，概ね 2040年頃の社会を見据えて，目指すべき高等教育の在り方やそれを実現するための制度改正の方向性などの高等教育の将来構想について，次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一は，各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策についてであります。

第８期の中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」の中で，各高等教育機関の今後の機能強化の方向性とその実現のために検討すべき事項が示されています。この論点整理を踏まえ，大学，大学院，短期大学，高等専門学校，専門学校それぞれの機能の強化に向けて，教育課程や教育方法の改善，学修に関する評価の厳格化，社会人学生の受入れ，他の機関と連携した教育の高度化などの様々な観点から，早急に取り組むべき具体的施策や制度改正について検討をお願いします。

第二は，変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方についてであります。

我が国の大学政策については，現在，学部・学科や研究科といった組織に着目した在り方を中心に構成されていますが，学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修の実現していくためには，学位を与える課程（「学位プログラム」）に着目した在り方をより重視していく必要があるとの指摘がかねてからなされています。こうした「学位プログラム」の位置付けや学生と教員の比率の改善，ICTの効果的な利活用など，学修の質を向上させるための課題について，設置基準，設置審査，認証評価，情報公開の在り方を含めた総合的かつ抜本的な検討をお願いします。検討に当たっては，大学設置・学校法人審議会における審議や認証評価機関における取組との連携の確保にも御留意くださるようお願いします。

また，グローバル化や第４次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保，高等教育機関の国際展開，外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進，地域の産業界等との連携による人材育成，社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備，高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上，効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討をお願いします。

第三に，今後の高等教育全体の規模も視野に入れた，地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方についてであります。

前述のように，2016年の我が国の18歳人口は，2005年と比較して大きく減少しています。その間，高等教育機関全体としての数や入学者数は減少する一方，四年制大学の数は，726校から777校へと増加しており，入学者数も約60.4万人から約61.8万人に増加しています。また，2014年の我が国の大学学士課程への進学率は49％であり，OECD平均の59％と比べると低いという評価もできる一方，専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は80％であり，OECD平均68％を上回っています。

さらに，我が国では，他のOECD諸国と比べて，学生に占める留学生や社会人学生の割合が低いという状況もあります。また，地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力（ある地域に所

在する高等学校卒業者で高等教育機関に進学する人数に対する当該地域に所在する高等教育機関の入学定員の比率）が異なるとともに，少子化の中で，地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど，地域によって高等教育の置かれている状況も異なっています。

こうした状況等も踏まえ，今後の高等教育の構造の在り方について考える必要があります。特に，各機関の使命や社会のニーズを真に踏まえた高等教育の実現に向け，今後の高等教育全体の規模も視野に入れながら，既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直しを促進するための方策はもとより，高等教育機関間，更には高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化に関する方策も含め，地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革の在り方について検討をお願いします。

その際，分野別・産業別の人材育成の需要の状況についても十分に考慮するとともに，国公私の設置者別の役割分担の在り方や国公私の設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に置きつつ御検討くださいますようお願いします。

第四に，高等教育の改革を支える支援方策の在り方についてであります。

厳しい財政状況の中，各機関においては，十分な人件費や研究費の確保が困難となり，教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘があります。第一から第三までの検討事項も踏まえ，教育研究を支える基盤的経費，競争的資金の充実，透明性の確保の観点も踏まえた配分の在り方等について検討をお願いします。

その際，学ぶ機会の保障のため，学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方に関してもあわせて検討をお願いします。

なお，2016年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」においては，地方大学の振興，東京における大学の新増設の抑制や地方移転の促進等についての対策を，教育政策の観点も含め総合的に検討し，本年夏を目途に方向性をとりまとめることとされています。今回の諮問事項について御審議いただくに当たっては，この点についてもあわせて御検討くださるようお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが，この他にも，高等教育に関する将来構想に関し，必要な事項について検討をお願いします。

教学マネジメントと短期大学教育

日本私立短期大学協会 常任理事
中央教育審議会 大学分科会 教学マネジメント特別委員会 専門委員
聖徳大学短期大学部 理事長・学長

川並　弘純

現在、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に基づき教学マネジメント特別委員会が設置され、教学マネジメントについて議論が進められている。本稿では、まず教学マネジメント特別委員会（以下「本委員会」とする）が行っている議論の流れを追い、次に議論における短期大学の位置づけについて論じることとする。

本委員会は、教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公開の在り方の審議を通じて、社会への説明責任を果たしつつ、学修者本位の教育への転換を目指す教学マネジメントの確立を図ることを目的として設置されたものである。本委員会で議論された内容は、まとめられて中央教育審議会大学分科会において諮問されることとなる。

本委員会においては、保証すべき高等教育の質について、主に以下のような要素が重要であるとされている。

・何を学び、身につけることができるのかが明確になっているか
・学んでいる学生は成長しているのか
・学修の成果は出ているのか
・大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるのか

つまり、学生が「何を学び、身につけることができるのか」を中軸に据え、学修者本位の教育への転換を図ることが重要視されているといえよう。

このような転換を実現するためには、まずアクティブ・ラーニングの活用や授業科目の精選等を通じて、密度のある主体的な学修を提供できる環境を整えることが必要とされている。さらに、学修成果の可視化等を通じて、学生自身も自己の達成状況を実感できるような仕組みを提供する必要があるものと考えられる。

また、前述の自律した学修者の転換に加え、専攻分野についての専門性を有すると同時に、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等を中核とする能力を有する人材を育成することも必須であるといえよう。すでに始まっている予測不可能な時代においては、上記のような人材を育成することが、社会からの要望に応えることになるものと考えられる。

これらを踏まえ、教学マネジメントに係る指針の策定の検討に当たっては以下の2点が重視されるべきものと考えられている。

・教学マネジメントは、大学が自らの責任の下、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであること
・教学マネジメントに係る指針は、特定の取組を大学に強制するものではないこと

上記に留意しつつ、本委員会では学修者本位を核とした教育の質の向上が、どのような効果を示すのかを検討している。そして、その導入・実施を想定し、多角的な視点から留意すべき事象を整理することで、各大学における自主的な教学マネジメントの確立に資するための指針の策定を目指している。

その指針の策定にあたって、下記7点の審議ロードマップに基づいた議論が行われている。

① 三つの方針に基づく学修目標の具体化
② 授業科目・教育課程の編成
　・カリキュラム編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成への外部人材の参画等
　・柔軟な学事暦の運用
　・アクティブ・ラーニングやICTを活用した教育の推進
　・主専攻・副専攻の活用
③ 成績評価
　・成績評価基準の適切な運用（ルーブリックの活用、GPAの算出と活用等）
④ 学修成果の把握・可視化
　・学修成果の可視化（学生個人の学修成果の把握、学生による授業評価の在り方等）
⑤ 教学マネジメントを支える基盤
　・FD、SDの高度化、IR体制の確立
⑥ 情報効果の在り方について
⑦ 教学マネジメント指針案の提示・省令改正案の提示

この議論において、グランドデザイン（答申）では、「我が国の大学については、上記のような（ユニバーサル段階）高等教育の大衆化に伴う問題を前提としたとしても、教育の質を保証するための取組は不十分な状況がある。」「学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮・把握することなく、単に個々の教員が教えたい内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題があると考えられる。」とされているが、多くの短期大学が実際にそのような状況にあるかという点については、大いに疑問の余地があるように思われる。その点については、今後の本委員会における議論が待たれるところである。

このように多角的に議論されている教学マネジメントは、短期大学にとってどのような位置づけとなるのであろうか。現在、短期大学では、設置基準、内部質保証のための認証評価に加え、ガバナンス・コードの導入が検討されている。そこへさらに教学マネジメントが加わることとなるため、学校における負担増が予想されるであろう。さらには、地域に根付いた教育ないし、人材育成に価値を置く独自の学修成果を目指している短期大学が多い中で、一律のルールが課せられてしまうことは、高等教育の独自性を損ねてしまう恐れもあると思われる。また、本委員会においては、4年間の学びが基準となっているため、議論の流れと短期大学の実情との間に差異が生じていると感じられる。大学並びに短期大学が同じ高等教育という枠組みの中で議論されているが、124単位を4年間で学ぶ大学と比べて、短期大学は、62単位を2年間で学ぶ中で、職業に直結する免許・資格を取得するために定められた科目を履修しなければならないという置かれている状況が違いすぎるため、キャップ制やCPの考え方等、同列で検討できない部分もあるため、その点について理解を得ながら議論を進める必要があると感じている。

現在行われている議論は、専門性の高い意見が多く、それぞれに非常に意義深いが、集約されることすら困難な傾向にあるともいえる。今後、本委員会の成果がまとめられるプロセスにおいて、よりターゲットを絞れるような議論運びが必要とされているように思われる。激変する社会へ向けた人材育成のための教学マネジメントであることから、その示し方も効果的かつ効率的に目標へ到達できるものである必要があるのではないだろうか。言わずもがなの事ではあるが、自らの戒めも含めて、敢えて記述をしておくこととする。

加えて、過去に自己点検・評価が自主的に行うものとされていたものが、時間の経過と共に義務化されたと同様に、ガバナンス・コードや教学マネジメントも法制度化される懸念もあるため、すでに前述しているとおり、それぞれ自主性・独自性を壊すことの無いように議論を重ねていきたい。

なお、仄聞するところによると、当初、本委員会において検討された事項が、中央教育審議会大学分科会において、法令化されることとされていたが、秋口から始まる大学分科会質保証システム部会において、設置基準、設置認可審査及び認証評価制度等を一体とした質保証システムのあり方について専門的な調査審議を行うなかで、本委員会での検討内容を引継いで検討されることになりそうである。今後の本委員会で話がでることになると思われるが、現時点では確定されたものではないが、追記しておく。

終わりに教学マネジメント指針に盛り込む事項として示されている案を添付するのでご参照いただきたい。

資料３
中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
（第２回） H31.1.16

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項の全体像（案）

本資料は、グランドデザイン答申において示された「教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例」を踏まえつつ、指針に具体的に盛り込むべき主な事項を掲げると共に、事項相互の関係を整理したもの。
○については、今回中心的に御議論をいただきたい事項であり、●については、今後各回で本格的に議論を行っていただく機会があると考えられる事項である。

①　学修目標の具体化

各大学の個性・特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって、最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、明確かつ具体的に定められることが必要である。同方針を中心として、あらかじめ定められた手順により大学教育の成果を点検・評価することが求められる。

○　三つの方針については、「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー），『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成２８年３月３１日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）が取りまとめられており、その内容については、各大学は改めて留意することが必要。

○　その上で、以下のような事項については、改めて各大学の理解を促進する必要がある。

・　「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対する約束として、対外的には卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきであり、大学は同方針において具体的かつ明確な目標を示す必要があること

・　従前の目標は既存の教員組織を前提として組み立てられがちであったが、今後は学修者と社会のニーズに対してどのように応えることができるのかという観点から、それぞれの大学の強みや特色を活かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい明確な目標を設定する必要があること

・　社会のニーズとは産業界のニーズのみならず、国際社会や地域社会も含む幅広い領域のニーズであること、また、大学の強みや特色を活かしつつ、新たなニーズを自ら定義し創出してゆく姿勢も重要であること

・　専門分野等によっては、「卒業認定・学位授与の方針」を学内だけではなく、産業界や地域社会をはじめとする外部の関係者の意見や国際社会の動向も十分に踏まえつつ、作成することが適切な場合があること

・　「卒業認定・学位授与の方針」においては、卒業生が「何ができるようになるのか」を、専門分野に係る能力も含め、適切な観点に分類して明らかにすべきであること、その際、学生の学修目標として機能し、大学が客観的な評価ができるよう、「学生は、～することができる」という記述で能力を規定することが原則として必要と考えられること

・　教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことが必要不可欠であること、その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについてあらかじめ方針を定めておく必要があること

・　教学マネジメントを確立する上で必要なＰＤＣＡサイクルは、課題が存在しないようにすることを目的とする１回限りの営みではなく、むしろ積極的に課題を明らかにして次のサイクルへの改善に結びつけることにこそ意味があること

②　授業科目・教育課程

はじめに個々の授業科目があるのではなく、「卒業認定・学位授与の方針」の下に学位プログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければならない。同方針を効果的に実現する観点から体系的な教育課程が組織的に編成される必要があり、「カリキュラムマップ」や「カリキュラムツリー」などの手法を活用することが考えられる。また、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として科目の精選や統合が行われた上で、キャップ制やシラバスが適切に用いられ、きめ細やかな履修指導が行われる必要がある。

○　「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければ、個々の教員が授業科目の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである」という質的転換答申（平成24年）の記述について、各大学の理解を引き続き促進することが必要。

○　「卒業認定・学位授与の方針」において観点別に示される「できるようになること」から逆算して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要。同方針への貢献が見込まれない科目については、内容の見直しや取りやめを検討する必要もある。

●　体系的な教育課程を編成する際には、

①個々の授業科目について、「卒業認定・学位授与の方針」との関係を踏まえつつ、「教育課程編成・実施の方針」に従い、教育課程全体の中での分担、授業内容を検討すること、個々の科目の到達目標についても、「何ができるようになるのか」を意識して設定すること

②「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、同方針に設定された各観点を満たす上で必要な科目が過不足なく設定されているかを検証し、科目の設定や内容の検討に活用するとともに、必修科目とそれ以外の科目を分類すること

③「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各科目相互の関係や、卒業までの期間における履修順序を検証すること

が必要。「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリー」等は、学生の主体的な学習を促す観点から、学生にわかりやすい形で提示されることが必要。

●　学内外に教育課程の体系性を明らかにする観点から「ナンバリング」を実施することが必要。

●　教育課程の編成・実施は、各教員や専門的なスタッフの主体的な参画を得つつ、大学及び学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、副学長や学部長を中心にふさわしい体制を整える必要がある。また、必要に応じて、外部の関係者の意見を取り入れることも考えられる。

○　一時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定めた目標を満たすことが困難となる。学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするために、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する科目数については、諸外国の事例なども踏まえつつ、大胆に絞り込みを進めていくことが必要。

○　密度の濃い主体的な学修を可能とする観点から、セメスター制の導入など学事暦の柔軟化や、細分化された授業科目の統合が考えられるのではないか。

○　授業科目の統合と同時に、ＩＣＴの活用やアクティブラーニングへの転換も念頭に、１科目の中で講義や演習、実験など多様な学修形態を盛り込むことを促進し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が求められる。その際、ＴＡによるサポート等も重要。

●　個々の学生の希望や学修の進度を踏まえつつ、「卒業認定・学位授与の方針」に定める目標を達成し、主体的な学修を確立するため、諸外国や各大学の好事例を参考にしながら、大学教員と専門スタッフ等との協働体制の構築等を通じて、将来を見据えたきめ細やかな履修指導を行えるようにすることが必要。

●　シラバスについては、学生と教員との契約書ともいえる存在。単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能とし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するよう作成するべきもの。各大学における好事例なども踏まえると、講義の方法・内容、一年間の講義の計画、成績評価基準のほかに、事前に必要な学修の時間の目安やその内容、「卒業認定・学位授与の方針」と授業科目との関連などが盛り込むべき事項として考えられる。

●　いわゆるキャップ制について、１年間の上限単位数が多すぎることにより実質的に機能していない現状は改善する必要がある。

●　少ない学修時間でも授業科目ごとの達成目標を十分に達成することができているような特に優秀な学生については、適切な履修指導が行われることを前提に、キャップ制の適用を除外する仕組みも備えることが考えられる。

●　分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫を促進することが必要。

③　成績評価

成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果の可視化を適切に行う上での前提。厳格な成績評価を行うためにも、各授業科目の到達目標に照らした達成状況を「ルーブリック」等を用いて適切に判断することが重要。ＧＰＡについては、国際的通用性を踏まえた運用を確保するとともに、その信頼性を確保するために算定方法や分布を公表する必要がある。

● 成績評価を適正に行う上では、教員間の共通理解の下、

・ 各授業科目における「何ができるようになるのか」という具体的な到達目標に照らして、「どこまでできるようになったのか」（例えば、「最低限できるようになった」「到達目標を大きく超えてできるようになった」等）という観点でできるだけ客観的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映すること

・ 公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法があらかじめ明確になっていること

が必要。事後的に意図されたとおりの成績評価が行われたか検証を行うことも重要。

● 達成水準について、「ルーブリック」等を用いて事前に明らかにしておくことは、厳格な成績評価や学生の学修意欲を高める観点から有効と考えられる。同一名称の授業科目を複数開講している場合は、平準化を図る観点から特に重要。

● ＧＰＡの活用に当たっては、学士課程答申（平成20年）に記載されている、

・ 国際的にＧＰＡとして通用する仕組みとする（例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど）。

・ アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。

・ 教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくＦＤを実施し、その後の改善に生かす。

ことを踏まえて、各大学の運用の改善を進めていくことが必要。また、履修指導等に適切に活用していくことが必要。

● ＧＰＡについては、その算定方法に各大学の自由度が認められる一方で、留学や就職に当たって学外において活用されることも想定されるため、その信頼性を確保するために、算定方法や分布を開示することが必要。

④　学修成果の把握・可視化

各学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定める能力を身につけることができていることを実感し、エビデンスをもって説明できるように、また、大学が教育課程の改善に活用できるように、学修成果の把握と可視化が行われることが必要。学修成果に係る各情報について、把握する意義や活用の在り方、定義や数値の算出方法等を、各大学の実態等を踏まえつつも、共通理解となるような形で指針において示す必要がある。学位プログラムとしての学修成果を把握するため、複数の情報を組み合わせた多元的な活用の在り方とともに、わかりやすい形での表示について検討する必要がある。

- 学修成果に関する情報を把握する際には、学位プログラム共通の考え方や尺度に則りつつ、「卒業認定・学位授与の方針」と学修成果の関連について特に留意する必要がある。

- 各大学が具体的に個人の学修成果や大学全体の教育成果の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではなく、各大学が自らの大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進めていくことが強く期待される。

- グランドデザイン答申において示された把握が義務づけられる情報又は一定の指針を示すことが考えられる情報について、不足しているものが無いか検証すると共に、それぞれの情報について、把握する意義や教学マネジメントの確立に向けた活用の在り方について明らかにする必要がある。

グランドデザイン答申（抜粋）
＜具体的な方策＞
学修成果の可視化と情報公表の促進
【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例
（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）
・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等
【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例
（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）
・アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

● 法令での義務付けが考えられる情報の定義や数値の算出方法について、各大学の実態等を踏まえつつも、ベンチマーク等が可能となるように共通理解となるような形で指針において示す必要がある。特に、「学生の成長実感、満足度」や「学生の学修に対する意欲」については、例えば各大学で定める三つの方針に照らして調査・測定する等の工夫が必要。

● 各授業科目が「卒業認定・学位授与の方針」との関係で適切に位置付けられ、試験が科目毎の目標の達成度を適切に評価できるものとなっている前提で、科目毎の成績は学修成果を把握する上で最も重要な情報となるが、学位プログラムとしての学修成果を把握するため、アセスメントテスト、ルーブリックを用いたパフォーマンス評価や学修ポートフォリオを活用した評価など、直接的、間接的に活用できる情報を含め、複数の情報を組み合わせた多元的な活用が重要。その際、専門スタッフやＴＡ等の活用が重要。

● パフォーマンス評価は、コアとなる科目やゼミナール、卒業論文指導などといった特別な科目の中で実施することを促進することで、評価の負担を一定軽減することができるものと考えられる。

● 個々の学修成果について、各大学の好事例に照らして、対外的にどのようにわかりやすい形で表示することができるか検討する必要がある（いわゆる「ディプロマサプリメント」の作成と活用等）。

⑤ 教学マネジメントを支える基盤（ＦＤ・ＳＤの高度化、教学ＩＲ体制の確立）

教員・職員の能力の向上は、大学が教育の成果を最大化するために欠くべからざる課題であり、ＦＤ・ＳＤの実質化が必要である。特に、新任の教員や、実務経験のある教員に対するＦＤの実施を促進する必要がある。教学ＩＲについて、学長などの理解を促進し、人材の育成を進めていく必要がある。

● ＦＤは実施されているものの、教員の参加状況は必ずしも十分とは言えないケースも多いため、各大学において、専門スタッフなども活用しつつ、ＦＤ・ＳＤの実施体制を整えた上で、教学マネジメントに係るＰＤＣＡサイクルの一環として有効に機能するように、自らの大学が直面する課題や教員のニーズに照らしたテーマの設定を促進することが必要。

● 特に新任の教員や、実務経験のある教員の採用のタイミングで、そうした者に対するＦＤの実施が行われることを促進することが必要。

● 学生による授業アンケートや、「教育業績記録ファイル（ティーチングポートフォリオ）」等をＦＤにおいて活用することを促進することが必要。

● 専門性の高い教職員の育成の充実を図るために、ＦＤ・ＳＤが促進される必要があるが、内容に応じて適切な場合には、ＦＤとＳＤが一体化した「ＰＤ（Professional Development）」という形で実施することも考えられる。

● 教学ＩＲは、学生調査の結果や個々人の学修成果をはじめとしたデータを収集・分析し（ベンチマーク分析含む）、その結果を履修指導や教育課程の改善に生かしていくという観点から、また外部への説明責任を果たす観点から、教学マネジメントの確立に当たって基盤的な役割を果たすことが期待されているが、その重要性について各大学の学長など執行部の理解を促進する必要がある。

● ＩＲに関わる専門スタッフが不足していることにより、その機能が十分果たせていない大学も存在する。外部の機関の活用や大学間連携を通じて、ＩＲのみならず専門スタッフの育成を活性化するとともに、ＩＲに関わる事務を共同処理することも積極的に検討されるべき。

⑥ 情報公表

各大学が、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくことにより、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成するという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要。各情報について、把握する意義や活用の在り方、定義や数値の算出方法、わかりやすい公表方法等を、各大学の実態等を踏まえつつも、共通理解となるような形で指針において示す必要がある。

● 個人の学修成果や大学全体の教育成果、大学教育の質の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではないことから、各大学が自らの大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進め、公表していくことが強く期待される。

● 特定の指標のみで大学の質が測られ、一面的な大学の序列化につながることがないように、情報公開を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿を描き出す必要がある。また、各大学における分析等を併せて公表することなどにより、大学教育の質の判断基準として活用することができるものと考えられる。

● グランドデザイン答申において示された公表が義務づけられる情報又は一定の指針を示すことが考えられる情報について、不足しているものが無いか検証すると共に、それぞれの情報について、公表する意義について明らかにする必要がある。

グランドデザイン答申（抜粋）
＜具体的な方策＞
学修成果の可視化と情報公表の促進
【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例
（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）
・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等
（大学教育の質に関する情報）
・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況 等
【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例
（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）
・アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等
（大学教育の質に関する情報）
・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

● 公表義務付けが考えられる情報又は一定の指針を示すことが考えられる情報の定義や数値の算出方法、わかりやすい形での公表方法等について、各大学の実態等を踏まえつつも、ベンチマーク等が可能となるように共通理解となるような形で指針において示す必要がある。

教学マネジメントについて（案）

資料３
中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
（第３回） H31.2.13

▶ 教学マネジメントとは

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。また，その確立に当たっては，学長のリーダーシップの下で，三つの方針（卒業認定・学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針，入学者受入れの方針）に基づく体系的で組織的な教育の展開，その成果の点検・評価を行い，教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むことが必要。

出典）2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） 用語解説

▶ 教学マネジメント指針とは

○ 教学マネジメントの確立のため，各大学の教学面での改善・改革を促すため，その取組に際しての留意点等を網羅的にまとめたもの。（但し，特定の取組を強制するものではない。）

○ 各大学の内部質保証のPDCAサイクルを推進し，大学が自ら策定した三つの方針に基づく教育取組を実効性あるものとするために必要な手法等について示すものであり，各大学においては，当該指針を参照しつつ，それぞれの責任の下，強みや特色も意識し，学修者本位の教育の質向上につながる具体的な方針を策定することが重要。

教学マネジメント

以下のような教学マネジメントを，適切な体制の下，全ての学位プログラムにおいて横断的に確立 ← 「大学全体」レベル

三つの方針

「自らの教育理念の実現に向け，どのような学生を受け入れ，求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり，学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

学修目標の具体化

「卒業認定・学位授与の方針」（以下「DP」）において，
- ✓ 学修者と社会のニーズに応える，学位プログラムとしてふさわしい明確な目標設定
- ✓ 学生の学修目標として機能し，かつ大学が客観的に評価できる記述で規定

「学位プログラム」レベル

カリキュラムマップを活用　DPとシラバス（到達目標）の連結

授業科目・教育課程

- ✓ DPに対して必要十分な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成
- ✓ DPとの関係が明らかでない科目は見直しや取りやめを場合により検討
- ✓ 細分化された授業科目の統合，同時に履修する科目数の絞り込み

DPを効果的に実現する観点から，目的を踏まえて適切に実施
- 学生の理解促進 → カリキュラムツリー，シラバス
- 体系性の明確化 → カリキュラムツリー，ナンバリング
- 学修の密度向上 → キャップ制，学事暦の柔軟化

こうした体系的な教育課程のもと，

「個々の授業科目」レベル

成績評価

大学教育の質保証の根幹，学修成果の可視化の前提
- ✓ 達成水準とその測定手法の明確化
- ✓ 学外の信頼性および国際通用性の確保

ルーブリックの活用，GPAの信頼性確保

最も重要な成績評価の情報に加え，

学修成果の把握・可視化

学位プログラムとしての学修成果
- ✓ 複数の情報により多元的に把握
- ✓ 対外的にわかりやすく表示

アセスメントテスト，パフォーマンス評価，「ディプロマ・サプリメント」

複層的・継続的なPDCAサイクル

積極的に課題を明らかにし，次のサイクルの改善に生かす

このような学位プログラムを構築するとともに，その成果を点検・評価するために，達成すべき質的水準及び具体的実施方法などを制定

積極的な説明責任

情報公表
- ✓ 大学の序列化につながらないよう，様々な情報を組み合わせることが必要
- ✓ 意義や活用の在り方，定義や数値の算出方法，わかりやすい公表方法等を指針で提示

社会からの信頼と支援

FD・SD 教学IR

教学マネジメントを支える基盤
- ✓ FD・SDの実質化，教学IRへの理解促進
- ✓ 経営層への研鑽

資料１－１
中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
（第９回） R1.9.24

教学マネジメント特別委員会 審議ロードマップの修正について

文部科学省高等教育局

○　教学マネジメント特別委員会では、各大学等における教学マネジメントの確立に向けた方策（学修成果の可視化や情報公表の在り方を含む）について専門的な調査審議を行うことを所掌事務として、審議を進めてきていただいた。審議ロードマップには、「教学マネジメントに係る指針」の作成、学修成果の把握・可視化と情報公表を念頭に省令改正について本特別委員会で取り扱う旨が記載されている。

○　本特別委員会の審議においては、学修者本位の教育を実現するという観点を重視した議論を行っていただいている。また、教学マネジメントは各大学が自らの責任において、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであることを前提とした上で、「教学マネジメントに係る指針」としてわかりやすい形で示し、大学の自主的な改革の促進を図ることを中心として議論を行っていただいている。

○　一方で、設置認可や認証評価など国が行う質保証システムの改善、設置基準等の質保証システムの見直しについては、質保証システム部会を大学分科会に設けることになっていることから、本特別委員会においては、現行の制度を踏まえた指針の作成と、これを念頭に置いた学修成果の可視化と情報公表の在り方を集中的に議論していくものと、座長には議論の進め方を整理していただいているところである。

○　今般、これまでの審議の状況等を踏まえつつ、質保証システム部会の立ち上げに当たって、本特別委員会と同部会それぞれの審議の範囲について事務局である文部科学省高等教育局において検討を行ったところ、「学修成果の把握・可視化」及び「情報公表」に係る制度改正（省令改正を通じた義務づけ等）については、

・法令上の措置を通じて国が行う質保証システムの一環であること
・今後同部会で行われることが見込まれる設置基準、設置認可審査、認証評価等の制度的見直しと一体的に検討することが、国が行う質保証という観点から包括的な検討が可能となること

から、質保証システム部会において御議論を行っていただくものとして整理し、本特別委員会のロードマップを修正することとしたい。

○　本特別委員会においては、「学修成果の把握・可視化」及び「情報公表」について、引き続き、大学の自主的な取組を後押しするという観点から、必要な事項の意義・内容・方法等について議論を行っていただき、今後作成される「教学マネジメントに係る指針」に盛り込むとともに、その成果を質保証システム部会に引き継ぎ、今後の制度改正の議論を行うに当たっての前提としていただきたいと考えている。

（以　上）

資料１－２
中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
（第９回） R1.9.24

教学マネジメント特別委員会 審議ロードマップ（再改定案）

回次		審議内容
第９期中央教育審議会	第１回 （2018年12月）	・座長の選任等について ・本特別委員会の審議事項について
	第２回 （2019年１月）	①　三つの方針に基づく学修目標の具体化 ②　授業科目・教育課程の編成
	第３回 （同年２月）	②　授業科目・教育課程の編成 ・カリキュラムの編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成への外部人材の参画等） ・柔軟な学事暦の運用 ・アクティブ・ラーニングやＩＣＴを活用した教育の推進 ・主専攻・副専攻の活用
第10期中央教育審議会	第４回 （同年４月）	②　授業科目・教育課程の編成 ・シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示 ・履修単位の上限設定（ＣＡＰ制）の適切な運用 ・履修指導体制の確立（学修ポートフォリオの構築、ＴＡや履修アドバイザーの活用等） （※学修時間の確保については全体の中で議論）
	第５回 （同年５月）	③　成績評価 ・成績評価基準の適切な運用（ルーブリックの活用、ＧＰＡの算出と活用等）
	第６回・第７回 （同年７月）	④　学修成果の把握・可視化 ・学修成果の可視化（学生個人の学修成果の把握、学生による授業評価の在り方等）
	第８回 （同年８月）	⑤　教学マネジメントを支える基盤 ・ＦＤ、ＳＤの高度化、ＩＲ体制の確立
	第９回・第10回	⑥　情報公開の在り方について
	第11回・第12回	⑦　教学マネジメント指針案の提示

指針の周知

短期大学基準協会の認証評価と教学マネジメント

(一財)短期大学基準協会 副理事長・認証評価委員会 委員長
日本私立短期大学 常任理事
岡山短期大学 理事長・学長

原田　博史

■ はじめに

中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会において審議している教学マネジメントの理解を深めるために、短期大学基準協会の認証評価における短期大学評価基準に照らして考察する。

平成30年11月30日付で中央教育審議会が答申した「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」は、『高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。』をこれからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものの一つにあげ、これを実現することで学修者の「学び」の意欲を満たすとしている。短期大学基準協会では、『学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし』と同じく『学生の学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。』としているので、この論稿では短期大学評価基準では学習成果、答申等の引用では学修成果、それ以外は学修(習)成果と記述する。

そして、高等教育改革の実現の方策として、

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表ー「学び」の質保証の再構築ー の章で(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)をテーマに次の様に示している。

大学が、大学教育の質を保証する。

大学が、大学教育の質を保証するために、大学自らが率先して取り組むこと。
「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進すること。
※　学位プログラムとは、『大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。』と用語解説に定義。

また、国が進める教学マネジメントの確立の支援についての答申文中のキーワードまたはキーセンテンス（以下「キーワード等」）を抜き出すと次の様になる。

国が進める教学マネジメントの確立の支援のキーワード等

- ▶【学長のリーダーシップ】
- ▶【卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針】
- ▶【その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組む】
- ▶【大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用する】
- ▶【学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する】
- ▶【カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスを強化する】
- ▶【大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表】
- ▶【経営状況等も含めた大学の基本的な情報について、各大学が積極的に公表する】
- ▶【教育の質の保証や情報公表】
- ▶【学修成果の中身について、高等教育機関と産業界が共通理解を持って進めていく】

さらに、全学的な教学マネジメントの確立の具体的な方策のキーワード等を抜き出すと次の様になる。

全学的な教学マネジメントの確立の具体的な方策のキーワード等

- ▶【自ら設定した「三つの方針」に基づく教育】
- ▶【その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげる】
- ▶【PDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している】
- ▶【教学マネジメントは大学が自らの責任のもと、各大学の事情に合致した形で構築すべきもの】
- ▶【各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要である】

また、参考として教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例を次の様にあげている。

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ▶【プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立】
- ▶【カリキュラム編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成の外部人材の参画等）、アクティブ・ラーニングやICTを活用した教育の促進】
- ▶【柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限設定（CAP制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価】
- ▶【FD（ファカルティ・ディブロプメント）の高度化、SD（スタッフ・ディブロプメント）の高度化】
- ▶【教学ＩＲ体制の確立】
- ▶【情報公表の項目や内容等に係る解説】

そして、学修成果の可視化と情報公表の促進として、次の事項をあげている。

学修成果の可視化と情報公表の促進

学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報
（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）
▶【単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、
▶ 学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲】
（大学教育の質に関する情報）
▶【入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況】
（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）
▶【アセスメントテストの結果、TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価】
（大学教育の質に関する情報）
▶【ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、ＩＲの整備状況、教員の業績評価の状況】

■ 教学マネジメント（案）

教学マネジメント（案）は、如上のとおり高等教育のグランドデザイン（答申）を経て、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会で審議されているところであるが、次の特別委員会（第３回）H31.2.13資料３の教学マネジメント（案）に示されている事項と短期大学基準協会の認証評価における短期大学評価基準を比較検討する。

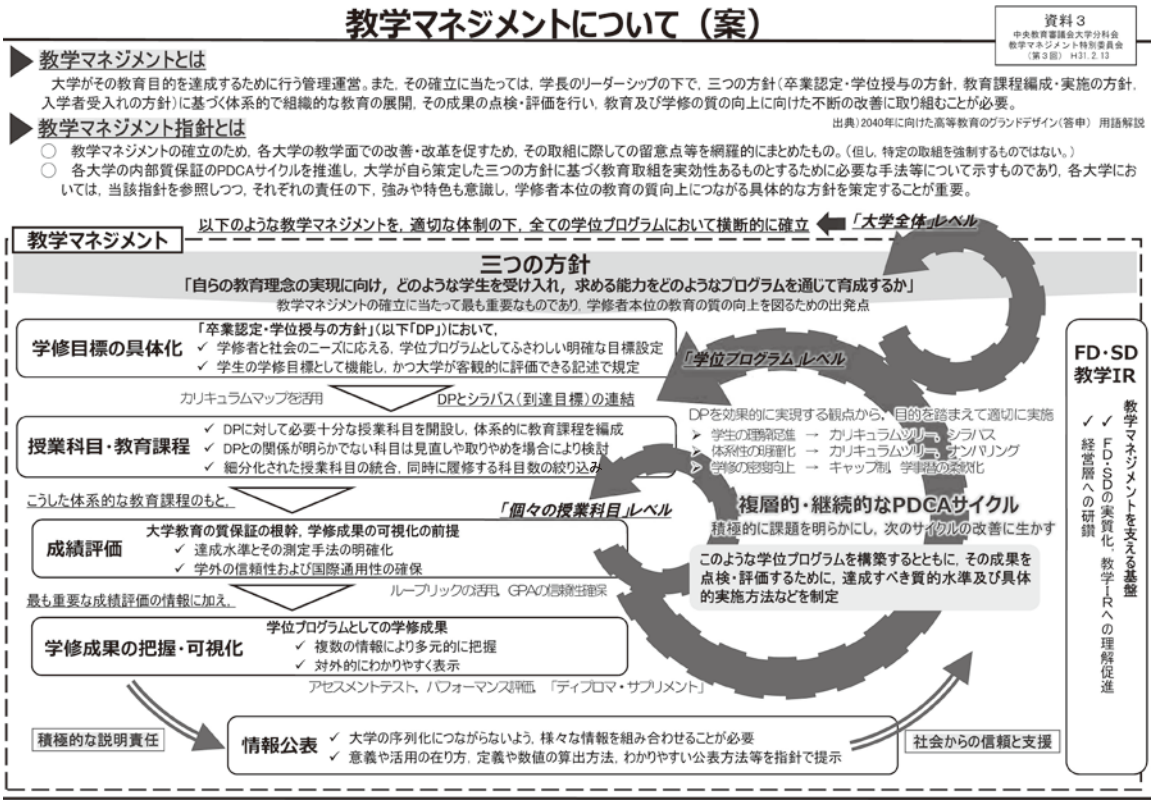

前図から記載内容を抜き出して次の様に整理した。

教学マネジメント（案）

教学マネジメントとは

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。また，その確立に当たっては，学長のリーダーシップの下で，三つの方針（卒業認定・学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針，入学者受入れの方針）に基づく体系的で組織的な教育の展開，その成果の点検・評価を行い，教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むことが必要。出典）2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）用語解説

教学マネジメント指針とは

○教学マネジメントの確立のため，各大学の教学面での改善・改革を促すため，その取組に際しての留意点等を網羅的にまとめたもの。（但し，特定の取組を強制するものではない。）

○各大学の内部質保証のPDCAサイクルを推進し，大学が自ら策定した三つの方針に基づく教育取組を実効性あるものとするために必要な手法等について示すものであり，各大学においては，当該指針を参照しつつ，それぞれの責任の下，強みや特色も意識し，学修者本位の教育の質向上につながる具体的な方針を策定することが重要。

以下のような教学マネジメントを，適切な体制の下，全ての学位プログラムにおいて横断的に確立（大学全体レベル）

教学マネジメント

三つの方針

「自らの教育理念の実現に向け，どのような学生を受け入れ，求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり，学修者本位の教育の質の向上の図るための出発点。

FD・SD教学ＩＲ

教学マネジメントを支える基盤

✔ ＦＤ・ＳＤの実質化，教学ＩＲへの理解促進

✔ 経営層への研鑽

学修目標の具体化	「学位プログラム」レベル
「卒業認定・学位授与の方針」（以下「DP」）において ✔ 学修者と社会のニーズに応える，学位プログラムとしてふさわしい明確な目標設定 ✔ 学生の学修目標として機能し，かつ大学が客観的に評価できる記述で規定	複層的・継続的なPDCAサイクル 積極的に課題を明らかにし、次のサイクルの改善に生かす

カリキュラムマップを活用　DPとシラバス（到達目標）の連結

授業科目・教育課程 ✔ DPに対して必要十分な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成 ✔ DPとの関係が明らかでない科目は見直しや取りやめを場合により検討 ✔ 細分化された授業科目の統合，同時に履修する科目数の絞り込み	DPを効果的に実現する観点から，目的を踏まえて適切に実施 ▶ 学生の理解促進→ カリキュラムツリー，シラバス ▶ 体系性の明確化→ カリキュラムツリー，ナンバリング ▶ 学修の密度向上→ キャップ制，学事暦の柔軟化
体系的な教育課程のもと， 「個々の授業科目」レベル	複層的・継続的なPDCAサイクル 積極的に課題を明らかにし，次のサイクルの改善に生かす
成績評価 大学教育の質保証の根幹，学修成果の可視化の前提 ✔ 達成水準とその測定手法の明確化 ✔ 学外の信頼性および国際通用性の確保	このような学位プログラムを構築するとともに，その成果を点検・評価するために，達成すべき質的水準及び具体的実施方法などを制定

最も重要な成績評価の情報に加え，
ルーブリックの活用，GPAの信頼性確保

学修成果の把握・可視化
学位プログラムとしての学修成果
✔ 複数の情報により多元的に把握
✔ 対外的にわかりやすく表示

アセスメントテスト，パフォーマンス評価，「ディプロマ・サプリメント」

積極的な説明責任

情報公表
✔ 大学の序列化につながらないよう，様々な情報を組み合わせることが必要
✔ 意義や活用の在り方，定義や数値の算出方法，わかりやすい公表方法等を指針で提示

社会からの信頼と支援

■ 短期大学基準協会の内部質保証を図った自己点検・評価

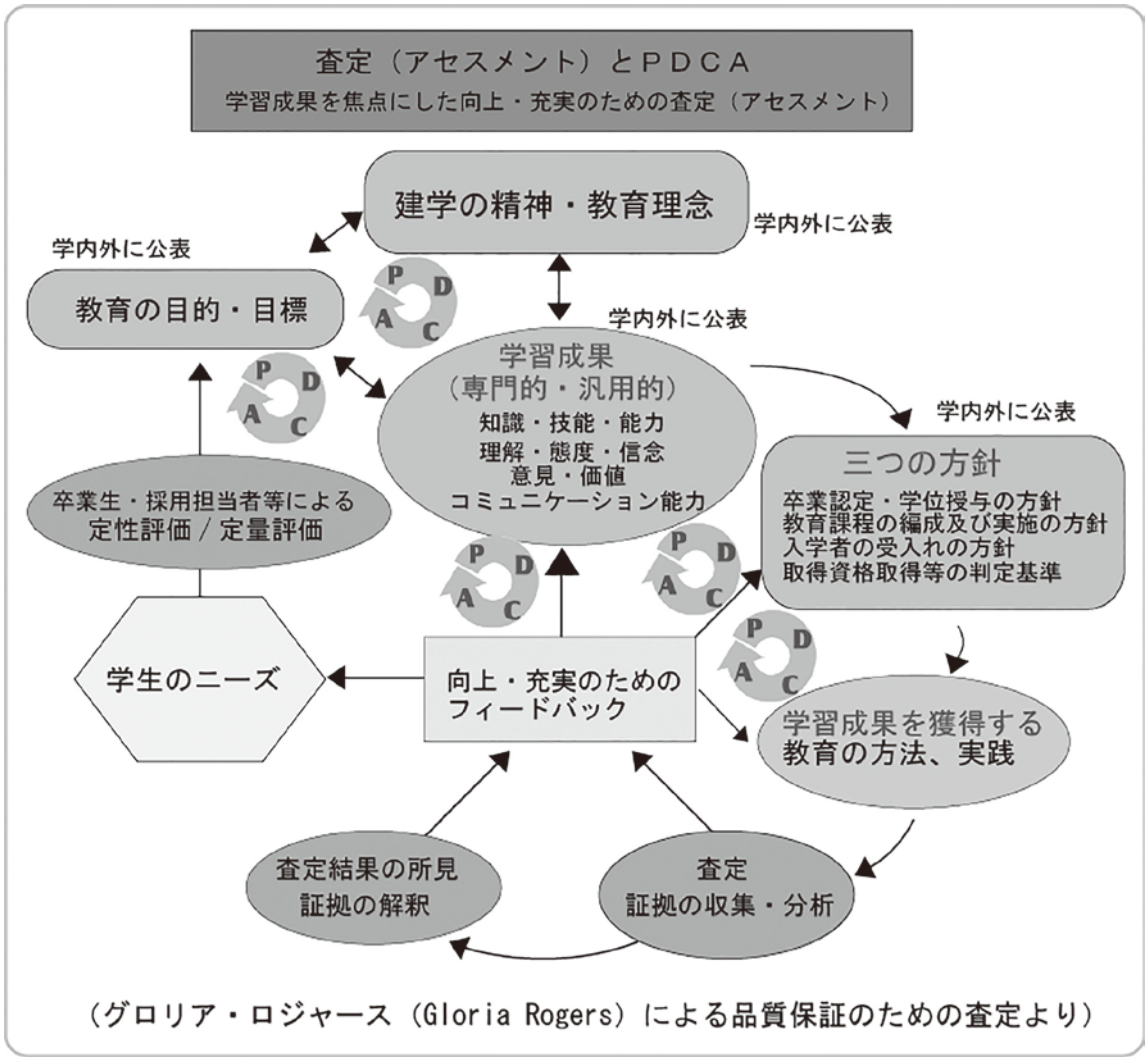

（グロリア・ロジャース（Gloria Rogers）による品質保証のための査定より）

短期大学基準協会の認証評価における短期大学評価基準に基づく短期大学の自己点検・評価の仕組は上の「査定（アセスメント）とＰＤＣＡ－学習成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）－」のサイクルで向上・充実を図るようになっている。

① 各短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組む。

② 自己点検・評価には理事長・学長が率先して関わり、ALO（連絡調整責任者）の教員を任命して全学的な教育の質保証の体制を構築する。

③ 自己点検・評価活動に際しては、短期大学・学科内および関係部署の対話を通じて学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルと日常的なPDCAサイクルで実施する。

④ 自己点検および評価活動の結果は、新たな事業計画、カリキュラム改革、授業改善活動および研究環境の改善など学生の学習成果を向上させるための学内の諸活動にフィードバックする。

⑤ 査定のサイクルは１年間または前期・後期（セメスター）の期間でサイクルを継続して実施するが、PDCAはセメスター毎で行う授業評価と学期中の成績評価等によって改善改良を加えていく仕組みである。

⑥ 査定サイクルの流れは、学内・学外に対して表明している「建学の精神と教育理念」、「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」の相互の関係の点検、および同様に表明している「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（三つの方針）や取得資格取得等の判定基準が明解であることを点検する。

⑦ 教育は、学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、その結果について「査定：証拠の収集、分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」の部分で事実に基づく量的・質的データを収集し、学習成果の獲得状況について分析を行う。

⑧「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズ」の点検・評価と評価後の適否について関係する行為や動作を修正・調整して学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るためのPDCAサイクルをFD、SDおよび教授会等によって継続して実施し向上・充実を図る。

⑨ また「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かを学生の進路先から得た量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を点検する。従って卒業後の学生についての情報を得て、学科の教育目標等が社会の実状にあっているかどうかということを点検する。

⑩「向上・充実のためのフィードバック」において、適否に関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るためのPDCAサイクルをFD、SDで継続して実施し、事業計画等と連動させて点検・評価する。

短期大学基準協会の認証評価における短期大学評価基準は①から⑩の自己点検・評価活動が実施できるように、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成している。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めている。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～８）として表している。また、それぞれの区分には、『■数学マネジメント（案）と短期大学評価基準の比較』の事項で示す様に評価の観点〔（１）～（１３）〕が定めている。

基準	テーマ	区　分
基準Ⅰ 建学の精神と 教育の効果	A　建学の精神	1　建学の精神を確立している。
		2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。
	B　教育の効果	1　教育目的・目標を確立している。
		2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。
		3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。
	C　内部質保証	1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。
		2　教育の質を保証している。
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A　教育課程	1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
		2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
		3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
		4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を 育成するよう編成し、職業教育を実施している。
		5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
		6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
		7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。
		8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。
	B　学生支援	1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
		2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
		3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
		4　進路支援を行っている。
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	A　人的資源	1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
		2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて 教育研究活動を行っている。
		3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
		4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。
	B　物的資源	1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、 その他の物的資源を整備、活用している。
		2　施設設備の維持管理を適切に行っている。
	C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源	1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を 獲得させるために技術的資源を整備している。
	D　財的資源	1　財的資源を適切に管理している。
		2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。
基準Ⅳ リーダー シップと ガバナンス	A　理事長のリーダーシップ	1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。
	B　学長のリーダーシップ	1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。
	C　ガバナンス	1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。
		2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、 理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。
		3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、 積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

■ 教学マネジメント（案）による「学修（習）成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）」

短期大学基準協会の「査定（アセスメント）とＰＤＣＡ－学修（習）成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）－」に教学マネジメント（案）の内容を当てはめると次の様になる。

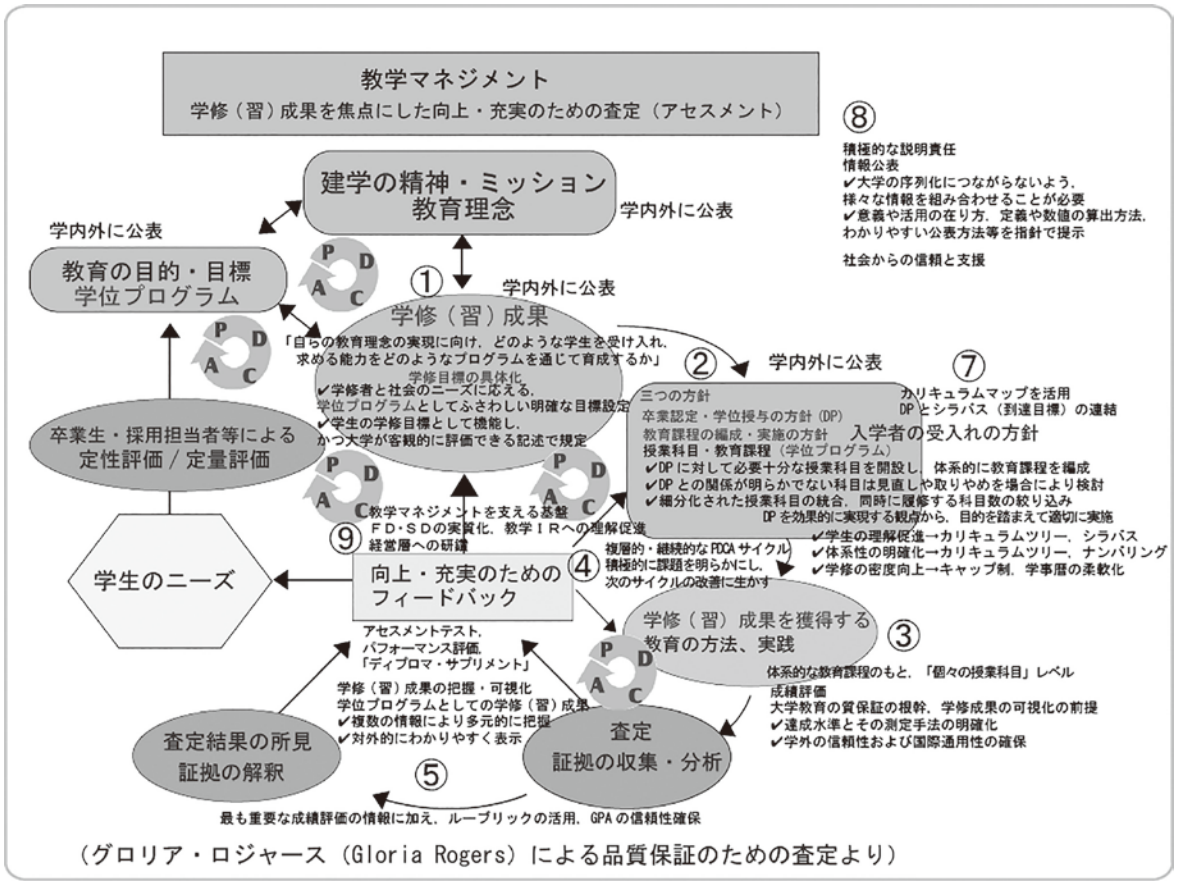

（グロリア・ロジャース（Gloria Rogers）による品質保証のための査定より）

教学マネジメント（案）には、建学の精神・ミッションには触れていないが、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」３．2040年を見据えた高等教育と社会の関係において、『高等教育システムそのもの、そして、高等教育機関の「建学の精神」や「ミッション」は時代の変化の中で、変わるべきものと変わらないものがあることを高等教育機関とその構成員が改めて意識し、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと』と述べているので、ミッションを加えて「建学の精神・ミッション」と記載した。

そして、「自らの教育理念の実現に向け，どのような学生を受け入れ，求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」という学生の学修(習)成果を焦点とするためには、教育の目標・目的を明確にしなければならないので同様に記載し、また教育の目的・目標には、学科が目的とする人材養成の目的・目標であるので、「学位プログラム」を追加した。つまり、学位プログラムが、学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのことであることから、人材養成の目的・目標、学生の学修（習）成果、教育課程の編成のそれぞれを含んだものであると捉えたからである。

更に、卒業生・採用担当者等による定性評価/定量評価を現状のとおりにしていることは、学修（習）成果の可視化と情報公表の促進において「卒業生に対する評価」が述べられているからである。

■ 教学マネジメント（案）と短期大学評価基準の比較

さて、「教学マネジメントー学修（習）成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）ー」を基にして短期大学評価基準に相当する区分と評価の観点を抜き出して表にした。

【①について】

教学マネジメント

学修(習)成果
学修目標の具体化「自らの教育理念の実現に向け，どのような学生を受け入れ，求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」

✔ 学修者と社会のニーズに応える，学位プログラムとしてふさわしい明確な目標設定
✔ 学生の学修目標として機能し，かつ大学が客観的に評価できる記述で規定

短期大学評価基準

基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。
（1）建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
（3）建学の精神を学内外に表明している。
（4）建学の精神を学内において共有している。
（5）建学の精神を定期的に確認している。

基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。
（1）学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
（2）学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
（3）学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。
（1）短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
（2）学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
（3）学習成果を学内外に表明している。
（4）学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
（1）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
　①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
（2）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
（3）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
（4）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
（1）学習成果に具体性がある。
（2）学習成果は一定期間内で獲得可能である。
（3）学習成果は測定可能である。

短期大学評価基準ではすでに観点に取り入れているので、当協会で認証評価を受審してきた短期大学は対応できている内容である。

【②について】

教学マネジメント

三つの方針
卒業認定・学位授与の方針(DP)
教育課程の編成・実施の方針
授業科目・教育課程(学位プログラム)
✔ DPに対して必要十分な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成
✔ DPとの関係が明らかでない科目は見直しや取りやめを場合により検討
✔ 細分化された授業科目の統合，同時に履修する科目数の絞り込み
DPを効果的に実現する観点から，目的を踏まえて適切に実施
✔ 学生の理解促進→カリキュラムツリー，シラバス
✔ 体系性の明確化→カリキュラムツリー，ナンバリング
✔ 学修の密度向上→キャップ制，学事暦の柔軟化

短期大学評価基準

基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、
入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。
(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
(4) 三つの方針を学内外に表明している。

基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。
(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
　①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。
(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
　①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
　②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
　③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
　④シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
　⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（3）学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
（4）学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

キャップ制は基準Ⅱ-A-2の観点において、単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている旨を求めているが、「カリキュラムツリー，ナンバリング，学事暦の柔軟化」については、観点に上げていない。国家資格や免許を取得する学位プログラムでは、法律で規定されている教育課程の編成と実施が定められていることが多いので、その場合は、「カリキュラムツリー，ナンバリング，学事暦の柔軟化」が評価の観点にならないからであるが、それ以外の学位プログラムにおいてはDPを効果的に実現する観点に「カリキュラムツリー、ナンバリング、学事暦の柔軟化」の設定を検討する必要があると考える。

【③について】

教学マネジメント

体系的な教育課程のもと，「個々の授業科目」レベル
成績評価
大学教育の質保証の根幹，学修成果の可視化の前提
✔ 達成水準とその測定手法の明確化
✔ 学外の信頼性および国際通用性の確保

短期大学評価基準

基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。
（1）短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
（2）学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
（3）学習成果を学内外に表明している。
（4）学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
（1）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
　①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
（2）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
（3）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
（4）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
（1）学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
（2）学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
　①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
　②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
　③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
　④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

（3）⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、
（4）放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
（1）学習成果に具体性がある。
（2）学習成果は一定期間内で獲得可能である。
（3）学習成果は測定可能である。

短期大学評価基準ではすでに観点に取り入れているので、当協会で認証評価を受審してきた短期大学は対応できている内容である。

【④について】

教学マネジメント

複層的・継続的なPDCAサイクル
積極的に課題を明らかにし，
次のサイクルの改善に生かす

短期大学評価基準

基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。
（1）自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）日常的に自己点検・評価を行っている。
（3）定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。
（1）学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
（2）査定の手法を定期的に点検している。
（3）教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
（4）学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

短期大学評価基準ではすでに観点に取り入れているので、当協会で認証評価を受審してきた短期大学は対応できている内容である。

【⑤について】

教学マネジメント
学修(習)成果の把握・可視化 学位プログラムとしての学修(習)成果 ✔ 複数の情報により多元的に把握 ✔ 対外的にわかりやすく表示 最も重要な成績評価の情報に加え，ルーブリックの活用，GPAの信頼性確保 アセスメントテスト，パフォーマンス評価，「ディプロマ・サプリメント」
短期大学評価基準
基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 （1）GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。 （2）学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 （3）学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

「アセスメントテスト，パフォーマンス評価，ディプロマ・サプリメント」については、観点に上げていない。国の指針の施行を待って取り組む必要があると考える。

【⑦について】

教学マネジメント
カリキュラムマップを活用 DPとシラバス（到達目標）の連結
短期大学評価基準
基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 （1）教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 （2）事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 （3）教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
(3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
(5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

短期大学評価基準ではすでに観点に取り入れているので、当協会で認証評価を受審してきた短期大学は対応できている内容である。

【⑧について】

教学マネジメント

積極的な説明責任
情報公表
✔ 大学の序列化につながらないよう，様々な情報を組み合わせることが必要
✔ 意義や活用の在り方，定義や数値の算出方法，わかりやすい公表方法等を指針で提示

短期大学評価基準

基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。
（1）自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）日常的に自己点検・評価を行っている。
（3）定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。
（1）学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
（2）私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

情報公表の意義や活用の在り方，定義や数値の算出方法，わかりやすい公表方法等は国の指針の施行を待って取り組む必要があると考える。

【⑨について】

教学マネジメント

教学マネジメントを支える基盤
ＦＤ・ＳＤの実質化，教学ＩＲへの理解促進
経営層への研鑽

短期大学評価基準

基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
（1）短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
（2）短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
（3）専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
（4）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
（5）非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
（6）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
（7）教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。
（1）専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
（2）専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
（3）専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（4）専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（5）専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
（6）専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（7）専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（8）専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（9）専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
⑽ FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
⑾ 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
（1）事務組織の責任体制が明確である。
（2）事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
（3）事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
（4）事務関係諸規程を整備している。
（5）事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
（6）防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
（7）SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ教育研究活動等の支援を図っている。
（8）日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
（9）事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。
（1）理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
（2）理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
（3）理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
③寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

ＦＤ・ＳＤの実質化は、基準Ⅲ-A-1、基準Ⅲ-A-2及び基準Ⅲ-A-3の観点において実質化を図り、経営層への研鑽は、基準Ⅳ-A-1の観点で対応できている内容であるが、教学ＩＲへの理解促進は観点に上げていない。国の指針の施行を待って取り組む必要があると考える。

以上をみると、短期大学評価基準に見当たらないのは、「カリキュラムツリー、ナンバリング、学事暦の柔軟化、アセスメントテスト、パフォーマンス評価、ディプロマ・サプリメント、教学ＩＲの理解促進」であることが分かる。

アセスメントテスト、パフォーマンス評価、ディプロマ・サプリメントについては、指針の施行を待つこととし、以下で教学マネジメントにおける教学ＩＲの理解促進について述べる。

■ 考察
教学ＩＲとエンロールメント・マネジメント

グランドデザイン答申の教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例の一つに教学ＩＲ体制があり、他に履修指導体制の確立、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価などもある。したがって、教学ＩＲ体制はエンロールメント・マネジメント（以下ＥＭという）のための調査研究体制、つまり組織的に学生のニーズや課題を把握し支援を行うためのデータ収集及び整理の体制であると思料する。

ＥＭは、「大学のＩＲ　Ｑ＆Ａ」の中井俊樹氏によると、ＥＭは、ＩＲの主要な活動と位置づけられ、組織的に学生のニーズや課題を把握し支援を行うという特徴がある。ＥＭの概念が提起されたのは、1970年代のアメリカのボストン・カレッジと言われている。当時、ボストン・カレッジは、志願者の減少、退学者の増大、社会的評価の下落により経営危機の状態にあった。その様な状況のなか、入試部長に着任した数理物理学者のマグワイアが、数理モデルに基づく分析や多変量解析を行い、募集活動と学生支援に関して総合的な戦略を打ち出した。

ＥＭは、安定的に学生を受け入れ、在籍させ、卒業させるという大学の基本的な運営に関わる概念である。中途退学率の高いアメリカにおいて、中途退学率を減少させて授業料収入を安定化させることも期待されて発展した。ＥＭでは、学生の入学前から卒業後までのデータが活用される。学生の入試成績、入学前の大学に対する意識及び在学中の成績、出席状況、相談履歴、授業評価、課外活動の状況、奨学金受給状況、進路、卒業後の満足度などである。これらのデータを分析し、入試広報、授業内容、中途退学防止、就職支援、奨学金制度に関する施策など学生に対する具体的な支援策を提供する。そのためには、入試、教務、学生支援などのさまざまな学内部署と連携することが求められる。

日本の大学はアメリカの大学制度と異なることからアメリカのＥＭが一概に導入できるとは言えないが、答申がＦＤ・ＳＤの実質化、教学ＩＲの理解促進、経営層への研鑽を教学マネジメントを支える基礎としていることから、学生の学習成果や大学教育の有効性を社会に対して説明責任を果たすために大学の建学の精神やミッションからなる学位プログラムに在学する学生の動向について大学の入口から出口まで、特に在学中について、適切に現状把握して個々の学生の学修を支援していくことが重要となる。

個々の学生の入学前の大学との接触、入試、入学前の大学に対する意識等の入学前データから、入学後の成績、出席状況、相談履歴、授業評価、課外活動の記録、奨学金に関する希望および実際の受給の有無、諸活動の満足度、達成感、就職等の在学中データや、卒業後の満足度や大学へのニーズ等の個々の卒業生データ等々、入学前から卒業後まで一貫してデータを収集し、個別に、あるいは全体として分析して情報を得ることによって、大学の建学の精神やミッションからなる学位プログラムの検証が可能となり、それを充実・向上させていくことがＥＭであり教学ＩＲの目的であると考える。国の指針の施行に期待したい。

日本私立短期大学協会版 ガバナンス・コードの策定とこれからの私学情勢

日本私立短期大学協会 理事
【運営問題委員会 副委員長】
学校法人志學館学園／鹿児島女子短期大学 理事長

志賀　啓一

■ はじめに

平成３１年1月７日、文部科学省の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会、学校法人制度改善検討小委員会が「学校法人制度の改善方策について」（以下「改善方策」という。）を取りまとめ提出した。この文書は、前身である「私立大学等の振興に関する検討会議」において、（1）私立大学の果たすべき役割、（2）私立大学のガバナンスの在り方、（3）私立大学への経営支援、（4）経営困難な状況への対応、（5）私立大学の財政基盤の在り方などをはじめとする私立大学の振興に関して検討が行われた中で、学校法人制度全般にわたる改善方策を検討するため設置され、そこでまとめられた議論の内容が提出されたのである。改善方策においては、学校法人の経営の強化、ガバナンス機能の強化、情報公開の推進、破たん処理手続きの明確化が盛り込まれ、令和元年5月の学校教育法及び私立学校法改正も、この文書に基づいたものとなっている。加えて、「私立学校法等の法令に基づくだけでなく、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、私学団体等が自ら行動規範を定め、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明を果たすとともに、学校法人を運営する者が経営方針や姿勢を自主的に点検し、私立学校の健全な成長と発展につなげていくことが考えられる。（改善方策より引用）」とされ、私学団体等が行動規範であるガバナンス・コードを策定することが盛り込まれた。

日本私立短期大学協会（以下「日短協」という。）としてもガバナンス・コードを策定することとなり、改善方策の原案文が固まりつつあった平成３０年１０月には、運営問題委員会が策定を担当することとなった。日短協版ガバナンス・コードは、令和元年１０月開催の秋季定期総会にて提案される予定となっている。まだ詳細の内容は変動する可能性があるので、本稿ではその仔細を述べることはしない。ここでは、ガバナンス・コード策定に至った背景と今後の課題、委員会内で議論された内容、そして私立短期大学を設置する学校法人におけるガバナンス・コード運用の意義や留意点について、私見を交えて述べさせていただくものである。

■ ガバナンス・コードとは

ガバナンス・コードは、もともとは企業の行動規範として定められたガイドラインである。２０１０年代になってグローバル化、多様化する企業において「コーポレートガバナンス」即ち「企業統治」の適正化が求められ、OECD諸国を中心に、企業の自律的な取組を促すためのガイドラインとして定められた。日本においては、2015年にコーポレートガバナンス・コードが東京証券取引所と金融庁が中心となって策定され、運用されている。

ガバナンス・コードの特徴は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」である。法令ではないため遵守しないからといって罰則があるわけではないが、遵守する（コンプライ）するか、遵守できない理由を説明するか（エクスプレイン）が求められる。その状況を公表することによって、ステークホルダーは企業の状況を把握することができるのである。改善方策においては、コーポレートガバナンス・コードに倣って、学校法人におけるガバナンス・コードを私学団体等が定めることが求められている。

改善方策に記載されているガバナンス・コードに盛り込むべき内容については、以下のとおりである。

ア. 経営の強化

（ア）経営と教学の連携・協力の在り方
（イ）中長期計画に盛り込むべき内容
（ウ）危機管理を含めたコンプライアンスの在り方 など

イ. ガバナンスの強化

（ア）理事会機能の実質化
a 理事会の議決事項の明確化
b 理事会への業務執行者の報告
c 外部理事の適切な人数
d 外部理事に対する十分な情報提供（非常勤監事、評議員も同様）
e 理事に対する研修機会の提供と充実（監事、評議員も同様） など

（イ）監事機能の実質化
a 監事監査基準・同規則等の作成
b 重点監査項目を盛り込んだ具体的な監査計画及び監査結果を具体的に記載した監査報告書の作成
c 理事会や評議員会等の重要会議への監事の出席のルール化
d 監事監査支援体制の充実
e 監事の選任方法の工夫・改善
f 一定規模以上の学校法人における常勤監事の設置 など

（ウ）評議員会機能の実質化
a 評議員からの意見を引き出す議事運営の方法改善
b 法人の規模に応じた評議員数の配置
c 評議員会が監事選任の同意・不同意を検討するに当たり、目安とする監事の資質・専門性の整理 など

（エ）情報公開の推進等
a 学生や保護者、学内、学外など対象に応じた分かりやすい情報公開の推進
b 経営状況の「見える化」による課題・成果の明確化と共有による改革の推進
c 事業報告書に盛り込むべき内容
d 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報公開の推進 など

各私学団体等は、これらの要素を盛り込んだガバナンス・コードを策定することとなった。日短協版ガバナンス・コードとしては、前記の内容を整理した上で教学ガバナンスを加え、第１章）経営の安定性・継続性の確保　第２章）自律的なガバナンス体制の確立　第３章）教学ガバナンスの充実　第４章）情報の公開と公表の４章立てとしている。

■ 各団体のガバナンス・コードの特徴と日短協版の方向性

ガバナンス・コードを最も先んじて策定したのは、日本私立大学協会(以下「私大協」という。)である。私大協は、平成３０年３月の総会において、中間報告としてではあるが私立大学版ガバナンス・コードを提出している。後から聞いたところによると、改善方策がまとめられる以前より自主的にコードを策定しておくことによって、法令によって学校法人を拘束することをけん制するねらいもあったと聞いている。それゆえに、学長への権限移譲、担当理事制の導入など、全会員校に遵守できるのか疑問に思える項目も散見されるが、このコードは策定の指針であり、各学校法人がそれぞれの事情にあわせて独自のコードを策定するための、いわばひな形であるという形式をとっている。これによって、会員校それぞれが対応できるようにしている。

また、日本私立大学連盟（以下「私大連」という。）は令和元年６月に第１版を制定した。こちらは書式としてはコーポレートガバナンス・コードに類似しており、基本原則・遵守原則・重点事項・実施項目という４段階の項目に分けることによって、コーポレートガバナンス・コードよりも具体的にチェックができるようになっている。特に実施項目についてはかなり踏み込んだ内容となっているものが見受けられるが、むしろ細分化された項目がガバナンス強化のマニュアルともいえるような内容となっており、各種規則・計画等策定の際そのまま使えるようになっている。他にも、国立大学協会が骨子を策定しており、こちらもコーポレートガバナンス・コードに似た書式になるようである。

これら各団体とも比較検討しながら策定していった日短協版であるが、規模も財務状況もさまざまである私立短期大学においては、私大連のようにあまりに具体的な施策まで踏み込んでしまうと、それぞれの特色を消してしまう可能性があるし、かといって私大協のように各校に策定を任せてしまうと、その策定に負担をかけてしまうことが懸念された。そこで、日短協らしいコードとして、やはり全ての会員校に対応できるような内容にしようということになった。まずは現行の法令や認証評価の評価基準、さらには私学助成や修学支援制度の要件等を整理し、当たり前のことを当たり前にしているかどうかということを可視化していくこととなった。当初は短期大学の特徴を示すためにも、より地域に密着した地域貢献に関する項目の充実や短期間での資格取得に関する運営のあり方なども盛り込むような意見もあったが、汎用性を第一にという方針のもと、削られていった。いかに「コンプライ・オア・エクスプレイン」が原則であり、必ずしも全て遵守していなくてもよいとはいえ、特色あるコードにしようとするあまり、多くの項目が遵守できないようでは、各校の独自性を軽視しているようにも見えるし、チェックのためのガイドラインとしても不適切である。さらに、策定作業に前後して、関口会長より「会員校に寄り添ったものを」との助言をいただき、表現も含めて簡素で分かりやすく、かつ負担がかかりにくいものにするよう、方針が固まった。

また、具体的な書式を策定していく際にイメージしたのは、認証評価である。認証評価を受ける際には、どの評価機関であっても、基準ごとに評価の観点、視点、留意事項といった項目が存在する。これらの項目の中で、改善方策に記載されたガバナンス・コードに記載すべき内容を整理し、表現を改め、○×でチェックできるような形にすれば、会員校がその都度コードを策定しなくても済み、確認も容易だと考えたのである。

こうして、他団体と比べるとかなりシンプルで、かつ分かりやすい内容の原案が策定されていった。

■ 全ての学校法人に「攻めのガバナンス」は必要か

少し話題が飛躍するが、日短協版がかなりシンプルになったことの理由について、より詳しく解説するために、コーポレートガバナンス・コードの特徴として挙げられ、今回の学校法人のガバナンス・コード策定においても複数の識者たちから述べられている「攻めのガバナンス」について述べたい。

「攻めのガバナンス」とは、ひとことで言うと、社外取締役（学校法人であれば外部理事）の活用である。この多様化する時代において、経営陣は意思決定において客観性と合理性を担保しなければならず、そのためには内部の役員のみで判断せず、外部からの多角的な意見を取り入れ、適切な判断をしなくてはならない。そのためには、外部理事を複数名任命し、場合によっては一定の役割を担わせることについて、法令上での規制はできないが、ガバナンス・コード等で反映させようというものである。実際、コーポレートガバナンス・コードでは、複数の項目に独立社外取締役の任命とその役割のあり方を記載している。確かに、現代社会においては、客観性を担保できる複数の視点は必要であろう。多様な学部を設置し、多彩な人材を輩出している大規模な大学においては、必須ともいえる。ただ、それは全ての私立大学・短期大学にもあてはまることだろうか。企業ならば株を個人所有するなど自衛手段があるが、それらの手段を持たない小規模の学校法人において外部理事を多数任命することは、乗っ取りや理念なき教育方針の転換のリスクを伴う可能性もある。これらは、たとえ善管注意義務を明示し、当事者たちがそれを遵守したとしても、価値観や見解の相違があれば発生し得ることであり、小規模な学校法人には常につきまとうリスクとなりうる。

そもそもコーポレートガバナンス・コードの適用対象は、一部上場会社に限られている。日本の株式会社数は現在２１０万を超えているが、一部上場会社は約3,700社であり、全体の０.１％に過ぎない。一方で、現在日本の学校法人数は約6,１００、専修学校等のみを設置する準学校法人が約1,１００で、合計しても約7,２００法人であるが、今回のガバナンス・コードの適用対象となるであろう文部科学省所轄法人は約６７０であり、その比率は９％程度である。さらに、確かに高等教育機関という要件は一定の線引きにはなるかもしれないが、短期大学一校のみを設置する文部科学省所轄の学校法人よりも、高校以下だが複数の学校を設置する都道府県管轄の学校法人の方が在籍者数、教職員数、財務規模等が大きい場合があることも確かである。一部上場企業と文部科学省所轄の学校法人を同列に扱い、同等の自主規範を策定するというのは無理があるのではないだろうか。

また、前述したとおり、改善方策の文書の中では、ガバナンス・コードに記載すべき内容としては、大項目では「ア. 経営の強化」と、「イ. ガバナンスの強化」の２項目しか提言されていない。コーポレートガバナンス・コードの方では、これに加えて株主との関係やステークホルダーへの説明責任について、５章立ての中で３章分を費やしている。特に上場企業などにおいては、株の持ち合いや敵対的買収等、法令違反ではないが道義的に問題が発生し、それが他の株主の動向にも影響を及ぼす懸念があり、コードの内容はより厳しいものになっているのは理解できる。一方で、学校法人については、進学希望者や在学生、同窓生等、ステークホルダーの評価に影響する可能性ももちろんあるだろうが、はたしてガバナンス・コードの遵守状況を見て志願する生徒などいるであろうか。むしろ、遵守状況をチェックするのは、私学助成がらみで文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）の目の方が気になるところであろう。現時点では、文部科学省からは、コードの遵守状況が私学助成等の要件にからむことはないという言質はいただいている。しかし、これまでも情報公開や適正定員の維持について、当初は遵守している学校に多くの私学助成を配分していたものが、遵守していない学校の私学助成を減らす方針に変わり、さらに今般、情報公開については法令で完全に義務化するようになった。ここで申し上げておきたいのは、内容の是非ではなく、コードの遵守状況の評価者の根本的な違いと、将来的な規制への懸念である。企業は

コードを監督する主体は金融庁や証券取引所であるが、それを見て評価する主体は株主等ステークホルダーであり、別々になっているのに対して、学校法人は監督する主体も評価する主体も文部科学省又は政府であり、同一である。そんな周辺環境の違いがある中で、自主的に厳しいコードを策定してしまうと、将来的にそれが法令化する可能性があることは否定できない。

以上のような理由から、日短協版においては、必ずしもコーポレートガバナンス・コードにように「攻めのガバナンス」をはじめとしたより厳しいコードを推進するような内容とすべきではなく、ふみこんだ内容については外部理事を２名以上任命するといった必要最小限の項目のみである。基本的に現行法令に基づいた適切な運営が行われているのかをチェックすることを主眼においたものとなったのである。

■ 私立学校法改正との関係とガバナンス強化の留意点

もう一点、ガバナンス・コード策定と切り離せないのは、私立学校法改正である。今回の改正については、学校法人の不祥事が複数あり、またこれまで会社法、公益法人制度改革三法、社会福祉法及び医療法と改正され、この流れで学校法人についても改正が必要という前提で進められたようである。改善方策においても「公教育を行う機関としてふさわしいガバナンスに向けた不断の見直しが必要である。」という記載がある。これらの経緯については小委員会の委員の先生方からも直接話を聞いたこともあった。その際、私は「他の法人が改正されて、学校法人だけが改正されないのはおかしい」という論法の方がよっぽどおかしい、まずは改正された制度がよかったかどうか検証すべきではないかと反論したが、結局そういった調査・研究はされていないそうである。今回の改正についても、いくつかの学校の不祥事がきっかけだったようであるが、法令に問題があったのか、学校側の運用が不適切であったのかは明示されていない。

今回の私立学校法改正において、個人的に最も気になる点は、一般社団法人・財団法人法の規定の準用や読み替えである。特に、「評議員」「評議員会」を「総社員」「社員総会」と読み替えている。評議員は果たして社員と同等であるのか、あるいは株式会社において株主と同等であるのかは、学校法人によっても意見が分かれるところであろうが、少なくとも私は、現在の諮問機関として様々な立場の評議員が自由闊達に意見をいえる機会が存在することの方が、学校法人の自主性と自律性を高めているのではないかと考える。だがこの流れは変えられないようで、自由民主党行政改革推進本部の公益法人等のガバナンス改革検討チームが令和元年６月２８日にとりまとめた提言によると、公益法人制度について改革を進める中で、学校法人についても、今回見送られた評議員会への理事選任の議決権の付与、理事との兼任の禁止と人数の調整などが盛り込まれている。今年度改正されたばかりなので、すぐに再度改正が行われる可能性は低いが、先ほどの読み替えの部分と併せて、他の法人制度と同一のものにしようという動きが続いている。これは私見であるが、どうも政府や識者の中には三権分立や三様監査などの影響なのかどうかわからないが、同等に近い権限を持ち、相互に影響を及ぼす組織が３つ存在すれば適切なガバナンス組織だと考えている人が多いように思えてならない。だが、小規模組織でそれをすると、逆に混乱をもたらすのではないだろうか。昨今の企業等の不祥事にしても、ワンマン経営によるものという事例もある一方で、複数の責任体制を整備した結果、相互に責任回避をしあった事例もあり、これらは制度の不備というよりは、運用の課題ではないかと思われる。

やや話題がそれてしまったが、本来ガバナンス・コードの役割としては、規制強化を抑制しながらも、不祥事や経営破たんを未然に防止するという側面もある。日短協版ガバナンス・コードでは、第2章「自律的なガバナンス体制の確立」において、理事・監事・評議員の役割を記載している。ここに記載されている事項のほとんどは、法令や各種制度の要件を整理したもので、こんな当たり前のことばかり記載する必要が

あるのか、という意見もあった。しかし一方で、毎年の認証評価や私学事業団、会計検査院の検査報告などを見るにつけ、その当たり前のことが守られていない学校が必ず存在していることも、また事実である。規制の厳格化は、ごく一部の不祥事をきっかけに始まることは、学校のみならず、企業、医療法人、社会福祉法人等、全ての事業体にもいえることである。ガバナンス・コードを毎年1度以上チェックすることによって、ガバナンス機能の確認と改善の一助となっていただければ幸いである。

■ ガバナンス・コードの運用

日短協版ガバナンス・コードは、本誌が発行される日短協秋季定期総会において、提案される予定である。ただし、その運用のあり方については文部科学省も明確に発信しておらず、各団体もその書式と同様、取扱いが分かれている。そのため、今後ガバナンス・コードの内容とは別に、その運用方法についても協会として決定し、発信していかなくてはならない。ここでは、各協会の運用のあり方と、今後の懸念事項について述べたい。

まず、ガバナンス・コードの運用状況については、予定も含めて以下のとおりである。

運営内容	コーポレート ガバナンス・コード	日本私立大学協会策定版	日本私立大学連盟版	日本私立短期大学協会版 （予定）
策定組織	東京証券取引所 金融庁	日本私立大学協会 （実態は策定指針であり、各校の裁量による）	日本私立大学連盟	日本私立短期大学協会
実施対象	上場企業 （一部は基本原則のみ）	各学校法人 （文部科学省所轄法人）	各学校法人 （文部科学省所轄法人）	各学校法人 （文部科学省所轄法人）
発信主体	日本取引所グループ	各学校法人	日本私立大学連盟	日本私立短期大学協会
公表	有	各校の裁量による	連盟としては公表しないが各校には公表を推奨	各校の裁量による？
チェック体制	日本取引所グループにて集計、報告書を策定	無	内容を変える場合は連盟に報告	実施しているかのみ協会へ報告？
改訂等	2015 年度制定 2016 年度改訂 フォローアップ会議は定期的に継続	2019 年度制定 必要に応じて随時改訂	2019 年度制定 必要に応じて随時改訂	2019 年度秋制定 必要に応じて随時改訂

表の中で、今後日短協として明確にしなくてはならないこととして、まずは発信主体、即ちコードの内容の責任の所在についてである。以下私見であるが、発信主体は日短協とし、このガバナンス・コードを利用する学校法人は、原則全項目をチェックしてもらうことが望ましい。理由としては、統一したコードでないと意義がないこと、各校が独自にコードを策定してしまうと「自分がつくったコードを自分で守れないのか」、「そのコードは客観的にみて適切なのか」といった指摘に対抗できないからである。ガバナンス・コードは「コンプライ・オア・エクスプレイン」が基本であり、遵守していない場合は、その理由を説明すればよいだけである。発信主体と実施対象は別々にした方が適切だと思われる。

次に、遵守状況の公表については、その意義に鑑み、公表はすべきであろう。内容としては、遵守状況の

○×のみを公表するのか、遵守している場合はエビデンスを、していない場合は理由を、それぞれ明記すべきなのかは、各校の裁量によると考えられる。ただ、少なくとも法人内部においては、積極的に情報共有し、ガバナンス強化に役立てていただくものとしたい。

最後に、チェック体制については、日短協へ詳細な遵守状況を報告することは義務化する必要はないかもしれない。だが、少なくとも日短協版を活用しているかどうかは、アンケート等を用いて情報を集約し、把握をしておかなければ、将来改訂を進める際に情報収集が困難になるのではないだろうか。日本証券取引所グループのホームページを見ると、毎年の調査・集計結果が詳細な報告書として掲載されており、また定期的に改訂をするための会議体も存在するようである。ここまでのチェック体制を構築することは、他の私学団体等も含めて困難であろうが、せめて活用状況くらいは定期的に集計する部署を割り当てなくてはならないであろうと考えらえる。

関連して、本コードは原則本協会所属の会員校向けであるが、ガバナンス・コードとは本来学校法人全体で適用すべき事項である。したがって、四年制大学・大学院等を持つ学校法人でも適用可能な内容としている。複数の学校を設置する法人が、どの私学団体のコードを活用しているかどうかについても、確認する必要がある。また、短期大学を持たない大学等が使用したい旨申し出があった場合、それを受け入れるのか、また、受け入れる場合は調査・集計の対象とするのか、これらについても今後協議していかなくてはならない。

このように、ガバナンス・コードは、一過性の陳情や提言と異なり、策定後も運用状況を調査し、継続して見直し、時代に合わせたものに随時改訂していかなくてはならないものである。日短協としても常設的にこれに係る部署を設けることが必要になってくると思われるので、ご留意願いたい。

■ むすびに

本誌のテーマが「特色ある短期大学教育の展開と質保証」だそうであるが、ガバナンス・コードは特色はなく、当然のことを列挙したものとなった。ある意味テーマとは真逆の内容となってしまったことをお詫び申し上げたい。強いて関連づけるならば、経営においては特色を出すよりも前に、まず基本的なことをしっかりやり、内外から後ろ指をさされることのない学校法人こそが、教学においては特色ある教育を展開し、質保証が可能となるのではないだろうか。会員校によっては苦境に立たされているところも多いと推察されるが、今回策定されるガバナンス・コードが、適正な運営の一助となり、会員校、ひいては日本の私学の発展に少しでも寄与することができれば幸いである。

本稿においては、ガバナンス・コードがまだ正式決定ではないため、内容の解説というよりは、策定の背景、留意すべき法令改正の動きや私学情勢への懸念事項を含めて、多面的に書かせていただいた。やや批判的な表現をしてしまった部分もあるが、いかに課題や将来的な懸念事項があるとはいっても、法令や方針が決定してしまった以上、公教育を担う学校法人は、それらを遵守し、またむしろ積極的に活用していかなくてはならない。規制の強化は不祥事をきっかけに始まることは繰り返し述べてきたが、そういった隙を見せないためにも、各学校法人の理事役員は、その職務を自覚し、適切な学校運営を行っていかなくてはならない。そのためのガイドラインがガバナンス・コードではないだろうか。決定された際には、是非ご活用願いたい。

最後に、今回の策定作業にあたってご意見をいただいた関口会長をはじめとする協会役員の皆様、自由闊達な意見交換をできる環境を整えられた運営問題委員会の川並委員長、そして貴重なお時間をいただき、長時間にわたる策定会議に参画くださった運営問題委員会の各委員の先生方に心より感謝申し上げる。

短期大学に対する助成のあり方と短期大学振興策

日本私立短期大学協会 副会長
【財務委員会 委員長】
香蘭女子短期大学 理事長・学長

坂根　康秀

■ はじめに

日本私立短期大学協会財務委員会の委員長を拝命している関係上、財務委員会の調査から見えてくるものと、会員校の活性化のために取り組むべき課題について私見を述べる機会を頂戴した。「短期大学教育」第75号のテーマは「特色ある短期大学教育の展開と質保証」である。『大学・短期大学で定員確保できないところは教育の質が悪いからだ』という政府関係者もいるようだが、一刀両断に切り捨てられては困る。一生懸命努力している短期大学はたくさんある。しかし、教育の質が悪いからではなく、その他の様々な要因から定員を確保できていない短期大学が存在することは事実である。来年、本協会は創立70周年を迎える。日本の短期大学を活性化するために何が必要なのか、今、何を手掛けなければならないのかを考える契機とするために、私見を述べさせていただく。

■ 補助金の算定・減額について

本協会の財務委員会は例年経理事務等研修会を実施しており、この研修会に先立って、各会員校の協力のもと、短期大学の実態を調査するためにアンケートを実施している。平成30年度のアンケート回答状況は調査対象校数305校、回答校数287校で回答率は94.1%である（以下、この調査を財務委調査という）。まずはこの調査をもとに補助金の在り方を考えてみたい。

平成29年度の補助金に関して「特別補助の算定に当たり、定員充足率が95%未満の大学において、定員の充足状況または補助項目に応じた圧縮率が乗じられた変更について、3分の2の短期大学が「評価しない・どちらかと言えば評価しない」と回答している。財務委調査では、短期大学の規模による区分で集計しているが、どの規模のカテゴリーにおいてもほぼ同じ割合である。約4分の3の短期大学が入学定員充足率100%未満（平成31年度）であり、定員未充足を基準とする補助金圧縮は、特に短期大学にとって影響が大きい。また平成29年度の補助金圧縮は突然のことであり、対象となる事業が採択された後、通知を見て減額の大きさに驚いた学校も少なくない。補助金減額により事業内容の見直しや自前での資金補填、さらには採択されなかった短期大学が減額の状況を見て次年度の申請自体を躊躇したケースもある。このような突然の圧縮は避けるべきである。

定員充足状況による圧縮率変更

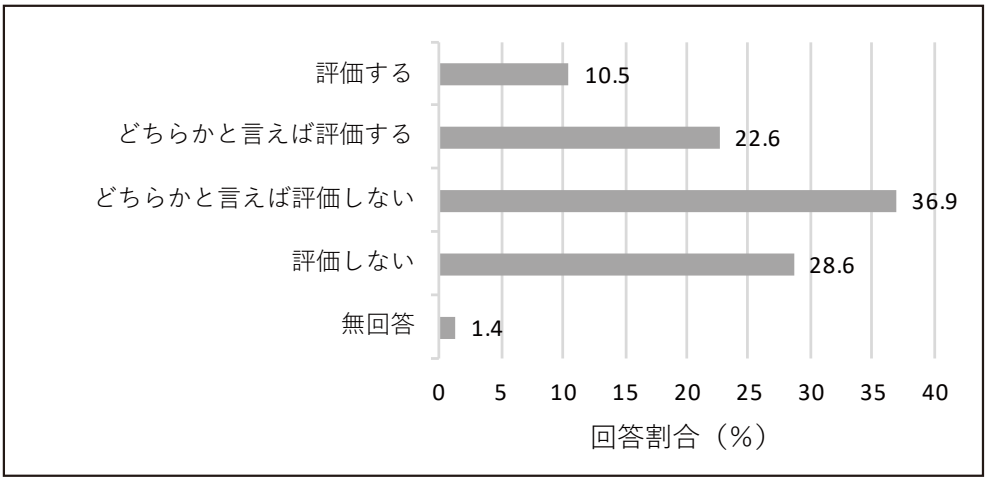

補助金の配分に関して、短期大学関係者が要望している事項がある。短期大学の教育・研究を充実させることは重要であるという認識を短期大学関係者は持っており、各短期大学の方針に基づいて教育研究に経費を措置している。その金額の多寡をここで問題にするつもりはない。短期大学基準協会の認証評価では『教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている』ことが求められているが、ここに抵触する短期大学は少ない。しかし、補助金の配分に関する基準表のC区分（学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合）はもっと多くの教育研究経費支出が求められている。このC区分の割合が低いと補助金の大幅な減額が行われる。C区分だけで10%、20%の減額がかかる短期大学はかなりの数に上ると推察されるし、30%を超える圧縮がかかることも少なくない。このC区分で減額がかからないようにするには、教育研究経費支出を高めることであるが、小規模の短期大学にとってはかなり困難であり、収支状況が厳しい短期大学は撤廃を望んでいる。撤廃が難しければ、せめて減額率の見直しをしていただきたいものである。

日本私立短期大学協会はすべての私立短期大学が加盟しており、その数が減少しないように努力すべきであると思う。財務省は『延命のための資金は出さない』という方針であるが、協会としてはこの考え方に断固反対すべきである。なぜなら、地域に人材を供給している短期大学が全国各地に存在することが広く高等教育の機会を提供し、生涯学習やリカレント教育に対応し、地方の活性化に結び付き、地方創生に寄与するからである。もし地方に短期大学がなくなれば、学生が中央都市に流出することも十分に懸念され、地方の衰退に拍車がかかり、地方創生どころではなくなる。地方の短期大学の灯を消してはいけない。

■ 私立大学等改革総合支援事業の見直し

文部科学省による競争的資金の1つに私立大学等改革総合支援事業がある。次頁に短期大学の申請状況を示したが、この改革総合支援事業に申請した短期大学の割合は平成28年度73.7%、平成29年度71.9%、平成30年度68.3%とわずかながら減少傾向にある。平成30年度の調査でこの事業に申請しなかった短期大学は90校（31.4%）であったが、学生数200名以下の短期大学（67校）でみると約半数に相当する33校が申請をしていない。申請しなかった短期大学の理由は『選定の可能性が低いと判断した』が一番多い回答であり、72.2%に達している。2番目は『現実的に実現可能な設問が少なかった』であり37.8%の短期大学が理由にあげている。

「私立大学等改革総合支援事業」申請の有無

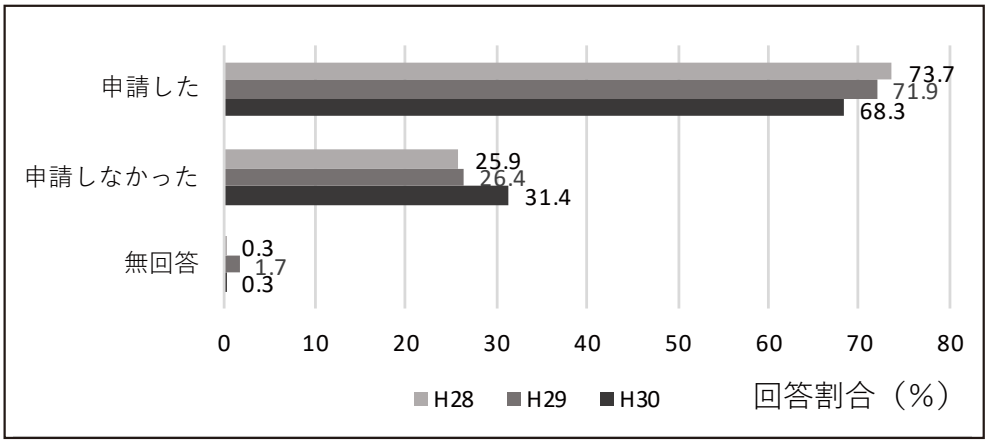

多くの短期大学関係者から「改革総合支援事業の設問は年ごとにハードルが上がっている」という声を聞く。表1に短期大学の採択状況を示したが、タイプ1（教育の質的転換）とタイプ4（グローバル化）は経年比較しても問題は少ないが、タイプ2、タイプ3は年度により視点が若干異なるので、単純に比較はできないことを念頭に見ていただきたい。

表1　私立大学等改革総合支援事業（短期大学の状況）

	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	申請校数	採択校数	採択率%	申請校数	採択校数	採択率%	申請校数	採択校数	採択率%
タイプ1	200	64	32	211	115	55	217	118	54
タイプ2	16	2	13	108	43	40	112	42	38
タイプ3	7	1	14	40	5	13	44	4	9
タイプ4	20	4	20	30	4	13	32	4	13

※文部科学省公表データから抜粋

タイプ2とタイプ3は平成30年度の申請校数が平成29年度、28年度に比べ大幅に減少している。平成30年度タイプ1「教育の質的転換」の申請校数は平成29年度、28年度に比べ若干減少した程度であるが、平成30年度の採択率32％は、平成29年度、28年度に比べて大きく低下している。タイプ1～3に関して平成30年度の設問は短期大学にとってクリアできなかった設問が多かったと思われる。何が短期大学にとってハードルが高いのか、どの設問が短期大学に相応しくないのか、多くの短期大学が申請した改革総合支援事業のタイプ1の設問から拾ってみた。なお、文言は設問通りではないことをご了承いただきたい。

『IRに関する専門的な高等教育プログラムを履修した者の配置』の設問に関しては、各短期大学には人事計画もあるであろうし、予算の問題もあり、簡単に教職員を配置できない。短期大学法人では約半数の法人で経常収支差額がマイナスとなっている状況で、新たに人を採用することは困難が伴う。したがって現在いるスタッフにIRに関する教育を受けてもらうことが経費的に負担が少ない方法だろう。平成31年3月に文部科学省高等教育局大学振興課から公表された「平成28年度における短期大学教育の改善等の状況に関する調査について（以下、文科省調査という）」では、専任の職員を配置している短期大学は18.0％であったが、財務委調査では平成30年度時点で3割弱の短期大学で専任教職員を配置できている。2～3年という短い期間でかなり専任教職員の配置は進んでいる。短期大学が努力していることは窺えるが、それでもまだ3割である。

『GPA制度を導入し、進級判定、卒業判定、退学勧告の基準としている』の設問に関して、私立短期大学の約9割はGPA制度を導入しており、そのうち約25％が退学勧告に利用（本協会教務委員会調査）している。このことを平成30年5月開催の『高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議』の場において披露したところ、委員の方から、なぜ退学勧告に利用している短期大学の割合が高いのか、との質問をいただいた。短期大学は非常に学生の面倒見が良い点が売りの一つである。成績が不振であることを理由に退学を勧めるような短期大学はほとんどないのではないかと思われる。もしかすると、改革総合支援事業のために、形式的な退学勧告を行っているだけなのではないだろうか、と私は邪推している。

同じように、短期大学にはなじまない項目として、『履修登録単位数の上限設定』がある。本協会教務委員会の調べでは約7割近い短期大学が上限を設定しているが、本来キャップ制の趣旨として求められている単位数よりかなり多めの単位数に設定している学校が多い（1年間50単位前後に定めている大学が多い）。このため中央教育審議会等では『キャップ制については，一年間の上限単位数が多過ぎて，各年次にわたって適切に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていない事例も見られる。』と言われることがある。免許・資格等を取得させることを目的とした学科では、少ない科目をしっかり学ばせることは難しく、多い科目でもしっかり学ばせることに軸足を置かざるを得ない状況がある。補助金確保のために形式を整えてはいるが、実効性に乏しい設問は外すべきである。さもないとあらぬ方向への政策誘導になる可能性がある。

『ティーチング・ポートフォリオの作成』に取り組んでいる短期大学は、文科省調査によると39校（約12％）ある。短期大学の教員は内部質保証や認証評価、中央教育審議会や文部科学省の求めに応じるため、仕事量が増えているにもかかわらず、ティーチング・ポートフォリオの作成に取り組んでおられる短期大学は称賛に値する。多くの短期大学がティーチング・ポートフォリオの作成まで手が回っておらず、今後改善が必要であろう。短期大学ではSAやメンターの配置すら進んでいない（私学振興・共済事業団平成30年度調査では短期大学の15.7％が配置）なか、『TA等の定期的な研修』に取り組んでいる短期大学も教育改革が先行している学校であろう。このような短期大学は称賛に値するし、助成の増額等はあってしかりと思う。

先導的な改革に着手している短期大学を認める設問は残すとしても、やはり設問項目の見直しは喫緊の課題である。現状では4年制大学向けの設問が多く、4年制大学の教育改革・教育の質の測定尺度を利用して短期大学を測定することは適切ではない。短期大学の設置・教育の目的は4年制大学とは異なるものである。

「私立大学等改革総合支援事業」という言葉から改革を支援するものと受け取られる。改革を支援する事業であるならば、多くの学校が改革に着手するよう、得点が低い学校にも資金配分されるようにするべきである。現行のように、一定の得点をクリアできた大学には多額の資金が配分されるが、そこに達しなかった場合はゼロ回答という方法では短期大学によっては『選定の可能性が低い』と判断し、改革は進まないのである。したがって低い得点でも若干の資金を配分し、さらに次年度改革が進めば補助額が増えるという期待が持てたなら、大学の改革は進むであろう。この考えは短期大学関係者の勝手な見方だろうか。

2011年に韓国が実施した不実大学政策は就職率、定員充足率等の指標で改革が不十分とみられる大学名の公表と政府の財政支援停止、新入生に対する学資貸し出しの制限等を行うものであった。実名を公表された大学は受験生減少に拍車がかかり、経営が悪化し高等教育界から退場せざるを得ない状況に追い込まれる。日本の中央教育審議会の議論においても『教育の質が保証されない大学は退場』という掛け声を聞く。また、高等教育無償化の制度でも機関要件として収容定員充足率が取り上げられている。

日本においても大学の数を減らすために資金を断ち、早期に退場させることを目的としているのであれば、改革総合支援事業においても、現行のように一定基準に達しない場合はゼロ回答とすることは適切な方法なのかもしれない。そうであるならば、改革総合支援事業という名称は変更すべきである。ハードランディングをイメージさせないための言葉遣いは不要である。

■ 課題解決のルート作成

経営強化支援事業に関して、財務委調査回答校のうち本事業対象校は93校であったが、そのうち30校は申請していない。その理由のトップは『中長期計画等の策定が困難』で21校、70%があげている。21校という数は経営強化支援事業対象校のうちの数であり、非対象校も含めるとさらに増えるのか否か分からない。しかし、私立学校法が改正され、今後は各短期大学で中長期計画等を策定しなければならなくなる。もし会員校の希望が多いようであれば、本協会の事業として、効果的で簡便な中長期計画の策定研修を実施してはどうだろうか。中長期計画の策定方法はウェブ上を検索すればでてくるだろうが、本協会としてニーズがあるかどうかを把握し、対処することが必要ではないだろうか。一部の会員校が困っていることがあれば、そこを救ってあげることも本協会の役目である。

さて、このような課題（たとえば中長期計画の作成講座の開講の要・不要）に気づいたとき、対処する方法、問題解決へのルートはできていないのではないか。短期大学に関する問題は山積しているし、これからも多くの問題が浮かび上がってくるかもしれない。問題提起、情報共有、必要に応じて委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、対応策といった一連の流れができあがれば、事務局も関わりやすくなり、短期大学の活性化につながるのではないかと考える。会員校が問題に気付いた時、本協会の事務局に連絡すれば、定型化した一連の流れに乗せ解決を図るというルートを作りたいものである。ルートを作るときのネックは予算及びスタッフであろう。小委員会やプロジェクトを立ち上げて検討する場合、メンバーの交通費、会議室使用料、世話役となる本協会事務局スタッフ増員など支出が増えるばかりである。本協会の収支状況は厳しいが、収益を上げるような研修会、常設委員会の在り方、公的資金の獲得など道を模索すべきである。『言うは易く行うは難し』だろうか。

本協会と各支部では課題に関して温度差があるかもしれない。そこで小さな問題であるかもしれないが、九州地区短期大学協会が実施しようとしている計画を次に紹介したい。

■ 幼稚園教諭等の問題

平成30年度教務委員会調査では、回答を得た私立短期大学304校中186校（61.2%）が教育関係の学科を設置している。また、就職問題委員会による平成30年度私立短大卒業生の卒業後の状況調査においても、卒業生全体のうち、15.0%が幼稚園教諭として、また27.7%が保育士として免許・資格を活かして就職しており、その合わせた割合は、企業系への就職者の割合39.7%を上回っている。このように幼児教育・保育系の学科は短期大学の重要な学科部分を占めている。このことは九州地区においても同様である。

さて、幼児教育の無償化が始まろうとしているが、無償化実施後には公的支援に見合った質の高い幼児教育の提供が求められるため、全日本私立幼稚園連合会は教員免許状の上進に取り組むよう求めている。すなわち、短期大学で幼稚園免許状を取得した者に一種免許状が取得できるように認定講習を広めてほしいということである。二種免許状から一種免許状に格上げし、幼児教育の質的向上を見える化せよというのである。

幼稚園での実務経験が5年あれば、45単位の修得で一種免許状への上進が可能である（表２）。仕事をしながら勉強を重ね、上の免許・資格等にチャレンジすることは大いに勧められる。しかし若い幼稚園の先生が仕事をしながら一種免許へ挑戦することは極めて難しい。実務経験が5年に達しても、働きながら45単位修得することは不可能だろう。休職しフルタイム学生にならなければ困難である。

幼児教育の質の向上という金科玉条のような謳い文句により、一種免許が求められることになれば、現場で経験を積み一種免許を取得するよりも、始めから4年制大学に進学する高校生が増える可能性がある。高等教育無償化の制度も始まるので、経済的に厳しい家庭でも短期大学ではなく4年制大学に進学することは考えられないことではない。

表2　幼稚園での実務経験年数と必要単位数

実務経験年数	必要単位数
5年	45単位
6年	40単位
7年	35単位
8年	30単位
9年	25単位
10年	20単位
11年	15単位
12年	10単位

短期大学の教育系は志願者、入学者とも減少傾向にある（表3）。4年制大学の教育学と単純比較することはできないが、参考にデータを載せている。短期大学の教育系学科の入学者はこの5年で16％減少している。

表3　教育学系入学者／志願者の推移

年度	短期大学教育系 入学者／志願者	4年制大学教育系 入学者／志願者
平成26年度	23,451／34,951	15,631／105,075
平成27年度	23,077／33,286	16,354／104,551
平成28年度	21,806／30,470	16,276／105,310
平成29年度	20,847／27,578	16,294／104,972
平成30年度	19,602／25,551	16,722／108,370

※私立大学・短期大学等入学志願動向（日本私立学校振興・共済事業団）より抜粋

幼稚園の本務教員の学歴構成は表4のようになっている。平成16年度は約80％が短期大学卒業者で占められていた。その後短期大学卒業者は漸減し、幼児教育の現場にも高学歴化が進んでいる。この状況を見て、どう感じるだろうか。幼児教育分野に占める短期大学卒業者の割合が減少していくことは、高校生の4大志向が進んでいるから仕方のないことだと捉えるだろうか。だとすれば、短期大学は消滅していく。

文部科学省は『本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要』を唱え、幼稚園教諭の専門性の向上を図ることを予算に盛り込んでいる。

表4　幼稚園本務教員の学歴構成　（％）

年度	大学院	大学（学部）	短期大学	その他
平成16年度	0.8	16.2	80.1	2.7
平成19年度	0.8	19.0	77.5	2.7
平成22年度	1.2	22.7	74.2	2.0
平成25年度	1.0	25.5	71.8	1.8
平成28年度	1.1	28.4	67.8	2.7

「平成28年度学校教員統計調査」より抜粋

短期大学はどのような対策、対応策を講じればよいのだろうか。その検討を行う場が必要である。可能ならば行政の方等をメンバーに入れることも考えられる。このような検討の場を本協会が音頭を取り実施してほしいというのが本音であるが、それに先立ち九州地区ではこの問題を検討する研究会を立ち上げようとしている。短期大学にとってどの道を選択するのが良いのか検討を開始する。しかし九州は中央省庁から距離的に遠く、中央官僚の意見を聞き、関係者から情報を得たりすることを日常的に行うには遠すぎる。本協会にそのような場ができたら合流したいと願っている。

ここでは幼稚園教諭に関する検討会を提案したが、介護分野やその他の分野にも検討を要する問題が山積しているのではないか。九州地区短期大学協会では保育士、幼稚園教諭、介護福祉士等、短期大学で付与している資格等所有者の待遇改善を図るべきだとの意見が強い。このような資格を活かして就職しても待遇が悪いといったイメージが高校生たちの中に広まれば、他の分野に進学するケースも懸念される。したがって短期大学卒業生が就職していく主な職種の待遇改善を図ることが短期大学への志願に結びつくと推察される。さて、どうやって待遇改善を働きかければよいのか…。　やはり本協会の中に問題解決のためのルートを作ることは必要だと思う。

『護送船団方式はダメ』という考え方はあるだろうが、短期高等教育を日本に残していくには守ってやるべきものがあるのではないか。本協会の加盟校数も減少に歯止めがかからない。短期大学の数が減少していけば本協会の存続はどうなるのか。暗澹たる気持ちになる。

■ おわりに

愚痴とも捉えられるまとまりのない放言になったが、本協会の更なる充実を図り、短期大学の衰退に歯止めをかける方策を検討する場の設置を期待するものである。最近、おもしろい質問に出会った。「1996年には、トラとジャイアントパンダとクロサイはいずれも絶滅危惧種として指定されていた。この3種類のうち、当時よりも絶滅の危機に瀕している動物はいくつ？」という質問がハンス・ロスリング著「FACT　FULNESS」にあった。皆さんは何種類が当時より危機的状況にあると思われるだろうか。3種類とも、それとも2種類？あるいは1種類だけ？　答えはゼロである。短期大学も今こそ知恵を絞り、絶滅危惧種から脱出しなければならない。時がたち振り返った時に、あの時頑張っていてよかったと思えるようになりたいものである。

短期大学らしい教育を実現するために
―4年制大学と比較して―

日本私立短期大学協会 副会長
【教務委員会 委員長】
滋賀短期大学 学長

秋山　元秀

Ⅰ 短期大学の特色はどこにあるか

あらためていうまでもなく、短期大学は学制上定められた高等教育機関としての大学の一種であり、4年制大学と共通する要素をもっている。しかし同時に短期大学固有の特質をもっていることも確かであり、短期大学の存在意義を主張しようとすれば、その特質によって高等教育の世界で何が実現できるのかを明確にしなければならないだろう。本稿はその作業の一環として、4年制大学と比較して短期大学の特色はどこにあるのか、そのうえで短期大学らしい教育とはどうすれば実現できるのかについて、考えようとするものである。

今日の短期大学の状況をめぐっては多くの議論が行われている。今からちょうど10年前、短期大学成立60周年に当たって、平成21年1月に日本私立短期大学協会から『短期大学教育の再構築を目指して―新時代の短期大学の役割と機能―』という冊子が発行されている。これは平成19年に「短期大学教育の充実に関する検討特別委員会」（佐藤弘毅委員長）が設置され、1年余にわたる検討を経て最終報告書として提出されたものである。それ以後も短期大学の将来のありかたをめぐる議論は繰り返し行われていて、その報告資料も少なくない[1]。

令和2年には短期大学成立70周年を迎える。60周年の時の状況からどのような変化があったのか。それに対して今後何を検討していけばよいのかなど、これからの基本的な問題を考えるためには今が適切な時期であるといえよう。本稿ではこれらの既存の業績に導かれながら、まず現時点で短期大学の特色としてアピールしていく点はどこにあるのかを論じ、それに従って短期大学として特色ある教育とはどのようなものなのかを考えてゆくことにしたい。短期大学は危機的状況にあるとは、かねてより叫ばれていることではあり、それに対して様々な試みが行われている中で、屋上屋を重ねるような議論は避けなければいけないが、筆者自身の認識を深めるためにも、初歩的な分析から始めてみたい。

1. 学校数・学生数・設置者

短期大学という学校種は、戦後の新高等教育体制のもと、通常の4年制大学としては認可が難しいものを、暫定的に2年制の大学として昭和25年度から発足させたもので、当初公立17校、私立132校の短期大

学が誕生した。その母体とした校種の内訳としては、旧制専門学校が65校、新制高等学校・各種学校が39校、4年制大学に併設されたものが45校であった。一年早く昭和24年度から発足した新制の4年制大学は、当初の学校数が国立大学70校、公立大学17校に対し、私立大学は81校に過ぎなかったことから見れば、私立短期大学として発足することを余儀なくされた学校がいかに多かったかを示している。そこで短期大学の特徴を考えるために、基礎的なデータ[2]を経年的に4年制大学と比較することにより、高等教育機関として短期大学は4年制大学とどのように違うのかを明らかにしてみたい。

表1は昭和30年(1955)以降、5年ごとの短期大学と4年制大学の学校数と学生数の推移を見たものであるが(令和元年のみ4年間隔)、学校数においては平成10年までは短期大学の方が多いが、それ以降は逆転されている。ただし学校数では多いものの、学生数では当初から圧倒的に4年制大学の方が多く7倍に近い。短期大学の数が最も多かったころには学生数の比率は5倍くらい縮まったが、短期大学の収容力が減少し、4年制大学が増加している中で、現在では26倍まで格差が拡大している。

表1　短期大学と4年制大学の学校数と学生数の推移

年	短期大学				4年制大学			
	全短大		私立短大		全4大		私立4大	
	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数
昭和30年	264	77,885	204	63,168	228	523,355	122	312,364
35	280	83,457	214	65,719	245	626,421	140	403,625
40	369	147,563	301	125,900	317	937,556	209	660,899
45	479	263,219	414	237,197	382	1,406,521	274	1,046,823
50	513	353,782	434	322,666	420	1,734,082	305	1,325,430
55	517	371,124	432	337,437	446	1,835,312	319	1,376,586
60	543	371,095	455	332,798	460	1,848,698	331	1,344,381
平成 2年	593	479,389	498	438,232	507	2,133,362	372	1,550,613
7	596	498,516	500	460,647	565	2,546,649	415	1,864,114
12	572	327,680	497	298,847	649	2,740,023	478	2,008,743
17	488	219,355	436	203,365	726	2,865,051	553	2,112,291
22	395	155,273	369	146,145	778	2,887,414	597	2,119,843
27	346	132,681	328	125,725	779	2,860,210	604	2,100,642
令和元年	326	113,008	309	107,273	786	2,918,708	607	2,154,244

ただし短期大学の学校数は多いが、表2に見るように1校当たりの学生数は昭和30年で295人(私学だけなら310人、以下同じ)、学校数がピークの平成7年で836人(921人)と増加するが、令和元年は347人(347人)と減少している。これに対して4年制大学では昭和30年で2295人(2560人)、平成7年で4507人(4492人)、令和元年で3713人(3549人)と、1校当たりの学生数は、短期大学のピーク時を除くと短期大学の10倍前後の規模をもつ。

逆にいえば短期大学は1校当たりの規模が小さいことが一つの特色である。平均して350人程度というのは、4年制大学でいえば1学部程度の規模であり、これが複数の学科に分かれているとすれば、1学科の入学定員は50人～100人というのが一般的ということになる。大学進学率が急増し、とくに大規模私立大学においてマスプロ教育の弊害が喧伝される中で、短期大学は少人数にたいする教育を実現できる可能性があるといえる。

表2　短期大学と4年制大学の私学比率と1学校あたりの学生数

年	短期大学				4年制大学			
	私学比率（校数）	私学比率（学生数）	1学校あたりの学生数		私学比率（校数）	私学比率（学生数）	1学校あたりの学生数	
			全体	私学			全体	私学
昭和30年	77.3	81.1	295	310	53.5	59.7	2,295	2,560
35	76.4	78.7	298	307	57.1	64.4	2,557	2,883
40	81.6	85.3	400	418	65.9	70.5	2,958	3,162
45	86.4	90.1	550	573	71.7	74.4	3,682	3,821
50	84.6	91.2	690	743	72.6	76.4	4,129	4,346
55	83.6	90.9	718	781	71.5	75.0	4,115	4,315
60	83.8	89.7	683	731	72.0	72.7	4,019	4,062
平成 2年	84.0	91.4	808	880	73.4	72.7	4,208	4,168
7	83.9	92.4	836	921	73.5	73.2	4,507	4,492
12	86.9	91.2	573	601	73.7	73.3	4,222	4,202
17	89.3	92.7	449	466	76.2	73.7	3,946	3,820
22	93.4	94.1	393	396	76.7	73.4	3,711	3,551
27	94.8	94.8	383	383	77.5	73.4	3,672	3,478
令和元年	94.8	94.9	347	347	76.7	73.8	3,713	3,549

次に全体における私学の比率をみると、短期大学の場合は当初から学校数でも学生数でも私学が圧倒的に多く、現在ではほとんどの短期大学が私学であるといってよい状態であるが、4年制大学の場合は、当初は学校数では半数を少し超える程度で、学生数でも60％程度であった。新制大学発足当時は、規模も大きな国公立大学が日本の大学を代表していたといえよう。現在は、規模の大きな私立大学が増加しており、学校数でも学生数でも私学の比率が70％を越えたが、学生数では70％の前半にとどまり、国公立が一定の役割を果たしている構造に大きな変化はない。すなわち設置者で見れば、短期大学は一時期、国立のものも存在し、現在も公立は少数ではあるが存続しているとはいえ、主流はあくまで私立短期大学である。これは短期大学においては、国立大学のように、国家の主要な産業や公務の管理運営部門の人材を養成することを目的としているのではなく、民生や教育など、社会を基盤で支える部門の人材を養成することを目的としていることを示しているのではないだろうか。

2. 学科分野

そのことを明らかにするために表3に示すように短期大学と4年制大学との学科別の学生数の比率[3]を比較してみると、短期大学は当初は半数近くが人文、社会、教養などの専攻であったものが、それは徐々に減少し、現在では当初から大幅に減っている。それに対して教育系、具体的には幼児教育や保育の分野が大きな位置を占めるようになっている。同様の傾向は保健医療系にもみられる。短期大学では、当初ほとんど見られなかった分野であるが、福祉、看護、介護などの専門分野の学科が増加傾向にある。それと逆の傾向を見せているのが家政系で、当初は人文社会系と同様に短期大学の主要な分野であったが、現在は第3位の分野となっている。短期大学の前身には、裁縫学校や家政学校であったものが多く、短期大学になっても和洋裁科や服飾科を置いているところが多かったのだが、現在では家政学の中でもライフデザイン科や食物関連学科を置くところが多い。理工系や農業系は当初から主流ではなく、現在も限られた位置を占めるだけである。

表3-1　学科分野別の学生数比（短期大学）　（%）

	人文	社会	理工	農業	保健医療	家政	教育	その他
昭和35年	21.8	19.8	11.3	1.7	0.6	37.4	7.2	0.2
40	23.2	16.8	10.2	1.3	0.3	39.0	9.0	0.1
45	26.5	11.6	8.4	1.3	2.2	32.7	17.1	0.1
50	28.1	10.9	6.7	1.2	2.9	27.9	22.4	0.0
55	28.7	9.1	5.5	1.1	4.3	26.7	24.4	0.0
60	30.4	9.8	5.4	1.1	5.6	26.1	20.8	0.7
平成 2年	33.3	12.7	5.0	0.8	5.7	24.7	16.6	1.3
7	34.6	13.4	4.6	0.8	6.3	23.6	15.2	1.7
12	27.4	13.6	4.2	0.9	9.3	24.3	18.9	1.4
17	18.7	12.3	4.6	1.0	8.3	21.1	29.6	4.5
22	17.3	11.9	3.0	0.9	8.3	20.1	30.4	8.0
27	14.7	8.7	2.6	1.0	9.8	18.5	37.8	7.0
令和元年	15.6	10.3	2.5	0.6	8.9	17.6	36.6	8.0

4年制大学の場合は、人文系・社会系（文学部・人文学部・法学部・経済学部など）が半数を占めているが、理工系・保健医療系を合わせれば30%に達する。いわば高度な科学技術の専門性を高める学科というのは4年制大学で可能になる分野であるといえよう。短期大学では大きな比率を占めた教育系や家政系は4年制では少数派である。

また経年のデータはないのだが、4年制の学科分野ごとの私学の比率を令和元年度だけ見ると（短期大学はほとんどが私学であるため省略）、全体の平均で77.9%なのだが、人文系・社会系では90%に近く、この分野は私学の圧倒する分野であることがわかる。それに対して理工系また教育系も国公立がかなりの比重を占めている。短期大学では主要な分野であった教育系は、幼児教育や保育が中心であるが、小中等教育の教員養成を主務とする4年制大学の主体は国立大学で、私学は補助的役割であった。しかし最近は私立4年制大学で教育系を開設するところが増えており、その構成は変化しつつある。4年制大学ではわずかであるが家政系はほとんどが私学であるのも、その由来を考えると短期大学と共通するところがあるからと考えられる。

表3-2　学科分野別の学生数比（4年制大学）　（%）

	人文	社会	理工	農業	保健医療	家政	教育	その他
昭和35年	14.5	42.9	18.1	4.7	5.9	1.4	10.5	2.1
40	14.5	43.1	22.5	4.1	5.1	1.5	7.8	1.4
45	14.9	41.8	24.2	3.7	4.9	1.7	6.9	1.8
50	15.4	41.7	23.3	3.6	5.6	1.8	7.2	1.5
55	16.3	40.5	22.5	3.4	6.4	1.8	7.6	1.4
60	16.8	38.7	23.3	3.5	6.8	1.9	7.8	1.3
平成 2年	17.6	39.6	23.0	3.4	5.9	1.8	7.1	1.6
7	18.6	40.1	23.1	3.1	5.2	1.8	6.3	1.8
12	19.3	39.9	22.5	2.8	5.8	1.8	5.6	2.4
17	19.1	37.7	20.7	2.8	7.5	2.4	5.7	4.2
22	18.0	34.9	18.8	3.0	9.9	2.7	6.5	6.2
27	17.1	32.4	18.4	2.9	12.2	2.8	7.4	6.7
令和元年	16.8	32.1	17.6	3.0	12.8	2.7	7.3	7.9
同年私学比	86.5	87.8	61.3	54.6	73.7	94.4	67.0	76.6

3. 学生の特性と卒業後の進路

次に学生の特性として男女比を見ると、表4のように短期大学の場合、女子学生の比率が高い。当初は半々くらいであったが、次第に女子の比率が高まり、現在では90％近くになっている。短期大学は発足当初は女子短期大学であったところが多く、途中で男女共学になっているところも男子の比率は高くない。それに対して4年制大学は、女子の比率は当初10％弱であり、徐々に増加しているとはいえ、まだ半数には達していない。

経年データはないが、令和元年のデータで25歳以上を社会人とすると、4年制大学では入学生の0.5％を占めるに過ぎないが、短期大学では2.6％と多くなる。短期大学では入学する学生の多様化が一つの課題であるが、現在でも社会人の入学は4年制大学よりも多い状況であり、今後も伸ばしていくべき方向であることを示唆している。

表4　女子学生比率比較

年	短期大学	四年制大学
昭和30年	54.0	12.4
35	67.5	13.7
40	74.8	16.2
45	82.7	18.0
50	86.2	21.2
55	89.0	22.1
60	89.8	23.5
平成 2年	91.5	27.4
7	91.4	32.3
12	89.6	36.2
17	87.1	39.3
22	88.7	41.1
27	88.5	43.1
令和元年	88.4	44.3

次に卒業生の進路についてみると、表5のように短期大学と4年制大学とでそれほど大きな違いがあるわけではない。ただ最近では進学するものは4年制大学が多いのに対し、就職するものは短期大学の方が多い傾向がある。短期大学が就職に強いというのはこのデータにも表れている。

また短期大学の卒業生は所在地の都道府県内への就職率が、4年制大学に比べてかなり高い（平成5年度で短期大学65.6％、4年制大学で44.5％）[4]。平成20年の調査[5]では地方別に自県内就職者の比率を算出しているが、全国平均71.4％に対し、北海道・東北・中部・中四国・九州が平均より高く、関東・東京・近畿が平均より低い。

表5　卒業生の進路

年	短期大学		4年制大学	
	進学率	就職率	進学率	就職率
昭和30	12.0	53.5	6.9	73.9
年35	8.6	58.9	3.8	83.2
40	7.7	63.8	4.9	83.4
45	3.8	70.3	5.2	78.1
50	3.7	73.3	4.9	74.3
55	3.2	76.0	4.4	75.3
60	3.0	80.7	5.9	77.2
平成 2年	3.4	87.0	6.8	81.0
7	5.8	65.4	9.4	67.1
12	9.4	56.0	10.7	55.8
17	11.5	65.0	12.0	59.7
22	11.7	65.4	13.4	60.8
27	9.5	78.1	11.0	72.6
令和元年	8.5	81.9	10.5	78.0

4. 所在地の分布

表6に示すように、短期大学・4年制大学がそれぞれ立地している場所を地方（都道府県）別[6]の分布と、地方内で大都市部（東京23特別区と政令指定都市）に立地するものがどの程度を占めるかという面から検討してみると、短期大学が全国にあまりかたよることなく分布しているのに対し、4年制大学は関東地方や近畿地方に集中していることが、それぞれの地方の高校生総数の比率[7]と比べればよくわかる。短期大学においては、短期大学の学生数比と高校生比は大きくずれていない。最も格差のある関東においても5％以内である。また短期大学学生数比が高校生比にくらべて少ない場合も、1％前後にとどまっている。

表6-1　地方(都道府県)別の分布比（令和元年　高校生数は平成30年）

地方	短期大学				4年制大学				高校生比
	学校数	学生数	学校数比	学生数比	学校数	学生数	学校数比	学生数比	
北海道	15	4,751	4.6	4.2	37	89,899	4.7	3.1	3.9
東北	27	7,993	8.3	7.1	51	125,682	6.5	4.3	7.2
関東	91	31,322	27.9	27.7	265	1,294,377	33.7	44.3	32.6
信越	23	7,536	7.1	6.7	54	104,721	6.9	3.6	6.1
東海	40	14,814	12.3	13.1	82	267,913	10.4	9.2	12.4
近畿	59	22,699	18.1	20.1	149	600,743	19.0	20.6	18.2
中国	21	5,480	6.4	4.8	52	141,431	6.6	4.8	6.0
四国	12	3,517	3.7	3.1	17	51,546	2.2	1.8	3.0
九州沖縄	40	15,629	12.3	13.8	79	242,396	10.1	8.3	12.2

これに対して4年制大学の場合は、学生数比と高校生比の間に関東地方の場合は10%以上、近畿地方の場合は2%程度の格差がある。逆にいうとそれ以外の地方は学生数比が下回っており、東北・北陸・四国などの地方は高校生数を潜在的需要とすれば、需要を大幅に下回った供給の状態であるといえる。名古屋を擁し大都市が多い東海地方も、全体でみると需要に釣り合っていないということになる。

表6-2　大都市部立地校の地方内構成比（令和元年　高校生数は平成30年）

地方	短期大学				4年制大学				高校生比
	学校数	学生数	学校数比	学生数比	学校数	学生数	学校数比	学生数比	
北海道都市部	7	2,417	46.7	50.9	15	53,015	40.5	59.0	35.4
東北都市部	4	2,457	14.8	30.7	10	48,122	19.6	38.3	13.6
関東都市部	40	13,498	44.0	43.1	130	713,260	49.1	55.1	39.4
信越都市部	4	1,278	17.4	17.0	7	22,597	13.0	21.6	11.3
東海都市部	12	3,979	30.0	26.9	25	131,571	30.5	49.1	27.6
近畿都市部	25	8,674	42.4	38.2	63	260,162	42.3	43.3	34.2
中国都市部	7	2,387	33.3	43.6	20	63,930	38.5	45.2	28.4
四国都市部	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0
九州都市部	14	5,937	35.0	38.0	29	119,807	36.7	49.4	24.3

学校数比と学生数比を比べてみると、学校数比が学生数比をうわまわるのは、短期大学の場合、北海道・東北・中国・四国といった非大都市圏で、4年制大学の場合は北海道以外それほど大きな差はない。

次にそれぞれの地方で、大都市（東京23特別区と政令指定都市）にどれだけ分布が集中しているかをみると、いずれの地方においても短期大学も、4年制大学も大都市部に集中する傾向がある。その傾向は4年制大学において一層強くなる。しかし大都市圏が大きい関東地方では、高校生比39%に対し、短期大学学生比では43%、4年制大学学生比では55%と、大都市圏への集積度がそれほど高くないのに対し、東北地方では、政令指定都市は仙台市だけであるが、その高校生比が14%であるのに対し、短期大学生比は31%、4年制大学学生比では38%と、仙台市への集中が著しい。それほど大きな程度ではないが、関東地方、近畿地方以外では同様の傾向がみられる。しかし短期大学と4年制大学を比べれば、いずれも集中度は短期大学の方がゆるやかである。

5. 教員の特性

最後に教員についてデータを比較してみる。表7に示すように、教員全体の中で、女性教員の比率と、私学の占める比率を比べてみると、その違いは非常にはっきりしている。短期大学における教員の女性比率が当初30％程度で、現在は半数を超えているのに対し、4年制大学では長く10％にも達しなかったが、最近ようやく25％を超えるようになっている状態である。教員（研究者）の学問分野にもよるが、短期大学は女性教員が働きやすい環境をもっているのかもしれない。これは職階における女性比にも表れており、最近年だけ見ても、短期大学では教授の女性比率が41%であるのに対し、4年制大学では17％である。全体の女性比率の格差よりも大きな格差であり、4年制大学では女性教員の数は増えてはいるものの、教授・管理職における女性比はまだ低い。

表7　教員比較(短期大学と4年制大学)

年	短期大学							4年制大学						
	教員数					教員1人あたりの学生比		教員数					教員1人あたりの学生比	
	全体	女性教員	女性比率	私学教員	私学比率	全体	私学	全体	女性教員	女性比率	私学教員	私学比率	全体	私学
昭和30年	5,505	1,675	30.4	4,403	80.0	14.1	14.3	38,010	1,979	5.2	10,913	28.7	13.8	28.6
35	6,394	2,251	35.2	5,256	82.2	13.1	12.5	44,434	2,693	6.1	15,299	34.4	14.1	26.4
40	9,321	3,555	38.1	8,087	86.8	15.8	15.6	57,445	4,233	7.4	22,528	39.2	16.3	29.3
45	15,320	6,062	39.6	13,709	89.5	17.2	17.3	76,275	6,454	8.5	34,093	44.7	18.4	30.7
50	15,557	5,812	37.4	13,286	85.4	22.7	24.3	89,648	7,535	8.4	42,026	46.9	19.3	31.5
55	16,372	6,320	38.6	13,804	84.3	22.7	24.4	102,989	8,630	8.4	49,353	47.9	17.8	27.9
60	17,760	6,895	38.8	14,741	83.0	20.9	22.6	112,249	9,582	8.5	54,721	48.7	16.5	24.6
平成2年	20,489	7,818	38.2	17,195	83.9	23.4	25.5	123,838	11,399	9.2	63,481	51.3	17.2	24.4
7	20,702	8,233	39.8	17,361	83.9	24.1	26.5	137,464	14,752	10.7	71,720	52.2	18.5	26.0
12	16,752	7,339	43.8	14,176	84.6	19.6	21.1	150,563	20,314	13.5	79,377	52.7	18.2	25.3
17	11,960	5,568	46.6	10,507	87.9	18.3	19.4	161,690	26,950	16.7	89,327	55.2	17.7	23.6
22	9,657	4,822	49.9	8,965	92.8	16.1	16.3	174,403	35,054	20.1	100,068	57.4	16.6	21.2
27	8,266	4,310	52.1	7,772	94.0	16.1	16.2	182,723	42,433	23.2	104,913	57.4	15.7	20.0
令和元年	7,440	3,916	52.6	7,042	94.7	15.2	15.2	187,876	47,623	25.3	109,701	58.4	15.5	19.6

次に教員総数の中で私学の占める率を見ると、短期大学の場合は、私学が圧倒的に多いから学校数や学生数の比率と変わらない。経年的にも私学の比率が増えるにしたがって教員における私学比も同じ傾向で変化している。

しかし4年制大学の場合、私学の教員が占める比率は、学校数や学生数における比率からみればかなり低い。当初は学生数比60％に対し、教員数比は30％に満たない。これは教員1人当たりの学生数という指標で見れば明らかなのだが、私学の教員は国公立の教員に比べて2倍の学生を担当しているということになる。現在は、私学の学生数比が70%を超え、教員数比も60％に近づいていることから見れば、当初より私学と国公立との格差は縮まっているといえるが、やはり大きな格差があることは変わっていない。

先にも触れたように、教員1人当たりの学生数をみると、短期大学と4年制大学の間では全体の数値ではあまり変わりはないのだが、4年制大学の私学の部分を見ると大きな違いがある。当初の2倍以上という格差からは縮小されているが、それでも1.3倍程度の格差があり、これは同じ私学であっても短期大学の教育は少人数の学生に対して行われているといえる。

ただ短期大学においても、経年的変化を見れば短期大学の学校数・学生数がピークであった平成2年～7年のころに、教員1人当たりの学生数は4年制大学をも上回って高い数値を示しており、このころには学生数の増加に対応して教員数を増加させるなどの措置を取ってはいるものの、それでは十分でなかったことを意味する。4年制大学の場合は、その少し前の時期にピークを迎えており、それに対応して教員数も増やしてきていることがわかる。大学の教員数には公的な設置基準があるので、学生数が増加すれば専任教員数も増加するはずであるが、対応が遅れているのかもしれない。教員の職階では、最近年の資料によれば、短期大学も4年制大学も教授・准教授で半数を占めており、大きな違いはない。また講師・助教を合わせた数は両者ほぼ同じ割合であるが、短期大学の方が、講師が多くて助教が少ないのに対し、4年制大学はその逆になっている。

教員のありかたに関して両者で大きく異なるのは兼務教員（非常勤講師）の数で、短期大学の場合は専任教員の2.23倍を数えるが、4年制大学の場合は1.04倍にとどまっていることである。短期大学の場合は、資格がらみで緻密なカリキュラムを組まねばならず、基準ぎりぎりの少ない専任教員ではそれを担当することが難しく、兼務教員の数が増えるという結果になっているのかもしれない。

II 短期大学の特色をどのようにいかすか

短期大学と4年制大学を比較して明らかになった短期大学の特色をまとめると以下のようになる。いずれもこれまで短期大学の特色として列挙されてきた事項であるが、4年制大学との比較検討を踏まえてあらためて確認してみたい。

1. 特色のまとめ

(1)学校の規模

短期大学は創立してから平成10年前後までは急速に学校数も増え、4年制大学よりも多かったが、学生数では一貫して4年制大学には及ばなかった。当初は7倍程度であり、短期大学の数がピークであったころは5倍程度まで縮まったが、現在では学校数でも半数弱になり、学生数では20倍以上の差がついている。これは高等教育においては4年制大学が主たる位置を占めていることを示しているといわざるを得ない。しかし1校あたりの学生数を見れば、短期大学は多い時でも1000人を超えることはなく、大学が当初から2000人を超え現在でも3000人を超えていることからみれば、短期大学は学校自体が小規模であることが特徴である。教育機関にも当然スケールメリットがあり、大規模な大学は多様な専門領域をもち、多様な需要に応じることができるであろうが、小規模な組織には小規模であるが故のメリットもあり、短期大学はそれをいかす方策を考える必要がある。

(2)設置者の属性

短期大学は設置されたときから私学が多数を占めていたが、一時期40余校存在した国立短大はなくなり、現在は300余の私立短大と13の公立短大がある。4年制大学においては私立の占める比率は70％を上回る程度であることと比べれば、短期大学は私学による運営が適している教育機関であるといえる。国立・公立・私立それぞれの設置者の違いの意義を簡単にいうことはできないが、国家や地方自治体がその構成員の広範なニーズにこたえることを求められるのに対し、私立学校の場合は建学にあたっての創始者の意図や教育方針に基づいた伝統に支えられ、画一的でない教育を実現する力量をもち得るといえる。建学の精神を伝えて云々ということは、どの私学でも掲げるスローガンであるが、それを具体的に実際の教育内容でどのように実現するかは難しい課題である。

(3)学科の専門分野

短期大学では当初は人文系・社会系と家政系が同等の勢力であったが、次第に教育系すなわち幼児教育や保育士養成を行う学科が増え、現在ではこれが最多を占めている。それに対して家政系は相対的に減少しているものの、短期大学における主要な分野であることは変わらない。また人文系・社会系でもその内容を検討すると、当初は英文・国文という4年制大学の文学部の短大版とでもいう学科が主流であったが、現在では文学系ではなく英語を中心とした語学・国際文化などの分野で特色を出そうとするところが多い。社会系では商学・経済学・経営学の分野が優勢で、4年制大学のように法学分野が主体になることはない。2年間という短期間で学修を終えることから、ある学問分野を基礎から体系的に習得するというのではなく、特定の資格や免許を取得するために必要な科目を学習するのが精いっぱいというのが現状である。これに共通科目などと称される教養科目や語学・体育などを課されているので、2年間の学園生活はかなりタイトであり、課外活動などに費やす時間的余裕がないといわれる。短期大学を選択肢にしても最終的には4年制大学を選択する学生の進路決定要因に、余裕のある大学生活をおくりたいというのがあるのは、首肯できるものがある。しかし逆に見れば、短期大学の学修はそれだけ効率よく、資格や免許という目的がある場合には、経済的にも合理的であるといえる。

(4)学生の特性や進路

学生の男女比では、短期大学の女子の比率は高い。共学制にしているところでも、専攻分野の特性からどうしても女子が多い。これは短期大学の限界であると評価されるときもあるが、むしろ女子の特性を生かした高等教育を行う場であると位置づけたほうがよいのではなかろうか。4年制大学でも、国立私立にわたり女子大学として個性を発揮しているところもあることからしても、男女比率を同率にすることが適正であるとはいえないだろう。女子が多数のなかにあって少数の男子であればこそ、かえって女子の特性により深い理解をもって実践の場に出ていくことができると考えたい。就職については、資格や免許の取得を目的にしているものが多いことからみても、4年制大学より短期大学のほうが就職志向が強いといえよう。しかし短期の学修で一定の水準に達することはできても、就職してのちに難しい問題に直面したり、現場での指導を超えたような事態になったりした時に、卒業生と大学教職員が一体となったネットワークを作り、卒業後も学修を継続し、技能の向上をはかる研修機能も備えた大学にすることが、小規模で小回りの利く短期大学ならでは実現できるシステムではないだろうか。

(5)所在地の分布

所在地の分布で明らかなことは、短期大学が4年制大学に比べて全国の需要に応じて均等に分布していることである。これも小規模で私立であることが可能にしている要因である。また同じ地方の中で大都市部に集中している程度も、短期大学の場合は4年制大学より穏やかである。それでも大きな大都市圏をもつ地方は、人口そのものがそこに集中しているので、大学の収容力もあわせてそちらに集中するが、それほど大都市に人口が集中していない地方では、広範な地方の中の少数の都市に大学が集中してしまうという傾向が短期大学にもみられる。大学の教育研究、社会貢献における地域との連携は、短期大学の大きな課題であるが、地方の基層となっている自治体や住民組織とよりきめ細かい連携を実現するためには、大都市圏に立地しているだけでは不十分で、短期大学のような分布状況は、地域連携を展開するうえで有利な条件と考えられる。しかし短期大学の学校数が減少していく中で、まんべんなく地方に分布している状況も変貌しつつあり、高等教育の空白地域が生まれていく。そのような事態に対して、地方の短期大学に限らず高等教育機関と地域の自治体など、地域の教育資源

を総合的に連携するようなコンソーシアム組織が実質的に機能することが必要になってくるのではなかろうか。その危機感を強くもっているのは短期大学であり、短期大学こそが地域（コミュニティ）の高等教育の中核であるという意識を醸成していくことも課題である。

(6)教員の特性

短期大学の教員には学生と同じく女性の比率が高い。これは短期大学に多い幼児教育系や家政系の研究者のなかで女性の比率が高いことも背景にはあるだろうが、4年制大学とのあまりに大きな差はそれだけが要因ではないと思わせる。上述のように女性の特性を生かした教育をすすめるためには、女性教員が積極的な役割を果たすことが期待される。教員一人当たりの学生数では、短期大学と4年制大学では、私学においてかなりの差がある。4年制の私立大学はかつてマスプロ教育と呼ばれていた時に比べれば改善されているが、短期大学のほうが教員と学生が近い関係で指導を行うことができる条件がある。

2. 特色をいかした教育に向けての課題

以上、4年制大学と比較して短期大学がどのような特色をもつかについて論じてきたが、これらの点を踏まえたうえで、現実にこれからの短期大学がどのような方策をとればよいかについては、ある意味、論じつくされている。最初に挙げた『短期大学教育の再構築を目指して』（平成21年）においては、「新たな短期大学の役割」として以下の6点を挙げている。

①高等教育の機会均等を確保する役割
②教養教育の担い手として
③職業教育の担い手として
④地域の生涯学習の拠点として
⑤国際化・グローバル化の担い手として
⑥21世紀学習社会の担い手として

さらに「新たな短期大学の教育機能」として次の7点を挙げている。

①21世紀型市民教育の推進
②職業一般に必要な実務能力の育成
③特定分野での専門職業能力の育成
④地域の人材ニーズに対応した教育
⑤学士の学位への接続教育
⑥地域の生涯学習拠点
⑦外国人留学生・研修生・労働者の教育

これを受けるように中教審の大学分科会大学教育部会に設けられた短期大学ワーキンググループがまとめた『短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）』においても、「今後の短期大学の役割と機能」として次の4点にまとめている。

①社会基盤の維持・向上を担う職業人材の養成～専門職業人材の育成～
②地域に密着した高等教育機関としての活用～地域コミュニティの基盤となる人材の養成～
③高等教育のファーストステージとしての期待と可能性～知識基盤社会に対応した教養的素養を有する人材の養成～
④生涯学習機能の充実～多様な生涯学習の機会の提供～

そして平成30年11月に中教審から出された『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』の作成に至る審議過程でも、短期大学の役割や機能については同様の議論が行われてきたようであるが[7]、これらはいずれも前述の短期大学の特色に対応するといえる。たとえば役割の①は全国にまんべんなく分布する短期大学にかなった役割であるし、役割の④、機能の④は、その特色を生かして地域における連携機能の強化をうたったものである。

以上に述べられている役割・機能を果たすための短期大学の特色を生かした教育プログラムについていくつか述べてみたい。

(1)学科の枠を超えた複合的・総合的な専門性の養成できる短期大学

学科の枠を超えた教育システムの構築はかねてからの課題であったが、今年になって文部科学省において大学設置基準（短期大学設置基準）を改めて、学部等連携課程(仮名)を設けることができるようにすることが明らかになった。これは従来ある学内資源を活用して、学部(学科)横断的な教育を実現しようとするもので、短期大学からすれば、現時点で複数学科に配置されている教員や学生定員の一部を組み合わせて新しい学科を設置することができることになる。この制度がどのように運用されるかは未知数であり、現在求められている横断的な教育がこれで十分に実現するかどうかはわからないが、一つの方策として検討する価値はあると思われる。

たとえば幼児教育保育の専門性と、食物栄養の専門性を組み合わせて、幼稚園保育現場で食健康に強い人材を養成すれば、単に幼稚園教諭と保育士の資格をもっているものよりも尊重されるであろう。同じように幼児教育についての専門性を生かして、子供に関するビジネスで仕事をするものがあれば、教育系と経営ビジネス系の専門が連携できることになる。最近のITを活用したビジネスは、教育や食健康、あるいはデザインなどの分野でも重要な位置を占めており、これらを総合的な連携の中で運用すれば、短期大学が得意としてきた分野がより活性化された形で再評価されるのではなかろうか。

(2)地域連携を推進し地域コンソーシアムの中核となる短期大学

地域連携という場合の地域は大都市圏や都道府県のような広域のものから、地元の学区や町内会のようにむしろコミュニティといったほうがより適切である空間まで様々なレベルのものがある。短期大学として力を入れるべきは、あまり広域のものではなく、地域住民の生活と密接に関係するようなレベルの地域連携であろう。日本の短期大学の進むべき道としてアメリカのコミュニティカレッジがモデルとして取り上げられたこともあるが[8]、設置形態ではなくその運営の精神、住民との関係の深さなどに学ぶことが重要なのであって、それは日本でもかねてから実践されてきているはずである。図書館の開放、各種の公開講座の実施などは、すでに多くのところで実施されているであろうが、学生も含めて地域に密着した専門性を生かした取り組みが評価されているようである。

地域コンソーシアムはおおむね都道府県を単位に設置されているところが多いが、4年制の大規模大学と一緒のところでは、短期大学の独自色を出すのは難しい。その点、九州での短期大学のみを構成員として結成されている「短期大学コンソーシアム九州」[9]は非常に興味深い取り組みである。

(3)女性が輝く社会づくりに貢献する短期大学

学生も教員も女子が多いことは短期大学の一つの特色であるが、取り組む課題にも女性を対象としたものがあってよいだろう。すでに指摘されていることであるが女性の場合、一旦就業しても出産や育児を契機に退職するケースが多い。一定期間の子育てが終わってから再度就職することを目指しても、

キャリアを継続することやキャリアアップを図る場を得ることは難しい。また子育てが終わって時間的余裕のある主婦層が、資格や免許を取得してそれを用いた新しい職業に就くために、できるだけ短期間ではあって基礎的な技能を習得する場としては短期大学が最も適している。

これを個別の短期大学だけで実現するのではなく、地域の行政・市民団体など様々な資源と連携して行うことも重要である。

(4)卒業生と大学が一体となったネットワークによるキャリアアップができる短期大学

先にも少し触れたが、短期大学での学修は必要最小限の範囲にとどまらざるを得ない。そこから4年制大学などへ進学する道もあるが、早く社会に出たいという願望も強いのが現状である。同一分野なら短期大学より4年制大学の卒業生のほうが資質が上であるというのが一般的な考え方であろう。しかし単に学校で長く学修するだけではなく、実践の場で経験を積み、それを大学にフィードバックし、大学のほうでもそのような経験を蓄積して大学の教育にも生かしていくようなシステムをつくれば、卒業生・大学・職場の三者ともに大きなメリットを得ることができる。とくに幼児教育保育などの職場は、日常の業務を遂行するのが精いっぱいで、園外研修を受けたり、研究会や講演会などに参加することも難しい。そういう現場へ大学側から出前研修の形で研修を実施したり、ネットワークを使って常時相談や連絡に対応することができれば、より効果的に運営することができると考える。

以上のプログラムはいずれも相互に関連するものであり、単独の短期大学だけで実施できるものではないが、短期大学がその特性を生かして中核的な役割を果たすことを期待するものである。

3. おわりに

以上本稿では4年制大学との比較によって短期大学の特色を抽出し、それを活かした短期大学のありかたについていくつかの提案を行った。ここでは短期大学の経営の問題や定員不充足による補助金の欠如の問題など、現在の短期大学が抱える深刻な問題に触れることはできなかった。ごく初歩的な分析と提案に終わっているが、これを機会に具体的な政策実現につとめてゆきたい。

1 本誌『短期大学教育』もその第65号（2009年5月）を「短期大学教育の再構築を目指して―新時代の短期大学の役割と機能―」という特集を組んでいる。その後に出されたものとしては、『短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究（文部科学省平成21-22年度先導的大学改革推進事業成果報告書）』目白大学短期大学部、2011年3月、『短期大学シンポジウム報告書：短期大学をめぐる現状と今後の展望―これからの短期大学を考える―』公益財団法人大学基準協会、2013年3月（シンポジウムは2012年11月14日に実施）、『短期大学の今後の在り方について（審議のまとめ）』中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ、2014年8月、『平成30年度第41回私立大学の教育・研究充実に関する研究会報告書（短期大学の部）』一般財団法人私学研修福祉会、2019年3月などがある。

2 本稿で使用したデータは、文部科学省の学校基本調査（令和元年度・速報値）と文部科学統計要覧による。なお4年制大学のデータでは、とくに学部と断らないものは、大学院の数値も含まれている。経年的なデータは、昭和30年（1955）もしくは昭和35年（1960）から5年おきに対象としたが、令和元年（2019）のみ4年間隔。

3 学科分野別の分類は、もとの統計では短期大学と4年制大学では分類のカテゴリーが異なるが、比較するため共通するカテゴリーに編集したものである。例えば短期大学には理工という分類項目はなく工学しかないが、4年制大学の理学・工学をあわせて理工系とし、短期大学も同じ名称を用いた。また短期大学では教養系という分類があって4年制にはないが、これは人文系に含めた。また両者ともに芸術系は独立して分類されているが少数なのでこれも人文系としてある。農学系は両者ともに少数ではあるが、4年制大学においては家政系と並んで一定の位置を占めているので独立した分類のままとした。

4 この調査は学校基本調査で平成5年度まで行われたが、その後行われなくなった。

5 日本私立短期大学協会による調査。前掲『短期大学教育の再構築を目指して』（平成21年）より引用。

6 全国の都道府県を地方別に区分するにあたって、関東には山梨県を、東海には三重県、信越には北陸と長野県を含めている。この時点での政令指定都市は、札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市の20市である。関東においては、さいたま市以下の5市と東京23区を大都市部としている。なお複数の校地をもつ学校は本部の所在地をとっている。

また、高校生比となっているのは、当概地域の全高校生を合計し、それが全国において占める比率を示したもの。表6-2での高校生比は、当概地域における都市部の全高校生の比率。

7 麻生隆史「2040年へ向けて高等教育機関としての短期大学の将来像」『短期大学教育』74、2018年。

8 原田博史「米国の2年生カレッジと日本の短期大学」『短期大学教育』74、2018年。同誌には事例紹介も掲載されている。

9 安部恵美子・南里悦史編『短期大学教育の新たな地平』北樹出版2018

短期大学におけるスポーツ振興策

日本私立短期大学協会 常任理事
【体育大会委員会 委員長】
武蔵丘短期大学 学長
川合　武司

同 短期大学 教授
太田　あや子

1.はじめに

短期大学教育の中で、学生が学ぶことの意味は、様々な能力を持つ各人が賢い生き方をすることができる人間を育成するためにあると思う。現在の社会状況に於いて、全国各地にある多数の短期大学は、種々の学問領域を看板に掲げ、独特の教育理念の中で専門教育を行う上で知識や技能を学んでいる。また、複雑多様な社会の中で、賢い生き方が出来る学生を育てることを求めて教育活動が行われている。学問の専門性を身に付け、実務能力を有する学生の育成は困難を極めている現状であるが、理想に向かって努力が行われている。他方、賢い生き方を求めての人間育成については、専門教育の中で行われていると同時に、一般教育や語学教育、クラブ活動、サークル活動、体育教育活動等で行われている。総じて言えば、多様な学問領域を通して学ぶことにより、良い事、悪い事の価値観を身につけ、心身共に豊かな人生を送る学生教育にある。今回は多様な教育活動の中から、焦点を体育活動とその振興策について論を進めることとする。なお、上記の価値観について、小児科医師で宗教家である駒沢勝先生の著書「医と私と親鸞」の著述の中に幻の価値観という項目がある。価値観については多種多様のものがあり、単純に答えを出せる事ではない、とある。論述の一部を紹介すると、この世の中の価値観は生きる事が善で、死ぬ事が悪であるということで成り立っている様である。しかし、全てに於いてこの価値観が正しいとはいえないのではないかと論じている。先生は小児癌患者の臨終に立ち会い、死ぬ事が必ずしも悪いことではないのではないかという体験をしたと論じている。生きる事、死ぬ事、まさに健康に関することであるが、この健康を追求する科学の中心的学問領域は、体育学と医科学にある。人々が健康を維持増進するためには、単純に言えば栄養管理された食生活、効果的運動処方、エネルギー再注入の休養が大切な要素である。一般論では、世界保健機関ＷＨＯにある健康の概念からは異常のない身体、心の健康、人間を取り巻く社会的健康、これらのこと全てが整っていることとある。この理想とする健康状態は、多様化する現代社会の中で獲得するのは難しいとされる。

さて、日本の教育理念から言えば、知育・徳育・体育の３項目に焦点があり、意識的に取り組む事により一段と教育効果があがると考えられている。体育の重要性については、一般社会の中、身体や健康の大切さは大きく取りあげられている。しかし、肝心な教育界からは経費・時間・場所等の事由により少々軽視されている状況にある。

本論である振興策については、教科体育の側面から短期大学生の身体発達から観た運動処方について、専門家である、本学体力学・測定評価学教授の太田あや子氏に分担執筆を依頼した。運動部活動による人間力向上策、および短期大学体育大会の状況と今後の期待、以上の三つの観点から振興策を論述することとする。

2.短期大学生と運動・スポーツとの関係

図1のスキャモンの発育曲線が示すとおり、短期大学生に相当する１８、１９歳は発育発達段階の終盤を迎える時期である。幼少期から８歳くらいまでにすでに成人と同様の発育を示す「神経型」の時期は、いろいろな動きを経験して身につける時期である。その後第二発育急進期を迎えて身長が伸び体重が増加することを示す「一般型」の時期に、長い時間運動を続けるための心肺持久力があがるため長い時間走ったり、歩いたり、こいだりすることができるようになる。その後、生殖器が急激に発育する「生殖型」の時期に、性ホルモン分泌の影響を受け、筋力向上など力強い動きを効果的に行うことができるようになる。

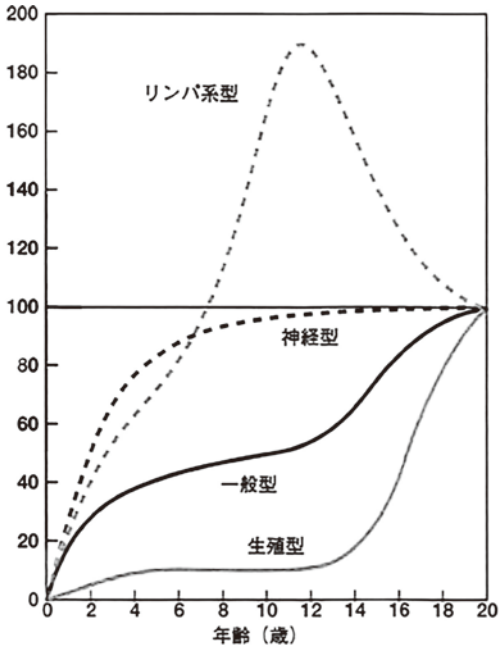

図1 スキャモンの発育曲線 出典１）

このような運動能力の発達を示すものに文部科学省やスポーツ庁から毎年報告される「体力運動能力調査結果」がある。スポーツ庁は『新体力テスト』の前年度分について６歳から７９歳まで測定結果をもとに、毎年１０月の体育の日に国民の体力状況を報告している。これは昭和３９年（１９６４年）当時の文部省の「体力運動能力調査」を引き継いだもので、平成１０年に測定項目を現在の『新体力テスト』８項目に改訂し、スポーツ庁発足後は同庁が担当している。今回は各種データのそろっている女子学生を対象に資料を紹介したい。

図2 19歳を100%ととした体力の推移（H29女子）　スポーツ庁2)から太田作図

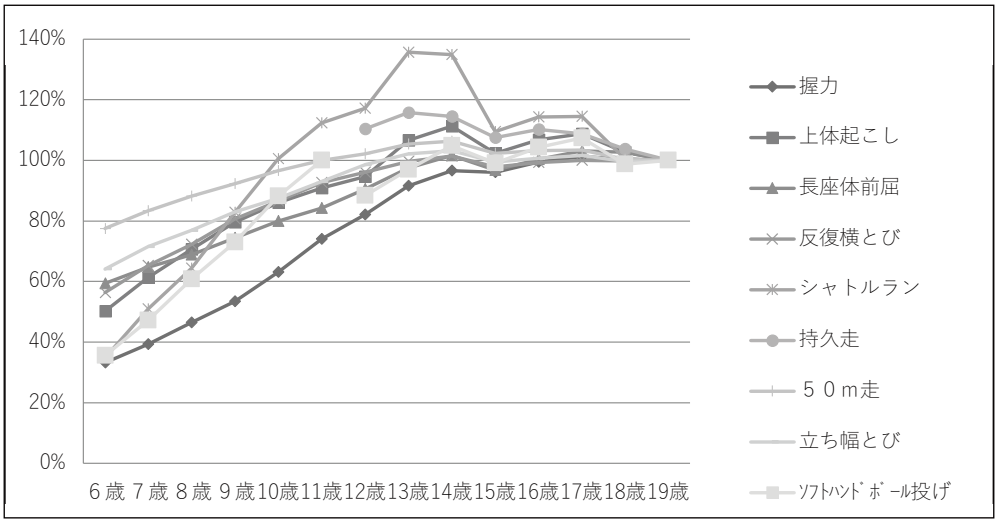

短大２年生にあたる１９歳を１００％として６歳からの運動能力の割合を図２に示した。それによると、女子の運動能力のピークは中学校２、３年生であり、高校生以降緩やかな低下傾向を示している。特に身体に酸素を取り入れて運動を続ける力である「全身持久力」に関係する測定項目の「２０ｍシャトルラン（２０ｍの間を少しずつ速くなる音に合わせて行き来する回数を測る）」が１３６％（６１回）、持久走（1,000ｍを走りタイムを測定する）が１１６％（４分３８秒）と中学２年生の記録が最も高い。また、腹筋を使って３０秒間に何回上体を起こせるかを測る筋持久力の項目である「上体起こし」は中学３年生時に１１１％（２５回)と最も高くなっている。これらの測定項目は日々の運動習慣と関係が深い。このように発育発達段階においても運動能力の発達でも成長の終盤を迎えているのが短期大学生の年代である。

しかしながら、この年代の多くの女子学生が中学生の頃から十分に運動しているとは言えない状況がある。平成２９年度の同調査では、女子の現在の運動スポーツの実施頻度（運動の回数：週または月あたり）は中学生から４０歳代までの年齢で20年前よりも低くなっていることが指摘されており、短期大学1年生にあたる１８歳の１０年前のデータと比較しても運動・スポーツを「しない」と回答する群の割合は平成２９年度で増加傾向にある（図３）。

図3 運動頻度の年次比較（18歳女子）　スポーツ庁2）から太田作図

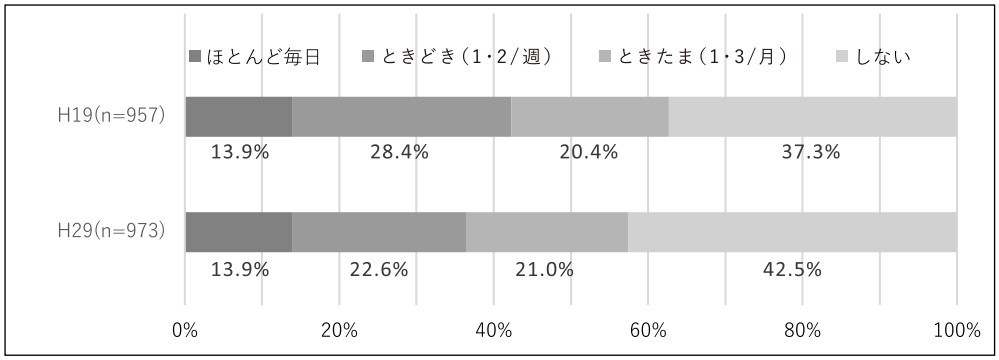

この運動頻度は「達成意欲（なんでも最後までやりとげたいと思う）」と関係があることが指摘されており１８歳（短期大学1年生）では新体力テスト８種目の合計点（８０点満点）は、「なんでも最後までやりとげたい」と「とてもそう思う」群が５４点台であるのに対し、「あまりまたは全く思わない」群が４５点台と達成意欲を強く持つ群ほど高い傾向にある（図４）。また、「運動頻度の多い群」ほど「達成意欲が高い」ことも指摘されている（図５）。「ほとんど毎日」運動やスポーツを実施している群の「とてもそう思う」と「まあそう思う」をあわせて91%であるのに対して、「しない」群は８６％となっている。

図4 達成意欲と新体力テスト合計点（80点満点）（H29 18歳女子）　スポーツ庁2）から太田作図

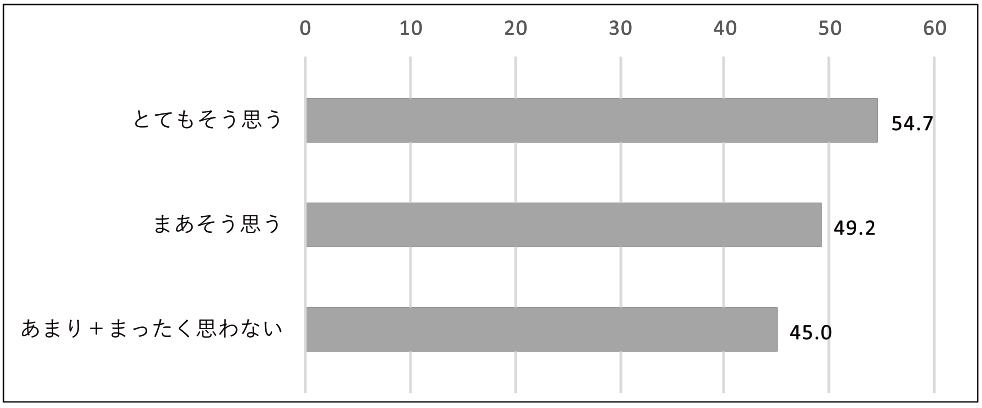

図5 運動頻度の達成意欲（H29 18歳女子）　スポーツ庁2）から太田作図

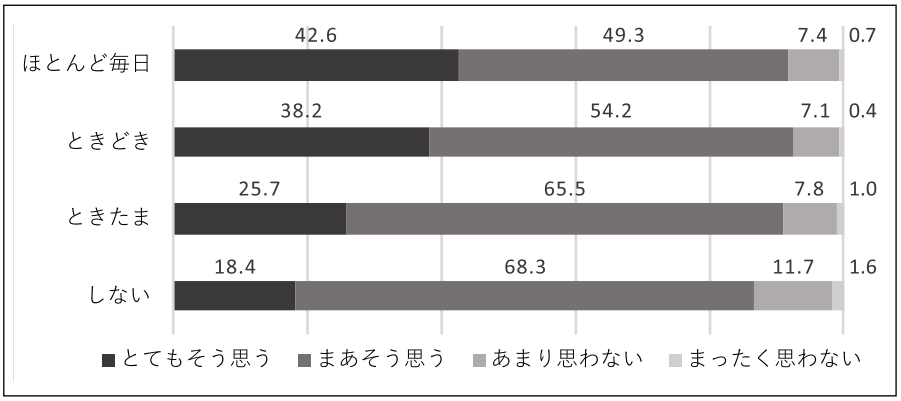

他にも健康的な生活習慣を持つ者ほど合計点が高い傾向が報告されている。ほとんど毎日運動する群がしない群よりも、また、朝食を毎日食べる群が食べない群よりも、加えてTV視聴時間が1日1時間未満の群が3時間以上の群よりも合計点が高いことも報告されている。

このように体力や運動能力の状況は学生の生活や物事への取り組み姿勢などにも深く関連するため、高等教育機関である短期大学において学生の体力の維持増進に取り組むことは、教育の成果をあげるのに欠かすことができない重要な事項であることがうかがえる。

図6 ライフスタイルと体力合計点（80点満点）（H29 18歳女子）

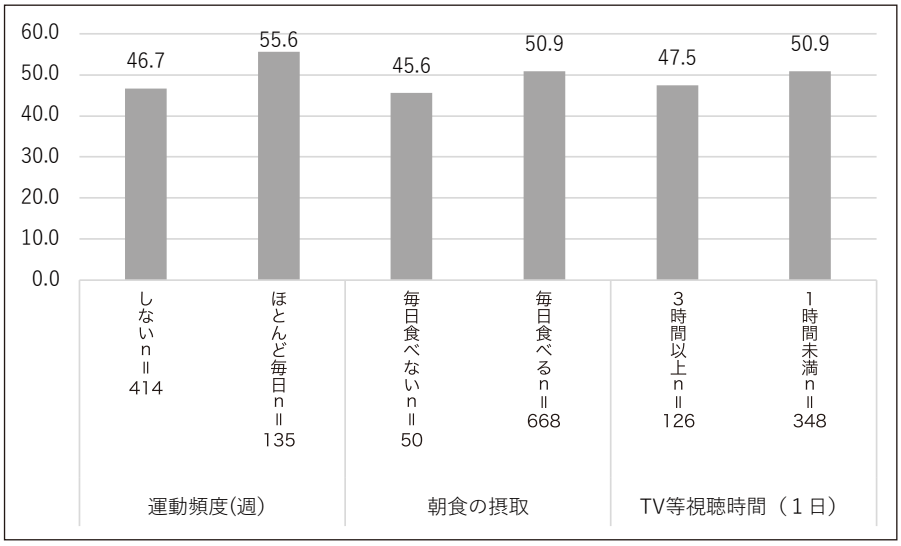

平成３年（１９９１年）の大学設置基準の大綱化により短期大学における「保健体育科目」の授業は必修科目からはずれ、選択科目としての扱いになった。しかしながら短期大学では取得資格との関係から保健体育科目の授業を設置している場合も多く、授業を通じて学生の身体の能力を支えることができているともいえる。また、多くの学生にとって最終学校となる短期大学は、体力や運動能力と心身ともに健康な生活とが結びつく運動習慣の獲得の最後の教育機会ともいえる。

近年では成人の健康づくりにつながる「スポーツ」や「運動」の考え方も大きく変わってきており、学生の卒業後の生活を視野に入れて、短期大学の保健体育の授業内容にもそれを反映させることが必要となってきている。スポーツ庁の示す「スポーツ」には従来の『スポーツ』に加えてウォーキング（歩行）やアウトドア活動（野外活動：スキー、キャンプ、サイクリング、マリンスポーツ等）、ダンスも含まれている。

また、健康づくりの分野では「現在の生活の中に加えて１０分以上身体を動かす」という『プラス１０（プラステン）』の考え方を推奨しており、通勤や通学で歩く、掃除などの家事をする、子どもと遊ぶなどの日常生活の身体活動も健康づくり運動として取り入れられている。運動処方としての考え方は週３回程度、２０～３０分身体を動かすことが推奨されるが、「時間がない」ことを理由に身体を動かすことのない現状にあり、かつ卒業後に働き盛りや子育て世代となっていく学生には日常生活の中で身体を動かすことの大切さを伝えていくことも重要であろう。また、生涯スポーツにつながるウォーキングやアウトドアスポーツなど、今後の生活に活かせる身体活動を教材に取り入れていくことも卒業後の生活に役立つものと考えらえる。本学においても、「エアロビックダンス」や「ヨガ・ピラティス」、「ウォーキング」や「コンディショニング（筋力トレーニング）」など生涯スポーツにつながる種目を通常の授業科目として展開している。中でも短期大学周辺の里山にあるいくつかのコースを1時間程度歩いたり、ノルディックウォーキングをしたりする「ウォーキング」の授業は学生に好評である。短期大学時代に「近隣の自然や町の様子に気づき、歩くことの楽しさを味わって、今後も続けたい。」という授業コメントも多く寄せられている。

子どもの体力低下が問題視されてもうすでに長い時間が経過し、いまだに体力運動能力の測定記録は最も高かった昭和６０年（１９８５年）の域から遠く低い段階にある今日、短期大学は保健体育の授業や課外活動を通じての学生の健康づくりにつながる運動・スポーツの機会を保証することで、学生たちの人生に大きな役割を果たすことが期待されている。

出典1)　showtp.jp/guidelines/scamon/

出典2)　スポーツ庁、平成29年度体力・運動能力調査結果、(2018)

3.運動部活動による人間力向上策

一般的に運動部と総称されているクラブ活動は課外活動の一部として位置づけられているのが現状の様である。約６０年前の事になるが、大学の自治、学生の自治が大きく叫ばれた時代があった。第２次世界大戦終戦以前の教育は国家権力により統制されていた。戦後は民主憲法のもと自主独立の精神にあふれた民主的教育が行われた。その後、現在の状況を見てみると大きな変革の様相があり、活発な自治会活動の一環として運動部活動があるようである。しかし、各短期大学に於ける運動部の位置づけは不明確な部分が見受けられる点があり、学生指導上明確にしておく事が最重要な課題である。位置づけが明確に示された後は各クラブ内部の運営規約の整備である。ここでは私自身が運営してきたJ大学での運動部運営部規約の一部を事例として提示する事とする。

J大学バレーボール部部規約

第1章総則

第１条 本クラブはJ大学バレーボール部と称し本大学学生自治会に所属する

第２条 本クラブの事務局はJ大学　学部内に置く

第３条 本クラブは部活動を通じて部員相互の親睦と心技の練磨を図り、本学の発展に寄与すると共にバレーボール界の資質の向上を目指す高い理想の実現に努力するものである。

第４条 本クラブは前条の目的を達するために次の目標を置く

１．本大学建学の精神及び学生競技精神を尊守し、自主独立の気風を養い、相互信頼と友情の絆を固め、永くバレーボールを通じて健全な社会の育成に努める事を目標とする。

２．日々、新たなる心で部生活に望み、初心忘れる事なく心技の練磨に励む事を目標とする。

３．全日本大学バレーボール選手権大会の制覇を常に目指す事とする。

第５条 本クラブは前条の目的目標を達する為に次の事業を行う

１．本クラブに所属するものは全日本及び関東連盟に本学を代表して毎年連盟に登録されなければならない。

２．日本バレーボール協会及び全日本大学連盟の主催する全ての大会に出場する事を原則とする。

３．対抗競技会を開催し、又、これに参加する事を原則とする。

４．春夏期において合宿練習を行い、年1回以上の強化練習を行う事を原則とする。

５．練習は毎日行う事を原則とするが、授業を優先する事は当然である。

６．部員相互の親睦を図るために親睦会及び研究会を積極的に行うように計画する。

７．その他クラブの目的目標を達するに必要な一切の事業を行う。

以上の総則に準拠して、第２章では所属部員になるための規約、第３章では部長、監督、コーチの任命の仕方及び指導についての規約、その他、４章、学生規約、５章、会議規約、６章、練習規定、７章、会計規定、８章、賞罰規定等が部規約に定められており、教員並びに部員全員が共通理解された中で部活動が行われていた。とかくハラスメントの温床に成りがちな部活動であるが大きな問題も発生する事なく順調に成果が上げられた。全体的には師弟一如の成果であった。

上記事例を示した中でその他種々の約束事があった。特に、女子バレーボール部を立ち上げた際には年間計画に従い月間計画、週間計画の中で日々の練習計画が作成され実行された。年間計画の大要では春季シーズンを３月３日から６月末日、秋季シーズンを８月８日から１１月末日迄の２シーズン制であった。シーズン期間内は集団練習を週６日の頻度で行った。シーズン期間外は個人練習の時とし、体力及び技術練習に関して自学自習する様に指導した。これらの考え方はアメリカＮＣＡＡのシステムを参考にしたものである。学生の反応は当初大層な不安を抱えていた様であったが慣れるに従い好循環が生じる結果であった。日々の練習時間については努めて２時間以内とした。これは学生の心理的側面である集中力等の観点から考慮したものである。

以上、その他多くの運営上の約束事が存在していたが紙面の都合上省略した。

4.全国私立短期大学体育大会の状況と今後の期待

日本私立短期大学協会主催の体育大会は、短期大学の体育・スポーツを振興し、併せて学生の健康増進と相互の親睦をはかることを目的として、毎年夏季の8月上旬に行われ、昨年度は５３回目の新たな歴史を刻んだ。これまでの歴史の中で、短大協会の歴代会長、歴代体育大会委員長、総務部・競技部各実行委員長並びに委員各位、そして短大協会事務局員のご支援とご協力に厚く御礼を申し上げる次第である。

また、高円宮妃殿下には本大会の名誉総裁を快くお引き受け下さり、合せてご家族の皆様と共に、若き学生と大会関係者に激励とねぎらいのお言葉を頂いたことは、一同深く感謝致す処である。まずは、本大会を背負ってご活躍の関係者の皆様に敬意を表し、重ねて御礼を申し上げたい。

（1）スポーツ・体育と短大教育

短期大学教育は如何にあるべきかについては、短大設立当時から文部行政者、教育学者、大学経営者達が多方面から協議を進め、理想的教育制度や教育内容の整備・充実が図られてきた。この中で、１９６４年の東京五輪夏季大会におけるオリンピック憲章にある言葉、スポーツの力を取り込んだ教育改革を地球上で展開し、これによって世界平和に貢献するという一説を短期大学教育の中に強く取り入れようと有識者達の発案があり、具体策として体育大会が行われるようになった。哲学的意味合いは、オリンピック大会により人間の肉体と意思と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方とあるオリンピックムーヴメントである。このようなスポーツ哲学は一部のスポーツ選手だけのものでなく、国民的スポーツに発展させたことにより、自国及び世界平和に貢献する人材の構築に及んだと思われる。なお、オリンピック憲章にある選手の出場資格は、創設以来アマチュア資格が強く提唱されてきた。創設者クーベルタン男爵から１９８０年代のブランデージ会長までは絶対アマチュアだけの大会だった。その後は憲章の中からアマ規定が削除され、次期２０２０年オリンピック東京大会はプロスポーツ選手達を中心とする大会となる。

（2）創設時の体育大会

振り返れば、１９６５年の理事会にて、それまで東京支部と近畿支部のそれぞれに所属する短期大学生間で実施されていた体育競技会を更に発展させ、全国大会とする案が承認された。これにより、１９６６年8月2日からの3日間、東京都立駒沢オリンピック公園総合競技場にて、全国より７２短期大学の、選手・役員併せて1,３００名の参加を得て、文部省の後援のもと、第1回全国私立体育大会が開催された。種目は卓球・ソフトテニス・バレーボール・バスケットボールの４種目で、参加学生の声からは、直前にあったオリンピックの会場で試合が出来たことに対して無上の喜びを感じたとある。また、短大協会会長であった松本生太先生（京浜女子大学短期大学部学長）は開会式の一部始終を観察して、全体的に「師弟一如」の短大教育思想が見事に表現されており、素晴らしいものであったと述べている。大会会長の内藤敬先生（東京農業大学短期大学学長）や大会委員他種目別委員の方々のお名前を拝見すると、オリンピック後の日本のスポーツ界を背負ってきた蒼々たるレジェンドの皆様で相当高い意気込みが感じられる。中でも、私と共にバレーボール界で中心的な位置で活躍した中田茂、進藤満志夫両先生（日本体育大学教授）の懐かしいお名前、また補助役員に森田淳悟先生（日本体育大学教授・金メダリスト）の名前も見受けられ、改めて素晴らしかった大会であった事が伺える。

（3）体育大会の歴史

４種目で始まった体育大会は、２年後の１９６８年（第３回大会）にバドミントンが加わり、さらに１９９３年の２８回大会からはテニス（硬式）が追加され、６種目となった。

１９６７年の第２回大会では、近畿私立短期大学連合会（近畿支部）が主管となり、兵庫県にて開催された。以来、各支部の尽力により、東京大会と地方大会が開催されるようになり、全国各地で開催されている。なお、１９６８年の第３回大会以降、開会式には皇族のご臨席をいただき、全国の私立短期大学生にとって名誉ある大会であり、本協会にとっても伝統的な行事となっている。

第３回・１９６８年～ 第４回・１９６９年	常陸宮妃殿下
第５回・１９７０年～ 第６回・１９７１年	三笠宮殿下、同妃殿下
第７回・１９７２年	三笠宮殿下
第８回・１９７３年～第９回・１９７４年	三笠宮殿下、同妃殿下
第１０回・１９７５年	常陸宮殿下、同妃殿下
第１１回・１９７６年	三笠宮寛仁親王殿下
第１２回・１９７７年～第２２回・１９８７年	三笠宮殿下、同妃殿下
第２３回・１９８８年	三笠宮殿下
第２４回・１９８９年～第２６回・１９９１年	三笠宮殿下、同妃殿下
第２７回・１９９２年～第２８回・１９９３年	高円宮殿下、同妃殿下
第３０回・１９９５年～第３７回・２００２年	高円宮殿下、同妃殿下
第３９回・２００４年～第４２回・２００７年	高円宮妃殿下
第４３回・２００８年～第４４回・２００９年	高円宮妃殿下、承子女王殿下
第４５回・２０１０年	高円宮妃殿下
第４６回・２０１１年～第４８回・２０１３年	典子女王殿下
第４９回・２０１４年～第５０回・２０１５年	高円宮妃殿下
第５１回・２０１６年	高円宮妃殿下、絢子女王殿下
第５２回・２０１７年～第５３回・２０１８年	高円宮妃殿下

（4）思い出に残る５０回大会

２０１５年に開催された５０回大会は、駒沢オリンピック公園総合運動場体育館で開会式が挙行された。開会式に当たり、名誉総裁の高円宮妃殿下が体育館にご到着、本協会・関口修会長の先導でロイヤルルームにお入りになり、暫しの歓談を致した。大変親しみのあるお言葉で話され、「クールビスの時です、ネクタイを外してゆったりとして下さい」の一言、皆さんをほっとさせた事はさすがと思った。続いては開会式でのこと、宮様がお立ちになり激励のお言葉を頂戴するその時だ。ざわついていた雰囲気が一瞬のうちに静まり返った。皇室の皆様の思い、常に国民一人一人の幸せを祈って生活をしておられる姿が感じられたのだろう、私はいくらお金を積んでも出来ない事に遭遇し、感動したことは参加学生共々忘れられない出来事だった。

(5)令和元年、2年の体育大会

２０１９年度は五輪本番一年前ということで、各競技団体はプレオリンピックの競技会が行われる。同時に組織委員会は全体の運営に関する練習会を行う。外国人の受け入れや交通手段の整備や運用等、遺漏なき様に大変な準備をしている。それらの事を予測した私達体育大会委員会では混乱回避の精神で休会を宣言した。

(6)「TOKYO 2020大会」後の全国私立短期大学体育大会

５０年間以上の歴史を歩んだ全国私立短期大学体育大会は、大きな理由がなければ止めてはならないと考える。

本稿において太田教授が述べているように、短期大学において学生の体力の維持増進に取り組むことは、教育の成果をあげるのに欠かすことができない重要なことであり、多くの学生にとって最終学校となる短期大学において、体力や運動能力と心身ともに健康な生活とが結びつく運動習慣の獲得の最後の教育機会ともいえる。短期大学の教育に欠くことのできない愛と信頼の絆を構築するために必要とされるスポーツ活動の成果を発表できる機会は、幾多の困難があろうとも続けるべきであると思う。

近年運営費の高騰等により、退く機運が見受けられるのは残念に思う。関係経費は無駄を省き、創意工夫により解決することはそれ程の困難とは思わない。そして、大会創設時の松本生太会長が残してくれた「師弟一如」の精神は、協会員一同が忘れてはならない精神の一つであると考えている。

開会式の様子

競技の様子

翔け 武蔵丘短期大学
武蔵丘短期大学女子バレーボール部 OG一同
A
Senoh
9
10
11

MUSASHIGAOKA
17

地域貢献と教育の機会均等の実現
～ 私立短期大学 ～

令和元年8月版

☆教育による地方貢献を通して「地方創生」に寄与する
☆すべての国民に高等教育を受ける場を提供する

◇ 短期大学の約９５%は私立短期大学であり、全国に幅広く分布

■女子の短期高等教育機関として貢献している

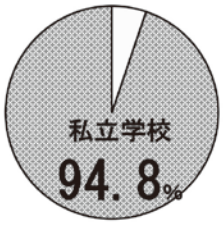

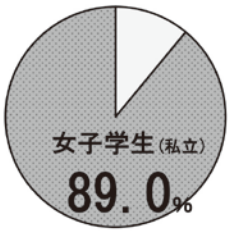

	公立	私立	
学校数	17校	309校	女子学生数（内数）
学生数（本科）	5,577 人	103,544 人	92,157 人

出典：令和元年度学校基本調査（速報）

■大都市以外の地方中小都市にも多く設置されている

■短期大学卒業生には、短期大学士の学位が授与される

■第三者評価機関により、教育の質が保証されている

【 私立短期大学所在都市規模別分布 】

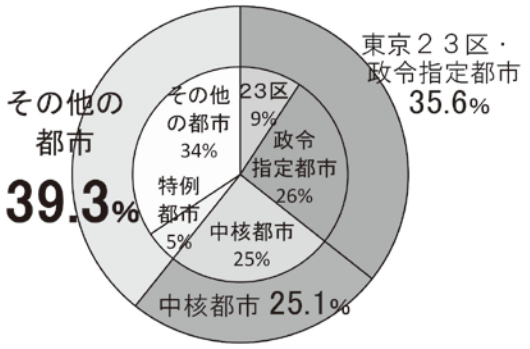

出典：令和元年度日本私立短期大学協会会員校調べ

◇ 多様な人材を養成

【 私立短期大学の分野別学生数の割合 】

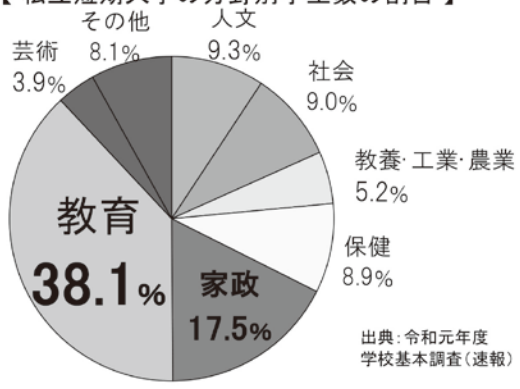

出典：令和元年度
学校基本調査（速報）

■教養教育と専門教育の適度なバランスのとれた教育課程

■少人数教育・担任制度などのきめ細かい学生支援

■幼稚園教諭・保育士等を養成する教育分野で学ぶ学生が約４割を占める

◇ 地域に根ざした高等教育機関

■自県内の入学率および就職率が高く、地元志向が強い

○自宅通学が可能
○修業期間が短いため学費の負担が低廉
○地元企業等への就職を意識したキャリア教育や進路指導

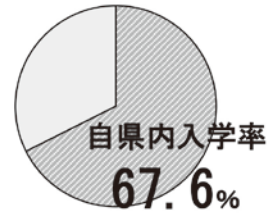

出典：令和元年度学校基本調査(速報)

出典：令和元年度
日本私立短期大学協会会員校調べ

■地域コミュニティとしての役割

○地域のニーズに対応した生涯学習プログラムの実施
○資格取得やキャリアアップを目指す社会人の学び直しプログラムを提供

◇ 高い就職率と多彩な進路先

■卒業生の約８５％が就職を希望し、そのうち約９８％が就職を決定している
■６割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者として、幅広い分野で活躍
■一般企業への就職も多く、事務職や営業職等、多彩な職種に就いている

【 職業別就職者の割合 】

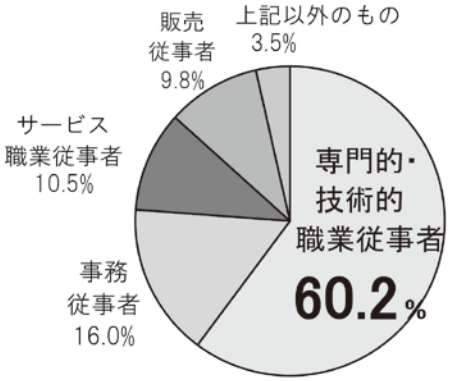

出典：令和元年度学校基本調査(速報)

《 専門的･技術的職業従事者 》

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、
司書、保育士、栄養士、調理師、
製菓衛生士、看護師、美容師、
介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、
臨床検査技師、理学療法士、
診療放射線技師、自動車整備士 等

■専攻科進学や四年制大学編入、海外への留学で上位資格取得や学びの発展へ

◇ 公的支援の必要性

■広く高等教育の機会を提供し、地域社会に貢献
■生涯学習やリカレント教育の高まりへの対応
■地域における人材育成
■女性の活躍推進
■特色を活かした教育の維持向上
■小規模校が多く、財政的に厳しい環境

私学助成等の公的支援の充実が不可欠

日本私立短期大学協会

〈平成31年4月1日現在〉

●会員短期大学数　303校

《支部別短期大学数》

日本私立短期大学協会北海道支部	15校
日本私立短期大学協会東北支部	22校
関東私立短期大学協会（関東支部）	57校
東京都私立短期大学協会（東京支部）	36校
中部地区私立短期大学協会（中部支部）	51校
近畿私立短期大学連合会（近畿支部）	33校
大阪私立短期大学協会（大阪支部）	24校
中国・四国地区私立短期大学協会（中国・四国支部）	29校
九州地区私立短期大学協会（九州支部）	36校

〈創立　昭和25年4月10日〉

当初私立短期大学数	132校
学生数	13,076名
男	8,282名（63%）
女	4,794名（37%）

〈令和元年5月1日〉

私立短期大学数	309校
学生数	107,273【103,544】名
男	12,242【 11,387】名（11.4%【11.0%】）
女	95,031【 92,157】名（88.6%【89.0%】）

・当初私立短期大学数、学生数は、「日本の教育統計-新教育の歩み-」文部省（当時）
・令和元年5月1日現在の私立短期大学数、学生数は、文部科学省の「学校基本調査（速報値）」。
【　】は、本科学生数。

北海道支部　15校

旭川大学短期大学部
帯広大谷短期大学
釧路短期大学
光塩学園女子短期大学
國學院大學北海道短期大学部
札幌大谷大学短期大学部
札幌国際大学短期大学部
札幌大学女子短期大学部
拓殖大学北海道短期大学
函館大谷短期大学
函館短期大学
北翔大学短期大学部
北星学園大学短期大学部
北海道科学大学短期大学部
北海道武蔵女子短期大学

東北支部　22校

■青森（5校）
青森明の星短期大学
青森中央短期大学
東北女子短期大学
八戸学院大学短期大学部
弘前医療福祉大学短期大学部

■岩手（2校）
修紅短期大学
盛岡大学短期大学部

■秋田（4校）
秋田栄養短期大学
聖霊女子短期大学
日本赤十字秋田短期大学
聖園学園短期大学

■宮城（5校）
聖和学園短期大学
仙台赤門短期大学
仙台青葉学院短期大学
東北生活文化大学短期大学部
宮城誠真短期大学

■山形（2校）
羽陽学園短期大学
東北文教大学短期大学部

■福島（4校）
いわき短期大学
郡山女子大学短期大学部
桜の聖母短期大学
福島学院大学短期大学部

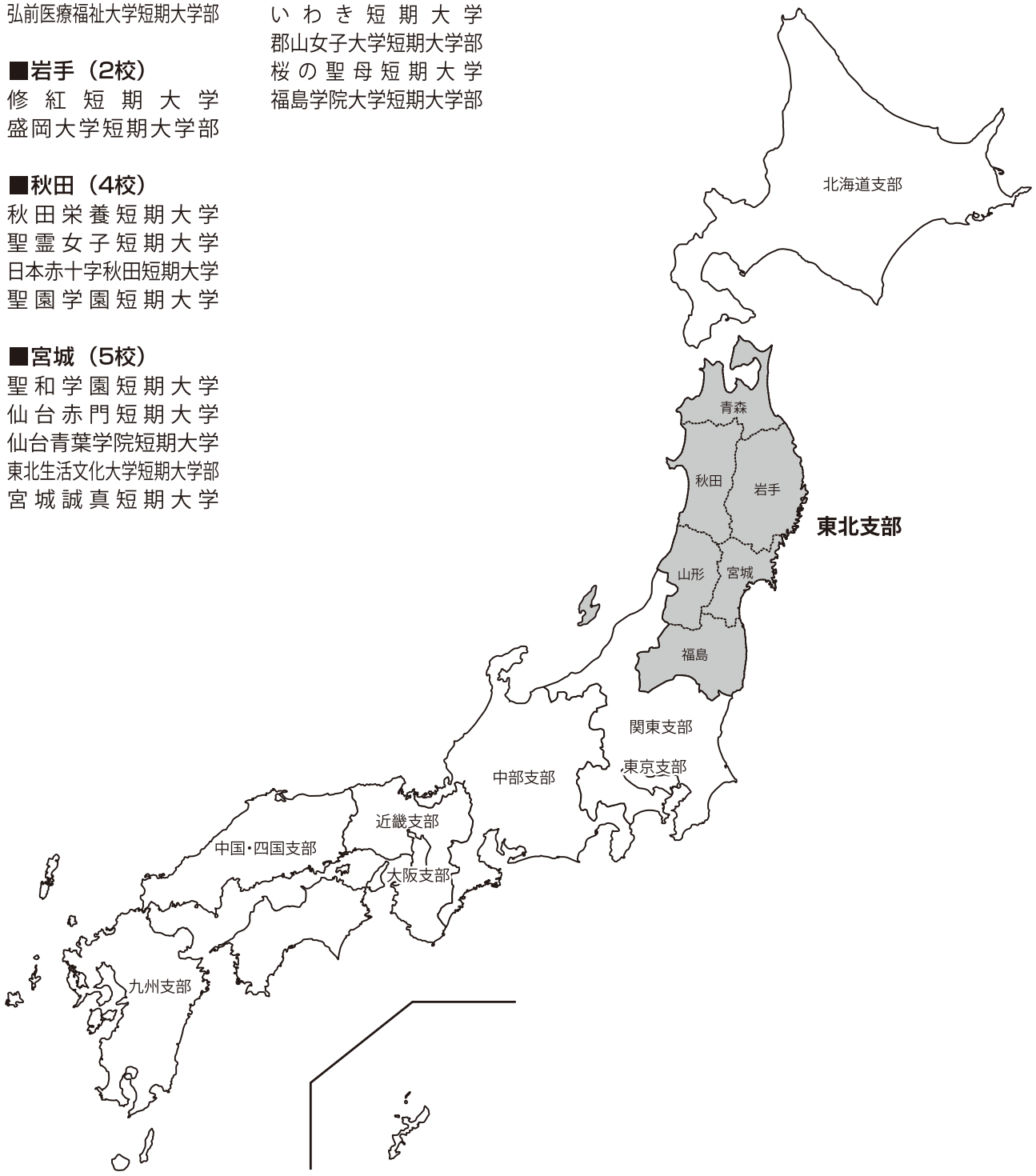

関東支部　57校

■千葉（8校）
植草学園短期大学
昭和学院短期大学
聖徳大学短期大学部
清和大学短期大学部
千葉敬愛短期大学
千葉経済大学短期大学部
千葉明徳短期大学
東京経営短期大学

■埼玉（12校）
秋草学園短期大学
浦和大学短期大学部
川口短期大学
国際学院埼玉短期大学
埼玉医科大学短期大学
埼玉純真短期大学
埼玉女子短期大学
埼玉東萌短期大学
城西短期大学
武蔵丘短期大学
武蔵野短期大学
山村学園短期大学

■新潟（5校）
新潟工業短期大学
新潟青陵大学短期大学部
新潟中央短期大学
日本歯科大学新潟短期大学
明倫短期大学

■神奈川（13校）
和泉短期大学
小田原短期大学
神奈川歯科大学短期大学部
鎌倉女子大学短期大学部
相模女子大学短期大学部
上智大学短期大学部
湘北短期大学
昭和音楽大学短期大学部
聖セシリア女子短期大学
洗足こども短期大学
鶴見大学短期大学部
東海大学医療技術短期大学
横浜女子短期大学

■山梨（2校）
帝京学園短期大学
山梨学院短期大学

■茨城（3校）
茨城女子短期大学
つくば国際短期大学
常磐短期大学

■栃木（6校）
足利短期大学
宇都宮短期大学
宇都宮文星短期大学
國學院大學栃木短期大学
作新学院大学女子短期大学部
佐野日本大学短期大学

■群馬（8校）
育英短期大学
関東短期大学
桐生大学短期大学部
群馬医療福祉大学短期大学部
高崎商科大学短期大学部
東京福祉大学短期大学部
新島学園短期大学
明和学園短期大学

東京支部　36校

愛国学園短期大学
青山学院女子短期大学
有明教育芸術短期大学
上野学園大学短期大学部
大妻女子大学短期大学部
共立女子短期大学
国際短期大学
駒沢女子短期大学
実践女子大学短期大学部
淑徳大学短期大学部
女子栄養大学短期大学部
女子美術大学短期大学部
白梅学園短期大学
杉野服飾大学短期大学部
星美学園短期大学
創価女子短期大学
鶴川女子短期大学
帝京大学短期大学
帝京短期大学
貞静学園短期大学
戸板女子短期大学
東京家政大学短期大学部
東京交通短期大学
東京歯科大学短期大学
東京女子体育短期大学
東京成徳短期大学
東京立正短期大学
東邦音楽短期大学
桐朋学園芸術短期大学
新渡戸文化短期大学
日本歯科大学東京短期大学
日本大学短期大学部
文化学園大学短期大学部
目白大学短期大学部
山野美容芸術短期大学
立教女学院短期大学

中部支部　51校

■愛知（19校）
愛知医療学院短期大学
愛知学院大学短期大学部
愛知学泉短期大学
愛知工科大学自動車短期大学
愛知江南短期大学
愛知産業大学短期大学
愛知大学短期大学部
愛知文教女子短期大学
愛知みずほ短期大学
岡崎女子短期大学
至学館大学短期大学部
修文大学短期大学部
豊橋創造大学短期大学部
名古屋経営短期大学
名古屋女子大学短期大学部
名古屋短期大学
名古屋文化短期大学
名古屋文理大学短期大学部
名古屋柳城短期大学

■静岡（4校）
静岡英和学院大学短期大学部
東海大学短期大学部
常葉大学短期大学部
浜松学院大学短期大学部

■長野（8校）
飯田女子短期大学
上田女子短期大学
佐久大学信州短期大学部
信州豊南短期大学
清泉女学院短期大学
長野女子短期大学
松本大学松商短期大学部
松本短期大学

■岐阜（10校）
大垣女子短期大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部
岐阜保健大学短期大学部
正眼短期大学
高山自動車短期大学
中京学院大学短期大学部
中部学院大学短期大学部
東海学院大学短期大学部
中日本自動車短期大学
平成医療短期大学

■福井（1校）
仁愛女子短期大学

■石川（4校）
金沢学院短期大学
金沢星稜大学女子短期大学部
金城大学短期大学部
北陸学院大学短期大学部

■富山（2校）
富山短期大学
富山福祉短期大学

■三重（3校）
鈴鹿大学短期大学部
高田短期大学
ユマニテク短期大学

近畿支部　33校

■滋賀（3校）
滋賀短期大学
滋賀文教短期大学
びわこ学院大学短期大学部

■京都（10校）
池坊短期大学
大谷大学短期大学部
華頂短期大学
京都外国語短期大学
京都経済短期大学
京都光華女子大学短期大学部
京都西山短期大学
京都文教短期大学
嵯峨美術短期大学
龍谷大学短期大学部

■兵庫（16校）
芦屋学園短期大学
大手前短期大学
甲子園短期大学
神戸教育短期大学
神戸女子短期大学
神戸常盤大学短期大学部
産業技術短期大学
頌栄短期大学
聖和短期大学
園田学園女子大学短期大学部
東洋食品工業短期大学
豊岡短期大学
姫路日ノ本短期大学
兵庫大学短期大学部
湊川短期大学
武庫川女子大学短期大学部

■奈良（3校）
奈良芸術短期大学
奈良佐保短期大学
白鳳短期大学

■和歌山（1校）
和歌山信愛女子短期大学

大阪支部　24校

藍野大学短期大学部
大阪青山大学短期大学部
大阪音楽大学短期大学部
大阪学院大学短期大学部
大阪キリスト教短期大学
大阪芸術大学短期大学部
大阪健康福祉短期大学
大阪国際大学短期大学部
大阪城南女子短期大学
大阪女学院短期大学
大阪信愛学院短期大学
大阪成蹊短期大学
大阪千代田短期大学
大阪夕陽丘学園短期大学
関西外国語大学短期大学部
関西女子短期大学
近畿大学短期大学部
堺女子短期大学
四條畷学園短期大学
四天王寺大学短期大学部
常磐会短期大学
東大阪大学短期大学部
プール学院短期大学
平安女学院大学短期大学部

中国・四国支部　29校

■鳥取（1校）
鳥取短期大学

■岡山（7校）
岡山短期大学
川崎医療短期大学
作陽音楽短期大学
山陽学園短期大学
就実短期大学
中国短期大学
美作大学短期大学部

■広島（5校）
山陽女子短期大学
比治山大学短期大学部
広島国際学院大学自動車短期大学部
広島文化学園短期大学
安田女子短期大学

■山口（5校）
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学

■徳島（3校）
四国大学短期大学部
徳島工業短期大学
徳島文理大学短期大学部

■香川（2校）
香川短期大学
高松短期大学

■愛媛（5校）
今治明徳短期大学
環太平洋大学短期大学部
聖カタリナ大学短期大学部
松山東雲短期大学
松山短期大学

■高知（1校）
高知学園短期大学

九州支部　36校

■福岡（18校）
折尾愛真短期大学
九州大谷短期大学
九州産業大学造形短期大学部
九州女子短期大学
近畿大学九州短期大学
久留米信愛短期大学
香蘭女子短期大学
純真短期大学
精華女子短期大学
西南女学院大学短期大学部
中村学園大学短期大学部
西日本短期大学
東筑紫短期大学
福岡医療短期大学
福岡工業大学短期大学部
福岡こども短期大学
福岡女学院大学短期大学部
福岡女子短期大学

■佐賀（3校）
九州龍谷短期大学
佐賀女子短期大学
西九州大学短期大学部

■長崎（2校）
長崎女子短期大学
長崎短期大学

■熊本（2校）
尚絅大学短期大学部
中九州短期大学

■大分（4校）
大分短期大学
東九州短期大学
別府大学短期大学部
別府溝部学園短期大学

■鹿児島（3校）
鹿児島純心女子短期大学
鹿児島女子短期大学
第一幼児教育短期大学

■宮崎（2校）
南九州短期大学
宮崎学園短期大学

■沖縄（2校）
沖縄キリスト教短期大学
沖縄女子短期大学

◇ 日本私立短期大学協会会員校　キャンパス所在地分布図

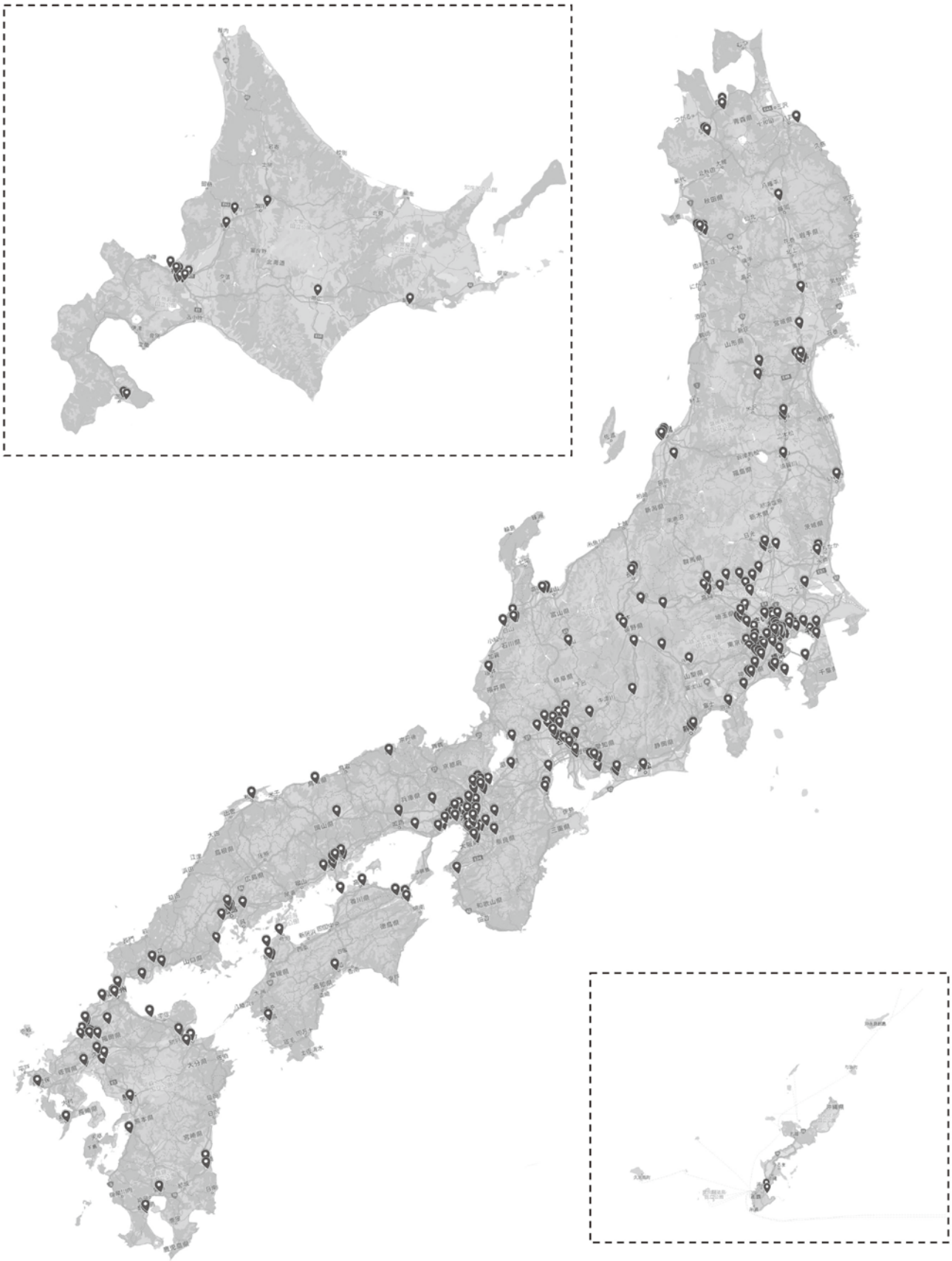

編集後記

このたび、多くの皆様方のご協力のもと、「短期大学教育」第７５号を発刊させることができましたことに深謝申し上げます。

今号では、「特色ある短期大学教育の展開と質保証」をテーマに掲げ、現在、短期大学を取り巻く文教施策において提起されているキーワードの中から、「グランドデザイン答申」、「教学マネジメント」、「認証評価」、「ガバナンス・コード」などを取り上げ、その方面において造詣の深い先生方に論稿をお寄せいただきました。

今回、文部科学省高等教育局大学振興課からご報告いただきましたように、今後、グランドデザイン答申後の短期大学教育制度について、長期スパンで対応していくことが課せられ、私立学校法の改正や私立大学・短期大学のガバナンス・コードの策定の推進、教学マネジメントに係る指針の策定、高等教育の修学支援新制度など、喫緊に取組むべき課題が山積しています。改革総合支援事業では、大学を運営していくものにとって補助金獲得以上に短期大学の活性化が求められています。

なお、今号において、本協会に設置されている常設委員会の中から、教務委員会、財務委員会、体育大会委員会の各委員長に「短期大学」を基軸に据え、それぞれのお立場からご執筆をいただきました。

「短期大学」は今、深刻な少子化に伴って、大きな試練に立たされております。それは、今回ご執筆いただいた先生方の言葉の端々にもあるように、我々にとっては本当に切実な問題となっています。論稿に寄せられた各種データや資料、指針等を参考にしながら、これからの地域に貢献する新世代の「短期大学」を作ってまいりたいと存じます。

何とぞご高覧いただきますことを重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉といたします。

日本私立短期大学協会 広報委員会委員長
（聖和学園短期大学学長）

鳴　海　　渉

● 編集委員／広報委員会　（広報パンフレットワーキンググループ）

鳴海　涉　聖和学園短期大学 学長 (委員長)
麻生隆史　山口短期大学 理事長・学長（副委員長）
原田博史　岡山短期大学 理事長・学長
吉田安伸　聖徳大学短期大学部 入学センター長
奥田吾朗　大阪国際大学短期大学部 理事長
宇城照耀　東筑紫短期大学 理事長

短期大学教育　第75号（非売品）

印刷年月日 ／ 令和元年10月10日
発行年月日 ／ 令和元年10月17日
発　行　人 ／ 日本私立短期大学協会　会長　関口　修
広報委員会 ／ 委員長　鳴海　涉
発　行　所 ／ 日本私立短期大学協会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25　私学会館別館内
電話 03-3261-9921（代表）
03-3261-9055（直通）
FAX 03-3263-6950
協会URL http://www.tandai.or.jp
短大クエスチョンURL https://tandai.jp
印　刷　所 ／ 株式会社ル・プロジェ
東京都千代田区神田小川町2-4-16　いちご神田小川町ビル10F
電話 03-5217-1983　FAX 03-5217-1982

短期大学教育
二〇一九（令和元）年十月

スマートフォンでチェック！

短大クエスチョン　検索

日本私立短期大学協会